

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	5
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 発委第 1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例	6
日程第 4 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例	7
日程第 5 議案第 34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	8
日程第 6 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について	14
日程第 8 議案第 7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	15
日程第 9 議案第 8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	17
日程第10 議案第 9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例	19
日程第11 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	26
日程第12 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	28

日程第13	議案第12号	吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	30
日程第14	議案第13号	吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
日程第15	議案第14号	吉岡町犯罪被害者等支援条例	34
日程第16	議案第15号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	39
日程第17	議案第16号	吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例	39
日程第18	議案第17号	吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	40
日程第19	議案第18号	町道路線の認定・廃止について	42
日程第20	議案第19号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	43
日程第21	議案第20号	令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)	44
日程第22	議案第21号	令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)	47
日程第23	議案第22号	令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	48
日程第24	議案第23号	令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	50
日程第25	議案第24号	令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	51
日程第26	議案第25号	令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)	53
日程第27	議案第26号	令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)	54
日程第28	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	55
日程第29	請願第1号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願	56
日程第30	町長施政方針		57
散会			62

○第2号(3月4日)

議事日程	第2号	63
本日の会議に付した事件		63
出席議員		64

欠席議員	6 4
説明のため出席した者	6 4
事務局職員出席者	6 4
開 議	6 5
日程第 1 町長施政方針に対する質問	6 5
日程第 2 議案第 2 7 号 令和 6 年度吉岡町一般会計予算	7 3
日程第 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	8 3
日程第 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	8 4
日程第 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	8 6
日程第 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	9 0
日程第 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度吉岡町水道事業会計予算	9 1
日程第 8 議案第 3 3 号 令和 6 年度吉岡町下水道事業会計予算	9 4
散 会	9 7

○第 3 号（3 月 5 日）

議事日程 第 3 号	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	1 0 0
欠席議員	1 0 0
説明のため出席した者	1 0 0
事務局職員出席者	1 0 0
開 議	1 0 1
日程第 1 一般質問	1 0 1
◇富岡大志君	1 0 1
◇藤多ゆかり君	1 2 0
◇飯島 衛君	1 2 6
◇飯塚憲治君	1 4 4
◇秋山光浩君	1 5 9
散 会	1 7 2

○第 4 号（3 月 6 日）

議事日程 第 4 号	1 7 3
本日の会議に付した事件	1 7 3

出席議員	174
欠席議員	174
説明のため出席した者	174
事務局職員出席者	174
開 議	175
日程第 1 一般質問	175
◇山崎守人君	175
◇大井俊一君	183
◇小池春雄君	195
◇坂田一広君	212
散 会	229

○第5号（3月18日）

議事日程 第5号	231
本日の会議に付した事件	233
出席議員	234
欠席議員	234
説明のため出席した者	234
事務局職員出席者	234
開 議	235
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）	235
日程第 2 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例	242
日程第 3 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	242
日程第 4 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例	243
日程第 5 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する 協議について	243
日程第 6 議案第 7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	244
日程第 7 議案第 8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	244
日程第 8 議案第 9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例	245

日程第 9	議案第 10 号	吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 4 5
日程第 10	議案第 11 号	吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 4 6
日程第 11	議案第 12 号	吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	2 4 6
日程第 12	議案第 13 号	吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 4 7
日程第 13	議案第 14 号	吉岡町犯罪被害者等支援条例……………	2 4 7
日程第 14	議案第 15 号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例……………	2 4 8
日程第 15	議案第 16 号	吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例……………	2 4 8
日程第 16	議案第 17 号	吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	2 4 9
日程第 17	議案第 18 号	町道路線の認定・廃止について……………	2 4 9
日程第 18	議案第 19 号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	2 5 0
日程第 19	議案第 20 号	令和 5 年度吉岡町一般会計補正予算（第 7 号）……………	2 5 0
日程第 20	議案第 21 号	令和 5 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 0
日程第 21	議案第 22 号	令和 5 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 1
日程第 22	議案第 23 号	令和 5 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 1
日程第 23	議案第 24 号	令和 5 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 2
日程第 24	議案第 25 号	令和 5 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 2
日程第 25	議案第 26 号	令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	2 5 3
日程第 26	議案第 27 号	令和 6 年度吉岡町一般会計予算……………	2 5 3
日程第 27	議案第 28 号	令和 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算……………	2 5 4
日程第 28	議案第 29 号	令和 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算……………	2 5 5

日程第29	議案第30号	令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	255
日程第30	議案第31号	令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	256
日程第31	議案第32号	令和6年度吉岡町水道事業会計予算	256
日程第32	議案第33号	令和6年度吉岡町下水道事業会計予算	256
日程第33	請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）		257
日程第34	請願第1号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める 意見書」の提出を求める請願	260
日程第35	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		260
日程第36	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		260
日程第37	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		260
日程第38	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		260
日程第39	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		260
日程第40	議会議員の派遣について		261
町長挨拶			262
閉会			262

令和6年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和6年3月1日（金曜日）

議事日程 第1号

令和6年3月1日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発委第 1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)

- 日程第13 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第18号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第29 請願第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願

(趣旨説明・付託)

日程第30 町長施政方針

(演述)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

2番	春山和久君	3番	藤多ゆかり君
4番	大井俊一君	5番	秋山光浩君
6番	宮内正晴君	7番	小林静弥君
8番	富岡栄一君	9番	飯塚憲治君
10番	富岡大志君	11番	坂田一広君
12番	飯島衛君	13番	小池春雄君
14番	廣嶋隆君		

欠席議員（1人）

1番 山崎守人君

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 大橋美穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和6年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。令和6年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今年は、吉岡町でも大雪警報が出るような寒さの厳しい日がある一方で、一転して夏のような日があるなど、寒暖の差が例年よりも大きい冬となりました。

さて、本日、令和6年第1回定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。

本定例会では、令和6年度の一般会計並びに特別会計当初予算をはじめとする議案等32件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（廣嶋 隆君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、11番坂田一広議員、12番飯島 衛議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してありますので、小池春雄委員長より委員長報告を求めます。小池委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 議会運営委員会からの報告を行います。

令和6年2月22日木曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和6年第1回定例会の会期及び会期日程について協議を行いました。

協議の結果、本定例会は、3月1日から3月18日までの18日間と決まりました。

また、本定例会において、施政方針に対する質問を3月4日に、一般質問を3月5日と6日に行うことが決まりました。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

小池委員長、自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期を3月1日から3月18日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月1日から3月18日までの18日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の議会運営委員会小池春雄委員長に提案説明を求めます。小池委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案説明を行います。

提案理由は、組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

右の旧にあるイの「健康子育て課」を「健康福祉課」に改め、ウを削除し、エをウに、オをエに改めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由説明とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長は自席にお戻りください。

ただいま議題となっております発委第1号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第1号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係規定の改正を行おうとするものです。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、町の条例について条項ずれ対応が必要となりましたので、関係規定の改正をすること、その他所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、第1条による改正関係としまして、吉岡町監査委員条例の一部改正につきまして、全て地方自治法の一部改正に伴う条項ずれ対応及び字句の修正を行うものであります。

次に、第2条による改正関係としまして、吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてですが、こちらも全て地方自治法の一部改正に伴う条項ずれ対応及び字句の修正を行うものとなります。

そして、第3条による改正関係としまして、吉岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれ対応を行う技術的改正となります。

最後に、附則の関係としまして、施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行日である令和6年4月1日としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可

決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

それでは、概要説明書をご覧ください。

第2条関係としまして、町長の事務部局の職員が兼任することとしていた吉岡町監査委員事務局の職員について、組織機構の見直しに伴い、議会の事務部局の職員に兼任となるよう改正を行うものであります。

続いて、附則の関係としまして、施行期日につきましては、令和6年4月1日としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 11番坂田です。今回、監査委員の事務局が総務課から議会事務局に移るということであります。

私も議員をやらせていただいて、長い間いろいろなところを視察させていただきましたけれども、大体議会事務局と監査委員事務局を兼ねるような場合におきましては、議会事務局の人員が3名というような配置になっております。

現在2名体制で議会事務局をやっておるわけでありましてけれども、それで、この事務が増えるわけで、人員の増員等々、その辺は考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 事務対応については、対応していきたいと思っています。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1人増やすということなんですけれども、監査委員事務局となると、それなりの識見を要するわけなんですけれども、どなたでもいいというわけではないのですけれども、経験、職員、どの程度の人を配置するという考えなんですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、人選をしているところでございます。

議 長（廣嶋 隆君） ほかに。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 人選をしているということなんですけれども、目安として一定の識見を要するということだと思えるんですね。ということになると、おおよそにすると、二、三年前に入った人というわけにはいかないと思うので、ある程度、腹積もりというのは、大体このぐらいの経験が必要だというのがあろうと思うんですけれども、人選ということは分かったんですけれども、その中で、要するに、監査委員事務局に相当するという人の識見というのがありますよね。年数にしますとこのぐらいの経験が必要だとかという部分というのはどのようにお考えですか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、対応できる職員の対応を考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 対応できるんですけれども、私が言ったのは、大体監査委員事務局としての識見というのと、大体どのくらい、経験はこのくらいだろうという、その目安というか、何かやっぱりあると思うんですね。

例えば、職員としていわゆる事務職でも様々な職がありますから、そういう中で監査委員として監査委員事務局という立場になりますと、一定の部分のところを法律、条例、そういうものを読み解いて理解できるという人ですね。

ということになると、経験とすると大体何年以上でどの程度の経験を持った人になるというのがあるんじゃないですか。

これから検討するなら、これから検討するという話なんですけれども、ある程度やっぱりそれだけの職責を果たさせるというには、皆さんの腹積もりがあるじゃないですか。ただ人を充てればいいじゃなくて、どのくらいの、どの程度の人というのがあるのかと思うんですけれども、その辺というのはこれから検討するのは分かったんですけれども、これから検討するにしても、大体その経験がこのくらいか、このくらい以上というのがあると思うんですよ。

その辺というのはどうなんですかと聞いているんですけれども、これから検討するんじゃないかって、こういうふうに出すということは、恐らく腹積もりもあるでしょうかと

ら、私が心配しているのは、全くのずぶの素人が来るんだか、それとも、少なくともこういう課にいて、そして実務としてこういうものをこのぐらい積んでいる人という条件というものがあるじゃないですか。だから、その辺はどうなんですかと聞いているんですけれども。

適当な人じゃなくて、やっぱり要件に当てはまる条件というものがあると思うんですけれども、その条件はどういうものでしたかということをお伺いしているんですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 適当に選ぶつもりはございません。しっかりと監査委員事務局に対応でき得る職員を考えていきたいと思えます。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、消防団員に対して新たに出勤報酬を支給することに伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

まず、1の出勤報酬の支給についてでございますが、（1）の第10条第1項による改正関係につきましては、団員への報酬を年額報酬と出勤報酬に区分し、従来の年額報酬に加え、団員が災害、警戒及び訓練その他消防団活動の職務に従事した場合には出勤報酬を

支給することとするものであります。

次に、(2)第10条第3項による改正関係につきましては、団員の職務の区分に応じ、出勤報酬の額を定めるものとなります。

次に、(3)第10条第4項による改正関係については、団員が災害の職務に従事した場合であって、1日の出勤時間が7時間45分を超えた場合の出勤報酬の加算の特例を定めるものとなります。

次に、(4)第10条第6項から第8項による改正関係については、出勤報酬の支給期日を定めるものとなります。

続きまして、2の技術的改正についてでございますが、第10条第2項、第5項、第7項及び第8項による改正関係として、出勤報酬に係る規定の新設に伴い、年額報酬の支給方法に係る規定の整理を行うものであり、年額報酬の額や支給方法に変更はございません。

次に、第7条第2項第2号及び第9条第1項による改正関係につきましては、字句の整理を行うものとなります。

最後に、附則の関係として、施行期日については令和6年4月1日としています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長(廣嶋 隆君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番(小池春雄君) 消防団の報酬については、今全国的に様々な問題があるんですけども、報酬が一旦個人の口座に支払われるんですけども、またそれを徴収して、その積立てとか、旅行に使うというので、様々なところで問題になっているケースがあるんですけども、当町の消防団の中では、そういう、今世間でも問題になっているというようなことというのはないという認識をしてよろしいのでしょうか。

そしてまた、その辺のチェックというのは、支給する側とすると、そこは問題なく行われていると私たちは理解してよろしいのですか、確認したいと思うんですけども、いかがですか。

議長(廣嶋 隆君) 小林総務課長。

[総務課長 小林康弘君発言]

総務課長(小林康弘君) 今のご質問ですが、吉岡町につきましては、現在この報酬につきましては、各自の団員のところに届いているという形になっております。

議長(廣嶋 隆君) 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

1 3 番（小池春雄君） 各自に行っているんですけども、要するに、そういうことが問題になったものだから、前もそうなんですけれども、支払われて、それがまた、そこから徴収をして、それを決まりのように、一旦支払われたものを持ち寄って、それで積立てというんですかね。旅行に充てるとかというので使っているというケースで今社会的な問題になっているんですよ。

だから、その中というのは、もうそうなっていると、嫌でも一旦もらうけれども、また出さなきゃならないというふうになっているというんですね。

それが場所によると、それが積み立てられた額というのがもう何十もになっていて、実際自分が辞めるときになったら、積み立てたけれども、ましてやコロナがあった時代なんていうのは、そのお金を払うばかりで、積み立てたのに積み立てたお金が使えないで辞めていくようなケースもあるという報道もあるんですよ。

ですから、そういうこともなく、ちゃんと支払われたものがちゃんと本人に渡るという、そういうシステムになっているかということを確認しているんです。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この消防団報酬につきましては、先ほど個人のところに行っているという話させていただきましたが、その個人に支払われたお金を消防団のほうで強制的に集めるということについては行ってはおりません。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔1 3 番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 強制でなくても、任意というんですかね。本人は欲しいんですけども、団として積み立てるんだというので出しているケースというのがあるんですよ。強制ではないと思うんですよ。でも、任意と言っても、みんながやっているんだから出さないわけにいかないというので、コロナで、この3年ぐらいコロナがあったものですから、団の旅行にも行けなくて、でも結局積み立てたけれども、もうそれで年齢が来たので団を辞めたら、それが返ってくるわけじゃなくて、そのままそのお金がたまっていっちゃって、だから、出しただけでマイナスになるということがこれまでの消防団の中では、地域消防の中では問題になっているケースなんですよ。

だから、そういうことはございませんかということを確認しているんです。

任意においてもですね。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 強制的に徴収してはいないと考えていますが、例えば、団のほうで独自に

旅行に行くとか、そういったときにその旅行費として積み立てるといのはあるかもしれません。

ただ、それを活動費として集めて、それをプールして団の運営に使っていくということはないと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 今の答弁に対して、そのチェックはどうしていますか。

いわゆる強制的に集めていないとか、任意で徴収しているとしたら、それがどのような目的でどのくらいの額を集めているのかというチェックについては、どのような形で行っているのか説明いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 実際各分団がそういったものをどういうふうに使っているかということにつきましては、今のところ私のほうで把握してはおりません。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を追加すること及びこれに伴う同委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体で協議を行うに当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、吉岡町を含む県内地方公共団体が共同設置している群馬州市町村公平委員会について、地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、共同設置する地方公共団体の数を増減し、又は共同設置に関する規約を変更するときは、関係地方公共団体間の協議により行うとされておりまして、その協議を行うに当たり、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、提案させていただくものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、1群馬州市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の増加に関する協議につきましては、令和6年4月1日から「富岡市」及び「榛東村」が加入するため、増加に関する協議を行うものであります。

次に、2群馬州市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてですが、第6条の改正は負担金の算出方法を改正するもので、負担金の算出基礎となる対象職員数について、職員のうち「公平委員会に対して地方公務員法の規定に基づく苦情の相談又は、同法第46条の規定による措置要求をすることができるものの数」と明確化するとともに、負担の算出方法について、当該対象職員数に300円を乗じて得た額に1,000円を加算する額とするものとなります。

別表の改正につきましては、共同設置する団体に「富岡市」及び「榛東村」を追加するものでございます。

3の施行期日として、附則第1項施行期日は、「富岡市」及び「榛東村」の加入は、令和6年4月1日からとなっていることから、同日付で施行するものとなります。

附則第2項経過措置は、この規約の施行の際、現に「富岡市」又は「榛東村」の公平委員会になされている措置要求等については、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなすこととするものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） それでは、補足説明を概要説明書に基づきまして説明させていただきます。

議案名、提案理由につきましては、先ほど町長が述べたとおりとなります。

改正内容の概要につきましては、1つ目が第23条関係の改正で、施設の概要などの重要事項の掲示規定を書面による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正になります。

2つ目は、第53条関係の改正で、現在は記録媒体について、シー・ディー・ロム等の具体的な記録媒体が示されていますが、これを媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、幅広い記録媒体の使用が可能と分かる文言の適正化を図るものと、その他字句の整理を行うものです。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

ただし、第53条第2項の改正規定は公布の日から施行するものとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする第9期介護保険事業計画に基づく条例の改正となります。

介護保険法第117条に基づき、介護保険制度の健全な運営を図るために3年ごとのサイクルで財政収支を見通した保険料の改定及び条例の見直しに伴う字句の整理等、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりです。私のほうからは、条例の主な改正点について説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

概要欄の1は、保険料率の改定でございます。

まず、第1号被保険者の介護保険料について申し上げます。現在の基準額となる月額6,200円、年額7万4,400円については、変更は行いません。そのまま据え置く形となります。

今回変更するのは介護保険法施行令に基づく低所得者及び高所得者の保険料率と所得段階の見直し部分となります。

この所得段階及び保険料率の新たな設定に当たっては、低所得者の保険料上昇の抑制及び介護従事者の処遇改善に関する国の意向が反映されたものとなります。

第1号被保険者の中で所得再配分機能を強化することによって低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとし、高所得者の介護保険料の所得段階を増やして財源の確保に努めます。

これによって、これまで低所得者の負担軽減に使われていた公費の一部が介護従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用されるようになるという仕組みです。

それでは、改めて、令和6年度から適用される各段階別の保険料率についてご説明いたします。

事前にPDFのデータでお配りしています第8期と第9期の介護保険料比較表をご覧ください。

関係する条文は、条例の第2条となります。

それでは、保険料率の改正内容から段階別に説明いたします。

まずは、所得の第1段階です。標準乗率はこれまでの0.50から0.455に引き下げられました。ここからさらに、国の基準による公費を投入することで0.285まで引き下げられます。

次に、所得の第2段階です。標準乗率はこれまでの0.75から0.685に引き下げられます。こちらも、さらに公費を投入し、0.485まで引き下げます。

乗率低減の最後は、所得の第3段階です。標準乗率は、これまでの0.75から0.69に引き下げられます。そこから公費を投入して0.685まで引き下げます。

以上が低所得者の保険料上昇を抑制するための標準乗率の引下げ内容となります。

第4段階と第5段階では、乗率及び所得基準の変更はありません。

介護保険法施行令の条ずれのみの改正となります。

次に、本人に町民税が課税されている場合の段階の見直しと高所得者の標準乗率の引上げについて説明いたします。

まず、段階の見直しから説明します。町民税が本人に課税されている場合の前年の合計所得金額の区分をこれまでの5段階から8段階に増やします。新しい所得基準の区分けについては、表に記載されているとおりです。

次に、基準額に対しての乗率ですが、新第6段階が1.20、新第7段階が1.30、新第8段階が1.50、新第9段階が1.70となります。

所得に変更がなければ、仮に段階が変わっても保険料に大きな影響がないように、料率は設定されています。

次の第10段階からは、高所得者に対する標準乗率の引上げとなります。

基準額に対する乗率は、新第10段階が1.90、新第11段階が2.10、新第12段階が2.30、新第13段階が2.40となります。

最後は技術的改正であり、本条例の見直しによる字句の整理となります。

関係する条文は、条例の第10条第1項第4号及び第11条第1項第4号になります。

以上が本則となります。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則になります。

附則第1条は、この条例を令和6年4月1日から施行することとするものです。

附則第2条は、経過措置として、この条例による改正後の吉岡町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例とするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、我が国における平均寿命の延伸や高齢化の進展に伴い、敬老年金の受給資格を見直すとともに、社会情勢に則した制度名に変更するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。私からは、条例の主な改正点について説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

今回大きく分けて6つの改正がございます。1つ目が名称の変更です。「吉岡町敬老年金」という名称を「吉岡町長寿祝金」に変更するものです。変更する理由は、従来の敬老年金という名称が国の公的年金と混同されやすいためです。もともとこの名称の由来は、年金制度がまだ国民皆年金ではなかった昭和30年代前半の時代背景があります。条例が制定された昭和33年当時は、国民年金法がまだ制定されておらず、公的年金を補完する

意味合いが強かったものと推測されます。その後、時代も移り変わり、国民皆年金が達成され、高度経済成長に対応した年金の給付改善などが実施されてきました。

本条例も時代に合わせて支給内容などは随時見直しをされてきましたが、名称だけが事業開始時の名残として残されてきました。よって、今回の条例の見直しに併せて変更するものであります。

名称の変更に関する条文は、本条例の題名部分と条例第1条から第4条まで、及び第7条から第9条まで、並びに附則第2項が該当します。

続いて、2つ目は、受給対象年齢の見直しです。関係する条文は、条例の第2条第1項第1号及び第3条になります。

見直しの内容は、満80歳及び満85歳の者への支給を廃止するものです。廃止の理由を説明します。

敬老年金については、昭和33年の制度開始から実に65年がたちます。国の統計資料を遡ると、条例が制定された年代に最も近い昭和35年の統計データによると、その年の平均寿命は男性が65.3歳、女性が70.2歳でした。それから60年余りが過ぎ、日本は男女共に平均寿命が80歳を超える長寿社会を迎えました。本町においても敬老年金の受給対象者の人数は年々増加しております。併せて、様々な高齢者施策に要する経費は、今後ますます増加することが見込まれています。

また、平均寿命の延伸によって、長い高齢期が訪れますが、家族などから生活のサポートが受けられない高齢者には日常的に様々な生活課題が発生します。これらに対応することも町の喫緊の課題となりました。

こうした情勢を受けて、将来に向けて安定した財政運営を堅持していくために必要な見直しを行うことが今回の目的です。

続いて、3つ目の改正は、条例の第3条中ただし書きのある「物品による支給の廃止」についてです。これは、敬老年金を支給する際、必要により現金を品物に代えて支給することができるという内容ですが、過去の支給において事例がないため、このただし書きを削除するものであります。

続いて、4つ目の改正は、条例第4条に関する支給時期の延長です。祝金の支給時期をその年の9月中から基準日の属する年度の9月から翌年の3月までの期間に延長するものです。その理由は、現在敬老年金の支給は口座振込で行っておりますが、対象者が確定する9月1日の基準日以降振込先の照会を行う際に、宛所に本人が居住していなかったり、入院や施設入所などで振込先の確認に時間がかかるケースが多いため、支給期間を延長するものであります。

続いて、5つ目は、受給資格者が死亡した場合において、支給を受ける遺族の順位の明

確化です。関係する条文は、新条例の第9条第2項になります。これは、受給資格が確定する9月1日の基準日を過ぎて祝金を支給するまでの間に受給者本人が亡くなってしまった場合、現行の条例では、遺族への支給及び遺族の範囲及び請求順位についての定めはありませんが、同順位の者が2人以上ある場合についての請求順位は明確化されていませんでした。これを新条例では、同順位の遺族の協議により代表者を決定し、当該代表者として届け出た者に支給することを新たに定めるものであります。

最後の6つ目は技術的改正であり、本条例の見直しによる字句の整理になります。

関係する条文は、条例の第1条から第3条まで、第5条から第7条まで及び第9条になります。

以上が本則となります。

それでは、議案書の2ページにお戻りいただきまして、附則となります。

附則の1、この条例は令和6年4月1日から施行することとするものです。

附則の2、吉岡町障害者特別年金支給条例（昭和47年吉岡村条例第34号）の一部を次のように改正する。第3条第6号中「吉岡町敬老年金条例」を「吉岡町長寿祝金条例」に、「敬老年金の」を「長寿祝金の」に改めるものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この改正は、今までは80歳、85歳が対象になっていたものがこれからは88歳、90歳、95歳というふうに延びるということですよ。要するに、今までもらえた人がこれからは80歳、85歳ではもらえないということなんですけれども、どうなんでしょうね。確かに町は人口も増えて久しく、まず全体的に高齢化が進んで、高齢者も元気な方もいれば、新聞を見ているも早く亡くなる方もいますし、年齢が長生きの人が増えたというのあれば、健康寿命も確かに延びましたけれども、健康寿命というのはまだ男性でも72.何歳かですよ。女性でも76歳ぐらいですか。健康寿命。要するに、自分のことは自分でできる。

健康寿命と長生きというのはまた別の問題であって、できれば使えるときにももらえるお金というのはありがたいのであって、もう健康寿命を過ぎて施設に入所していてなかなか自分で使えなくなる人が今度は対象になってくる感じなので、そうするとどうなんでしょうね。

健康寿命という見方からすると、男性で72歳ぐらいですから、それが次の85歳まで

もらえなくなるというのは、今までもらえた人がもらえなくなるというのは果たしていかがなものなんでしょうかね。

私は、長寿祝金にするということですから、長寿を祝うわけですから、今までどおりで、説明として合理的説明がないような気がするんですよ。

高齢者の方が年を取ったら、今の高齢者、80歳を過ぎている方というのは年金も本当に少ないですよ。まして、国民年金だけの人というのは少ないですよ。役場に勤めていたとか、厚生年金があった人というのはまあまあそれなりにもらえるでしょうけれども、国民年金の方だったら、私たちの年代でさえも年間に月にすると6万円、介護保険料を引かれるとやっと6万円になるかならないかぐらいですよ。

そういうふうに見てくると、もう少しこれを一遍にこんなに対象になる人を低くしなくても、まだまだ町として私は一度にこんなにやらなくてもいいような気がするんですけども、恐らく町でもそれなりに検討した結果なんでしょうけれども、健康寿命とか、そういうものを考えた場合には、ちょっと私はいかがなものかなと思うんですけども、その辺の答弁、町のほうで条例改正に当たっては、どのような検討がなされたのか。そして、こういう結果に至ったのかについてお尋ねをしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 小池議員がおっしゃるとおり、社会の発展に寄与した高齢者を敬い、感謝する気持ち、これは非常に大切なことです。ただ、平均寿命の延伸で、今、高齢者は長い高齢期を過ごすこととなります。その中で高齢者の方が暮らしやすい社会をつくっていくために我々自治体はどういったことを、何をなすべきかということが検討の端にあったわけなんですけれども、これからは、予算を、町が予算をかけた分、高齢者の方の暮らしがよくなるような、そういった事業を大事にしていかなければいけないというふうに考えおります。

先ほど介護予防の関係で健康寿命を延ばしたらということでお話がありましたが、やはり介護予防の事業をこれからも吉岡町では様々な事業を計画している中で、高齢者の健康面で健康寿命の延伸を図るということ、それから、経済面では高齢者の就業を安定させること、また、地域づくりでは高齢者の社会参加を促進させること、こういったような施策を推進してまいりたいために事業の敬老年金の一部削減についてご理解をいただきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) 私が質問したのは、今まで町で80歳、85歳の方が対象だったのがいきなり今度88歳になるという、88歳からですよ。随分一度の引上げですから、そこへ持っていくに当たってはどのような協議がなされたのか。

先ほど言いました健康寿命等勘案する中で、私が聞いたのは、どのような協議がなされてこういう結果になったのかということを探っているんですよ。

介護予防のほうにも力を入れたいと。それも分かりますよ。

でも、今まで80歳、85歳というのが対象で、元気な人もいればそうでない人もいるわけですよ。様々な人がいますけれども、でも、若い人は60代、70代でも、最近のグラフで見ていると、そういう方も亡くなっていますけれども、88歳までたどり着ける人というのがどのぐらいいるのかということもあると思うんですよ。

これは、縮めていっちゃうわけですから、やっぱり長寿祝金といたら、吉岡町の長寿というのは88歳以上が長寿なんだと。私はもう80歳になればもう長寿だと思うんですよ。

それで、できればもらえた人がそのお金が使えるというのが理想だと思うんですよ。

88歳からになると、88歳で割合としてですよ。生きられても、そのお金が生きてるだけというのと、まだ十分ぴんぴんしていて、そのお金が十分に使えるという立場にあるかというものを考えるときというのも、やっぱりもらえたお金がその人が生きているうちに十分好きなように使えるということが大事だと思うんですよ。

そういうことをちゃんと考えたときに、今まで80歳、85歳が対象だったものがいきなりもう88歳ですと言われても、90歳に限りなく近くなった人だけが対象になるわけじゃないですか。

それでは気の毒なような気がするんですけども、その辺について、皆さんの中でどういふ議論がなされたかということを確認したいですよ。

これからそういう人たちに対象者、いわゆる健康寿命を延ばすためにいろいろなことをやりたいというのは、それはそれとして理解できるんですけども、今までこの年になったらもらえる人が延ばされて、80歳、85歳がもらえて、いきなり88歳になっちゃうというのは、あまりにもちょっと一遍にやり過ぎではないかということもあるんですけども、そのところは、どのような議論がなされたかというのをもう一度確認したいんですけども、どうなんですか。

本当にそういったことを考えたのかどうか。考えた結果、80歳、85歳は対象にしませんというふうにしたのか。

私は、そのこれから80歳になる、これから85歳になるという人が何らかの形で町からお祝いしてもらえると聞いた人がいきなり88歳まで延ばされちゃうというのは、何

か長寿のお祝いに対する考え方というか、町が変わったようにも見えちゃうんですけども、もう一度確認をしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） どのような議論がされてきたかということについては、まず、この敬老年金を縮小することにつきましては、2つのことを検討させていただきました。

1つは、今ほかの自治体でこういった同じような事業を行っているところは数多くありますが、どのくらいの年代から敬老年金が支給されているのか。近隣自治体との比較があります。

吉岡町は、近隣自治体と比べても、80歳、85歳を削減したとしても特段見劣りする内容ではありません。極端な削減ではないという形として解釈をしております。

2つ目につきましては、今後どのくらい対象となる高齢者が増えていくのかという増加率の問題です。今後の人口増加率や高齢化率の推移、また、高齢者が亡くなった場合、住所移動等によって生じる自然増減率、こちらの将来推計値を算出した結果、団塊の世代が全て80歳以上となる6年後の2030年には75歳以上の後期高齢者の人数が今年度の2,503人から24%増えて3,095人になるという推計も出ています。

こういった形もあります。世代間の格差、それから負担割合、こういったものが今後少子高齢化の中で議論されると思うんですが、やはり、その少子高齢化に歯止めがかからない現状におきましては、現役世代の負担は大きくなるばかりです。

税金や社会保険料しかり、働き手などの人材不足しかりです。年齢で分けて、どの年代が得をしている、どの年代が損をしているかという考えは、世代間格差の浮き彫りをあらわにしますので、なるべく幅広く全ての世代が一定の負担を請け負って、高齢者に係る事業も一部見直しができる部分は見直しをして協力をしていただきたいということで、今回の改正に至ったという経緯がございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が様々な角度から質問しましたが、町長が最後にはそれでよろしいというふうになったんでしょうけれども、町長の、今課長が述べましたけれども、町長のその考えというのは、私が先ほど言った、何度も繰り返したくないんですけども、町長のお考えを聞きたいんですよね。これまでこの国、地域のために努力なされた人たちが今までは恐らくみんな80歳になればまた町からお祝いしてもらえるというふうになっていた人がこれまで80歳だった人が今度88歳に延ばされるよというふうになったとき、それを楽しみにしていた人たちに対する期待とか、そういうものを考えたと

きに、それでいいのだ、それでいいのだというふうに町長、単純に思うんでしょうかね。

そういう今までの長寿祝金をもらえる立場にあった人の心情を考えても、やはりこれでいいんだという考えでしょうか。最後に、町長のお考えを、今言いました高齢者に対する町長の考え方を述べてください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 高齢者の皆さんに対する思いというんですか、それは長寿の方への敬意と感謝の念は持ち続けているつもりでございます。

そういった中、時代の変遷の中において見直しをさせていただいて、それらを高齢化社会の中で事業転換をしていきたいというふうに思っている次第でございます。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 小池議員のほうからいろいろ質問、質疑があったわけですが、例えば、今回この支給が廃止される80歳、85歳の方なんですけれども、本年度で言いますとどれくらいの方がいて、その支給額というのは、全体の支給額に対してどれくらいの割合なのか。細かい数字があれば、それがベストなんですけれども、大ざっぱな数字でも結構ですので、ここでお願いしたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、来年度、令和6年度に80歳、そして85歳を迎える方の人数をお伝えします。

80歳を迎える方が194人、85歳を迎える方は114人です。合計で308人となります。

ちなみに、今年度は、80歳が189人、85歳が99人でした。合計は288人です。

対象者の方には1万円が支給されますので、来年度80歳、85歳を迎える方にもし敬老年金を支給した場合は308万円が支給されるという見込みであります。

あと、全体の敬老年金に対しての支給割合ということなんですけど、来年度の予算を予算書の中に記載があると思うんですが、来年度、この80歳、85歳を除いた88歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の方の支給合計が438万円です。

この438万円に先ほどの縮減となる308万円を合計したものが746万円になると思います。

ですので、746万円に対して、先ほどの金額の割合は、約40%ということになります。

す。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうしますと、町としては、もうこういった支出はなるべく避けていくというような考えでよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 極力このような事業の削減というのは、町としても避けていきたいということは考えておりますが、やはり、一律の給付型の予算というのは、どうしてもこれから高齢者が増えていく中で増大してまいりますので、今後町の高齢者施策の方針としては、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるための事業に転換していきたいと。

そのために、高齢者の方がもし何か生活でお困りのことがあった場合に、そこに重点的に事業を行っていく。一律給付型というものではなく、重点支援型の予算というふうに切り替えていきたいというふうに考えています。

一応こういった中で、来年度の予算、事業等も考慮して、新メニュー等も入れておりますので、ぜひご理解いただければということでもよろしくお願ひします。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩を取ります。再開を10時55分とします。

午前10時35分休憩

午前10時55分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第11 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

概要説明書をご覧ください。

まず、第4条関係は、従業者の員数に係る改正です。地域包括支援センターの設置者及び指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に対して指定介護予防支援の提供に必要な介護支援専門員を事業所ごとに1人以上置かなければならないという規定を定めるものであります。

第5条関係は、管理者の設置基準に関する見直しです。第3項を新設し、指定居宅介護支援事業者は、原則として主任介護支援専門員を管理者として置かなければならないと定められました。ただし、その確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員を管理者として配置することが認められています。

また、第4項では管理者が兼務できる業務を定めています。

第12条関係は、利用料の受領基準の新設です。指定居宅介護支援事業者は、事業を実施する地域以外を訪問して事業を行う場合には利用者の同意を得た上で交通費の支払いを受けられるように定めるものであります。

第23条関係は、重要事項の掲示に関する規定の追加です。指定介護予防支援事業者は、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないと定められていますが、その掲示方法としてウェブサイトに掲載することを新たに規定するものです。

第32条関係は、指定介護予防支援の具体的取扱方針の改正です。

第1項第2号に2と3を追加し、身体的拘束の取扱いについての規定を定めます。

同条第16号では、モニタリングを実施する際に訪問によらない利用者との面接方法について、テレビ電話装置等の活用が盛り込まれました。

同条第29号には、指定居宅介護支援事業者は市町村長から求められた場合に情報提供に応じなければならないという規定が新設されました。

最後は技術的改正であり、本条例の見直しによる字句等の整理になります。

関係する条文は、概要説明書に記載されているとおりです。

以上が本則となります。

続いて、附則になります。附則の1は施行期日です。この条例は令和6年4月1日から施行し、第6条第4項、第17条及び第35条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

附則の2は、重要事項の掲示に係るウェブサイトへの掲載について、令和7年3月31日までの経過措置を規定したものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

概要説明書をご覧ください。

概要欄の1から9までは、訪問型の地域密着型サービスに関する改正です。

まず、第6条関係は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する兼務要件の変更です。2024年3月末で廃止される介護療養型医療施設について、同一敷地内にあれば兼務が可能な施設から削除するものとなります。

続いて、第7条関係は、これら事業者における管理者の設置基準について、「同一敷地内」を削除し、兼務条件の緩和を図るものです。

第24条と42条は、これら事業者に利用者の身体的拘束等を原則禁止する規定と、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った際の記録整備を追加したものになります。

第34条は、重要事項の掲示に関する規定にウェブサイトへの掲載を新たに追加するものです。

第47条、第48条、第51条及び第58条は、指定夜間対応型訪問介護事業者に係る同様の改正となります。

ここまでの訪問型の地域密着型サービスに係る改正です。

次に、概要説明書の10から19までは、通所型の地域密着型サービスに関する同様の改正です。

同じく、20から22までは、複合型の地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護支援事業者に対する同様の改正となります。

続く23は、当該事業者における利用者の安全と介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための委員会の設置について新たに規定したものとなります。

次の24から34までは、入所型の地域密着型サービスに関する同様の改正になりますが、このうち第125条、第146条、第164条の2及び第171条では、これらの入所型施設が協力医療機関等を定める場合の基準について、病院側の相談体制及び診療体制の確保、協力医療機関名の自治体への届出、新興感染症発生時等の取決めや利用者の退院後の入居、緊急時の連携や対応方法などを定めています。

また、新たに追加された第130条第11項は、利用者の安全や業務の効率化、介護サービスの質の確保について、規定の要件を満たした場合に看護職員及び介護職員の員数に係る適用要件を緩和するものであります。

第186条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者について、その管理方法に関する研修を受講するように定めたものとなります。

概要説明書の35から37までは、複合型地域密着型サービスのもう一つの類型である看護小規模多機能型居宅介護事業者の同様の改正となります。

利用者が居宅において組合せできるサービスの明示及び身体的拘束等の適正化を図るための措置に関する規定が新設されました。

最後の38は、技術的改正であり、本条例の見直しによる字句等の整理になります。

関係する条文は、概要説明書に記載されているとおりです。

以上が本則となります。

附則の1は、施行期日です。この条例は令和6年4月1日から施行し、第9条、第59条の26、第85条、第144条及び第203条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

附則の2は、重要事項の掲示に係るウェブサイトへの掲載について、令和7年3月31日までの経過措置を規定したものととなります。

附則の3は、身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会や指針の整理、研修の実施について、令和7年3月31日までは努力義務とするものです。

附則の4は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する経過措置について、令和9年3月31日までは努力義務とするものです。

附則の5は、協力医療機関との連携に関する経過措置について、こちらも令和9年3月31日までは努力義務とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

概要説明書をご覧ください。

概要欄の1から5までは、認知症対応型通所介護の介護予防事業者に関する改正となります。

まず、第6条関係は、単独型及び併設型の通所介護事業者の管理者に係る兼務要件の変更です。

当該管理者が管理する他の事業所について、同一敷地内という条件を削除し、兼務条件の緩和を図るものです。

第10条は、共用型の通所介護事業者に係る同様の改正です。

第32条関係は、重要事項の掲示に関する規定にウェブサイトへの掲載を追加するものであります。

第40条と第42条は、通所介護事業者による利用者の身体的拘束等を原則禁止する規定と緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った際の記録整備を追加したものであります。

概要説明書の6から8までは、小規模多機能型居宅介護の介護予防事業者に関する同様の改正となりますが、第53条では、身体的拘束等の適正化を図るための措置が規定され、第63条の2では、当該事業者における利用者の安全と介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための委員会の設置について新たに規定されます。

概要説明書の9から11までは、認知症対応型共同生活介護の介護予防事業者に関する同様の改正となります。

このうち、第79条は、共同生活住居の管理者が同時に管理できる事業所等の条件を緩

和するものです。

第83条では、協力医療機関等を定める場合の基準について、病院側の相談体制及び診療体制の確保、協力医療機関名の自治体への届出、新興感染症発生時等の取決めや利用者の退院後の入居、緊急時の連携や対応方法などを定めています。

最後の12は技術的改正です。本条例の見直しによる字句等の整理になります。

関係する条文は、概要説明書に記載されているとおりです。

以上が本則となります。

続いて、附則です。

附則の1は、施行期日です。この条例は令和6年4月1日から施行し、第11条、第39条、第92条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

附則の2は、重要事項の掲示に係るウェブサイトへの掲載について、令和7年3月31日までは、経過措置を規定したものととなります。

附則の3は、身体的拘束等の適正化のための対策検討委員会の開催や指針の整備、研修の実施について、令和7年3月31日までは努力義務とするものです。

附則の4は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する経過措置について、令和9年3月31日までは努力義務とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要

の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりであります。

概要説明書をご覧ください。

まず、第5条関係は、従業員の員数に係る改正です。指定居宅介護支援事業者に関して、介護支援専門員1人につき担当できる利用者の数を35人から44人に見直すものです。

さらに、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う電子計算機と接続された情報処理システムを使用し、かつ事務職員を配置している場合には、利用者の数を49人まで増やすことが可能になります。

第6条関係は、管理者の設置基準に関する見直しです。当該管理者が管理する他の事業所について、同一敷地内という条件を削除し、兼務条件の緩和を図るものです。

第16条関係は、具体的取扱方針の改正です。

第1項第2号、こちらに新たに2と3を追加し、身体的拘束等の取扱いについての規定を定めます。

同条第15号では、モニタリングを実施する際に訪問によらない利用者との面接方法について、テレビ電話装置等の活用が新たに盛り込まれました。

第25条関係は、重要事項の掲示方法に関する規定の追加です。居宅介護支援事業者は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないと定められていますが、その掲示方法として、新たにウェブサイトに掲載することを規定するものです。

第32条関係は、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った際の記録整備を追加したものとなります。

最後は技術的改正であり、本条例の見直しによる字句等の整理になります。

関係する条文は、概要説明書に記載されているとおりです。

以上が本則となります。

附則の1は、施行期日です。この条例は令和6年4月1日から施行し、第6条、第7条第4項第2号及び第34条の改正規定は、公布の日から施行するものとなります。

附則の2は、重要事項の掲示に係るウェブサイトへの掲載について、令和7年3月31日までの経過措置を規定したものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として制定するものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

第1条では、条例を制定する目的を定めます。犯罪被害者等基本法に基づき、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現に寄与することを目的として、本条例を定めるものであります。

第2条は、本条例の用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めるものであります。

基本的には犯罪被害者等基本法第2条に規定する定義に準拠しております。

第3条は、基本理念です。犯罪被害者等の支援を推進するに当たって、基本となる考え方を定めております。こちらにおいても、犯罪被害者等基本法第3条に準拠しております。

第4条は、町としての責務を規定しております。犯罪被害者等への支援施策を総合的に推進するために、町が必要な措置を講じることを定めたものであります。

第5条と第6条では、町民及び事業者等の責務を規定しております。犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周囲の無理解や中傷などに苦しめられる場合がございます。こうした状況を町民一人一人が認識し、二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めることを定めるものであります。

併せて、町が実施する犯罪被害者等への支援のための施策に協力するよう努めることも規定しております。

第7条では、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じる窓口の設置と、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うことを定めております。

第8条では、犯罪被害者等がその被害を受けた犯罪等に起因する経済的な負担の軽減を図るため、支援金の支給、その他必要な支援を行うことを定めています。

第9条では、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性及び二次的被害の防止について、町民や事業者等への広報及び啓発を行うことを定めています。

第10条では、民間支援団体に対して、町が必要な支援を行うことを定めています。

第11条では、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合や支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合の支援の制限について定めています。

第12条は、委任規定です。この条例に規定されている事項のほかに必要な事項がある場合、町長が別に定めることを規定したものととなります。

最後に、本条例の施行期日でございますが、令和6年4月1日からとするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、まず第6条でありますけれども、事業者等がということなんですけれども、事業者に対してどのような啓蒙をするのか。条例をつくっても、これが事業者に行き渡らなければ意味ありませんけれども、事業者というものの範囲をどこまで見ているか。

そして、その啓蒙をどうするか。

それから、第6条にあります支援のための施策に協力するよう努めなければならないと、これは事業者に対してなんですけれども、例えばですけれども、どんなことが求められるのか。

それから、第8条関係ですけれども、第8条関係は、犯罪被害者等、その被害を受けた

犯罪等に起因する経済的な負担の軽減を図るため、支援金の支給、その他の必要な支援を行うものとするというふうにありますけれども、これ何か用語か何か決めるところがないと、どういうことであれば支援金の対象になるのか、この辺がやっぱり明確になっていませんよね。

そこをどういうふうにしていくのか。全く予算措置も講じていないし、ちょっとその辺がまだ支援金、その他必要な支援を、支援金があったり、支援金ということですから、決め事がないとお金が出せません。

ちょっと戻りますと、第7条関係ですけれども、相談に応じる窓口を設置するというふうになっておりますけれども、この窓口というのは、吉岡町で言うとどこの課が担当するのかということですね。

それが窓口を設置しても、それに対するプライバシーの保護であるとか、様々な問題が出てくると思うし、一定のこの相談を受ける人というのは、一定の知識がないとできないことですよ。

犯罪被害というのは、やっぱり被害者というのは、私がそうですと名乗り出て訴えかけるものではありませんから、プライバシーというのがありますから、そこのところを理解しながら、ちゃんと被害者とその窓口そのものが信頼できるかどうかということも大事ですから、そこにはやはりそれなりのノウハウを持った人が窓口であり、担当していかなければならないと思うんですよ。

そこがどのように確保されているかというところの確認をしたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、事業者の範囲、それから、その協力方法について周知等どうするかということに関しましては、まだ具体的にこれという事業内容というのはまだ定まっていません。

原則的には、町内の事業者に対して、犯罪被害者の方が関わりがある場合、例えば従業員であったり、あるいはそのご家族であったりという場合に、二次的被害、誹謗中傷ですとか、誤解を招くような、そういった対応、そういったことがないように周知啓発をしていくというのが当初の考えでございます。

それから、予算の関係を質問されましたので、見舞金ですね。犯罪被害者に対する経済的支援として、町では犯罪被害者の方に見舞金と一時金を支給する予定で、令和6年度の予算に計上させてもらっています。

見舞金の場合ですと、犯罪被害で亡くなられた方、ご家族には30万円、1か月以上の

加療が必要な重傷病の方には10万円、それから、両方に一時金として5万円を支給する予定であります。

それから、犯罪被害者等の相談窓口ですが、健康福祉課、来年度健康福祉課になりますが、そちらの福祉室のほうに窓口を設置する予定であります。

それから、職員等の研修ですが、この条例が制定された後、吉岡町と渋川警察署、それから犯罪被害者の支援を行っている県のNPOすてっぷぐんま、こちらの三者で協定を結びます。その中の協定の項目の中に職員等のスキルアップのための研修等、そういった事業も行っていくということで、協力の依頼をさせていただきたいというふうに考えています。

やはり、窓口で相談を受ける職員に関しましては、かなりプライバシーに配慮する必要があります。必ず相談を受ける際には個室で行ったり、あるいは女性が被害者の場合には女性の職員が対応するなど、そういった努力に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 施行がもう4月1日に施行ということですから、これ啓蒙というのはしっかりと早くしていかなければならないと思うんですよ。

スタートは4月1日ですから、その辺の体制というのは万全ではなくとも、ある程度整いつつあるということで理解してよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、広報の4月号で今回の条例の内容、それから相談窓口、それから具体的にどういった、今後吉岡町が犯罪被害者に対して寄り添っていくのかというようなことは啓発させていただきたいと思います。

また、4月の前に、先ほど言ったように、協定を結ぶ予定でいますので、そういった内容についても逐次、情報発信をしていきたいというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 第8条の関係で、先ほどの質疑の答弁の中において、見舞金と一時金と2種類あるよというような答弁だったと思いますけれども、この見舞金と一時金の違いといますか、区別というのはどのような定義になっておりますか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、見舞金につきましては、県内、全国的にこの犯罪被害者等支
援条例、かなり多くの自治体が既に施行しております。

そういった中で、やはりどこの自治体においても見舞金を支給しております。

金額は、そちらの前例を見ながら決定させてもらっているものなのですが、一時金につ
きましては、これは吉岡町で新たにつくった項目でございます、犯罪被害者等の方に、
ご家族も含めてなんです、共通しているのは、やはり、犯罪被害に遭った直後という
のはやはり相当生活に大変な思いをします。外出もままならない。そういった、いろい
ろな、様々な心理的なストレスですとか、仕事もお休みしなくちゃいけない。場合によ
っては辞めることもあるかもしれない。そういった中で、国の給付制度があるんですが、
それが支給されるまでに半年近くかかってしまうと。

当面の一時金という形で、これはどんな形であれ、現金ですので、どんな目的で使って
いただいても構わない。その生活再建のため、ご家族の生活を維持するための一時金と
いう形で、プラス5万円を支給するというので、一応見舞金と一時金というのは、そ
ういった目的別に分けて支給するというので考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

[11番 坂田一広君発言]

11番（坂田一広君） この見舞金と一時金についてでありますけれども、先ほど答弁の中で、例
など挙げながら説明して、具体的に幾らぐらい払われるんだというような説明があった
かと思っておりますけれども、これは犯罪の対応とかによって一覧表のようなものはあるん
ですか。

議 長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらの見舞金と一時金の支給に関しては、支給要綱を定めます。

その中で、本当に細かい区分けというのではなく、先ほど申し上げたように、犯罪で亡
くなってしまった場合の遺族に対して30万円、重傷病、1か月以上の加療が必要な、
治療が必要な犯罪被害者の方には10万円、その両方、それぞれに一時金5万円という
形の表が規定されているのみとなります。

議 長（廣嶋 隆君） ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受けたことによる条例の改正を行うため、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第14号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

群馬県では、小口資金の返済負担の軽減策として、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について、令和5年度までに融資申込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借換えができるものとしております。今般その申込期間を1年間延長し、令和6年度末まで継続することとなったものでございます。

概要説明書にありますとおり、条例制定当初の附則につきまして、第2項中の「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めることにより、令和6年度中の借換えに対応するものとなります。

附則といたしまして、本条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第17 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改

正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、1 守秘義務を課す者の範囲の変更でございますが、改正前の第8条に協議会に出席した委員以外の者の守秘義務に関する規定を追加する内容で、第7条の規定により、会議に出席を求められた委員以外の者に対する守秘義務の規定を新設するものでございます。

次に、2 技術的改正の（1）条項ずれ対応につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の施行に伴うもので、第1条関係は、協議会の設置に関する条文番号が7条から8条にずれたことによる改正を行うもので、第4条関係につきましても、これに対応するためのものとなっております。

（2）字句の整理につきましては、併せて字句の修正を行うものでございます。

最後に、附則関係ですが、施行期日につきましては、公布の日からとするものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第18、議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、道路法施行令が改正されたこと及び条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、占用料の改定関係につきましては、令和5年4月1日に施行されております。

内容につきましては、民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準変動等が反映されたものとなっております。

今回の改正は、道路法施行令の一部が改正されたこと及び字句の整理を行うため、所要の改正をお願いするものとなります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、1の道路占用料の見直しにつきましては、（1）下限額の引下げにつきましては、条例第2条第2項第3号関係による改正となりますが、指定区間内の国道に関わる占用料に準じて、道路占用料の下限額を「200円」から「100円」に引き下げるものとなります。

（2）単価の改定につきましては、道路法施行令別表に規定します第3級地の指定区間内の国道に係る占用料の額の改定に準じて、別表の単価を改定し、字句の修正についても行うものとなります。

なお、この別表は、道路法施行令の規定に基づくものでございますが、施行令の別表が改正されたことにより、町の条例につきましても施行令と同じ表とすべく、改正をお願いするものとなります。

2の施行期日等ですが、附則第1項関係は、施行期日を定め、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

続いて、（2）附則第2項及び第3項関係でございますが、経過措置として、条例の改正に伴う改正後の規定をこの条例の施行日以後の占用期間に係る占用料の額について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、改正前の占用料の額とするもの等につ

いて規定するものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第19 議案第18号 町道路線の認定・廃止について

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、議案第18号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、道路法に基づき、町道の認定・廃止をお願いし、道路網の整備をするためのものがございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするもので、町道の認定につきましては、民間開発事業に伴う寄附道路及び町道認定の漏れが判明した路線について、計6路線の認定を行うものとなります。

次に、町道の廃止につきましては、民間開発事業に伴います寄附道路と接続する既存町道について、路線整理のため、2路線の廃止を行うものとなります。

お手元の町道路線認定調書の6分の1ページをお開きください。

左より整理番号、路線番号、路線名とございます。

整理番号は位置を示しており、路線番号と路線名は、それぞれ個別の認定路線を示し、起点、終点は、認定区間を番地で示したものとなります。

認定をお願いする路線ですが、1ページの整理番号1番・北野18号線。2ページの整理番号2番・山下10号線。整理番号3番・畑中13号線。整理番号4番・鬼ヶ橋7号線。

3ページをお願いいたします。

整理番号5番・宮田6号線。整理番号6番・駒寄16号線の6路線となります。

続いて、資料の4ページから6ページの道路網図をご覧ください。

この道路網図は、1ページから3ページの町道路線認定調書と対応しており、その路線の位置を示しております。

新規認定路線は、水色のラインで着色をしており、その脇の数字は、路線番号を示しておりますが、路線番号の下3桁までの表示となっております。

次に、町道路線廃止調書の2分の1ページをお開きください。

廃止をお願いする路線は、1ページの整理番号1番・畑中11号線。整理番号2番・畑中12号線の2路線となります。

2ページの道路網図をご覧ください。

廃止路線は、黄色のラインで着色した路線となっております。

なお、今回の更新後となりますが、路線数につきましては、1,679路線となり、総延長につきましては、暫定で32万2,213メートルとなります。

また、この路線名、起点、終点、重要な経過地等は、議会の議決後に道路法の規定に基づき公示とするものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第20 議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議 長（廣嶋 隆君） 日程第20、議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決い

ただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

国の水道整備・管理行政の事務の所管替えに伴う関係条例は、第5条第1項、第35条第2項及び第40条第1項第1号です。

水道整備・管理行政の機能強化を図るため、事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されるためです。

次に、技術的改正は、第35条第1項です。水道法施行令の一部改正に伴う条ずれ対応を行うものです。

附則として、令和6年4月1日を施行日とするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第21 議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第21、議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,489万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,404万1,000円とするものです。

今回の補正予算の主な内容ですが、歳入は、町民税や入湯税で、現在の収入実績などを勘案した増額、国の補正予算による地方交付税の増額、歳出における各種事業費の変更に伴う国及び県負担金や補助金の補正、各種町債の補正などとなっております。

本補正における歳入歳出全体の共通事項として、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

その他、繰越明許費、地方債の補正など、詳細につきましては、企画財政課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額については、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2条については、繰越明許費の補正で、第2表・繰越明許費補正によるということで、7ページをご覧ください。

繰越明許費の追加で、1段目、2款総務費1項総務管理費、町勢要覧制作業務127万6,000円は、掲載写真を撮影する必要があるため、製作期間を延長するため、翌年度に繰り越すものです。

2段目、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託業務1,870万円は、年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越すものとなります。

3段目、3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（低所得者世帯分）1,531万8,000円、4段目、同じく（均等割課税世帯分）4,626万5,000円、5段目、同じく（子ども加算分）1,716万3,000円は、年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すものとなります。

6段目、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業157万7,000円は、残務処理が必要なため、翌年度へ繰り越すものとなります。

7段目、8款土木費2項道路橋梁費、町道大町・諏訪線水路施設測量設計及び河川占用許可申請業務758万円は、関係機関との調整に不測の期間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

8段目、4項都市計画費、都市計画道路漆原総社線新設事業1,214万1,000円は、境界確定など、不測の事態が発生し、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものです。

9段目、5項住宅費、町営住宅等長寿命化計画改定業務502万2,000円は、アスベスト除去計画の方針決定に不測の期間を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものとなります。

次に、変更として、1款議会費1項議会費、議会広報印刷製本業務は、事業費の変更に伴い、62万8,000円から83万9,000円に変更し、繰り越すものとなります。

以上が第2表・繰越明許費補正となります。

次に、8ページをご覧ください。

地方債の変更になります。こちらは、事業費の変更や補正予算に伴い変更するものとなります。

以上が第3表・地方債補正となります。

次に、歳入歳出予算補正の内容となります。先ほど町長が提案説明でも申し上げましたが、本補正は、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正が主となっていますので、補正増減額の大きいものなどを中心に、事項別明細書でご説明申し上げます。

初めに歳入になります。12ページをご覧ください。

1款町税1項町民税、5項入湯税は、これまでの収入実績と今後の収入見込みなどを勘案し、増額計上いたしました。

13ページをご覧ください。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税6,013万4,000円は、国の補正予算による追加交付に伴い計上しました。

次に、14ページ下段、15款国庫支出金から18ページ、16款県支出金3項県委託金までの補正については、歳出の各事業における増減に伴うものとなります。

主なものについて説明します。15ページをご覧ください。

15款1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費国庫負担金1,013万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種などに伴う事業費の減額に伴うものとなります。

20ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、町税など、歳入の増及び歳出の減に伴う財源不足額の縮小などにより、1億6,267万4,000円の減となります。

22ページをご覧ください。

22款町債の補正につきましては、先ほど第3表・地方債補正のとおり、3目教育債の事業の増減に伴うものです。

28ページをご覧ください。

歳出になります。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料1,870万円は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応業務委託などに伴う計上です。

ページ飛びまして、37ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節委託料、事務・業務委託料（コロナ予防接種）809万7,000円の減及びコロナ予防接種委託料（個別）は、新型コロナウイルス

スワクチン接種に伴う事業費の変更に伴うものとなります。

以上が歳出の主な補正内容となります。

56ページから59ページは給与費明細書となっています。

最後の60ページは、地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで休憩を取ります。再開を13時ちょうどとします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 本日午前中の会議におきまして、議案第15号の補足説明をさせていただきましたが、説明の冒頭におきまして、「議案第15号」のところを「議案第14号」と発言をしてしまいました。おわびし、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

議長（廣嶋 隆君） ただいま訂正が入りました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） では、そのようにいたします。

日程第22 議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第22、議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,336万5,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本補正の内容といたしましては、主に当初予算で想定しておりました教職員数や児童生徒数に変更が生じたために予算額を整理するものでございます。

それでは、議案書の6ページ、歳入をご覧ください。

まず、1款1項1目給食費納入金ですが、1節現年度分、給食センター職員等給食費を15万円減額、児童生徒給食費を161万8,000円減額するとともに、2節過年度分納入金を25万円増額し、給食費納入金を9,468万3,000円とするものでございます。

また、2款1項1目繰入金につきましては、1節一般会計繰入金を全体で127万2,000円減額し、4,812万5,000円とするものでございます。

4款諸収入1項1目雑入につきましては、実績等の勘案により2万9,000円を増額し、10万8,000円とするものでございます。

それでは、7ページをご覧ください。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、1款1項1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を276万1,000円減額、学校給食費を減額して学校給食費を1億4,336万5,000円とさせていただきますものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第21号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第23 議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号)

議長（廣嶋 隆君） 日程第23、議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億5,300万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険基盤安定繰入金等の減による一般会計繰入金の減額に伴うものになります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページ中段をご覧ください。

歳入の部、5款県支出金1項県補助金1目2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、保険者努力支援分等の減額により267万5,000円の減額となります。

8ページをご覧ください。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、主に保険税軽減分の実績に伴う保険基盤安定繰入金の減により713万2,000円の減額となります。

9款諸収入1項延滞金及び過料1目一般被保険者延滞金13万2,000円は、延滞金収納実績に伴い増額するものです。

9ページをご覧ください。

9款諸収入3項雑入1目1節一般被保険者第三者納付金111万円は、交通事故等第三者納付金の増、3目一般被保険者返納金18万8,000円は、不当利得等返納金の増、8節雑入564万6,000円は、前年度分の保険給付費等交付金の精算に伴う増額です。

続いて、10ページ中段をご覧ください。

歳出の部、5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費179万6,000円の減は、特定健康診査等事業の実績に伴う減額です。

5款2項保健事業費2目疾病予防費181万5,000円の減は、各種保健事業の実績

に伴う減額です。

11ページをご覧ください。

6款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金は、今回の歳入の減により積立額を475万9,000円減額するものです。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目22節償還金、利子及び割引料、保険給付費等交付金償還金564万7,000円は、前年度分の保険給付費等交付金の精算に伴う償還金の増となります。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第22号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第24 議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第24、議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,473万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,077万2,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、国の調整交付金の減額及び保険給付費等見込額の減による公費負担額の変更が主なものでございます。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて町長の補足説明をさせていただきます。

歳入の7ページをご覧ください。

1 款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正となります。

続く2 款国庫支出金から4 款県支出金までは、歳出項目の2 款保険給付費及び4 款地域支援事業費の支出見込額に対応する公費等負担額の補正となります。

7 ページ下段の2 款2 項1 目調整交付金につきましては、令和5 年度の普通調整交付金の交付割合が示されたことによる減額となります。

続いて、10 ページをご覧ください。

6 款繰入金の1 目から3 目までは、先ほど説明した保険給付費や地域支援事業費の補正に対応する一般会計からの繰入金の減額となります。次の5 目は、歳出の11 ページ、1 款総務費の総務管理費及び介護認定審査会費の変更に伴う繰入れの減額となります。

続いて、歳出に移ります。

11 ページをご覧ください。

1 款総務費1 項1 目一般管理費は、介護報酬の改定に伴うシステム改修費の増、3 項1 目認定調査費は、現在までの歳出執行状況による減額、2 目認定審査会共同設置負担金は、審査件数等の見込みによる増額となります。

次に、11 ページから14 ページにかけての2 款保険給付費は、財源の変更を含む現在までの保険給付費の執行状況による補正となります。

続いて、15 ページから17 ページ上段にかけての4 款地域支援事業費は、先ほどの保険給付費と同様に、財源変更を含む事業の執行状況による補正となります。

次の5 款基金積立金は、歳入の項目で説明した介護保険料及び調整交付金並びに保険給付費に対する公費負担額の補正を反映させたことによる減額となります。

最後に18 ページ、7 款2 項1 目一般会計繰出金は、令和4 年度分介護施設開設準備補助金の受入れに伴う一般会計への繰出しです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第25 議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議 長（廣嶋 隆君） 日程第25、議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,119万2,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険料歳入の増額によるものになります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明をさせていただきます。

6ページ、歳入をご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料については、現年度分の調定見込額等により1目特別徴収保険料が71万1,000円の減額、2目普通徴収保険料が273万5,000円の増額となります。

2款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金は79万6,000円の減額。

4款諸収入4項雑入では、人間ドック補助金の支給実績に伴い10万円を増額するものです。

7ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、人間ドック補助金の支給実績に伴う10万円の増額。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、現年度分の調定見込額の増による保険料等負担金の増と保険基盤安定負担金の減に伴い122万8,000円を増額するものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願ひします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第24号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第26 議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第26、議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

第3条、収益的収入及び支出において、収入第1款水道事業収益126万5,000円の減額、支出第1款水道事業費用63万1,000円の増額補正とするものです。

第4条、資本的収入及び支出においては、2ページ、収入第1款資本的収入201万1,000円の減額、支出第1款資本的支出401万8,000円の減額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

13ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、1款1項営業収益126万5,000円の減額。実績見込みのための補正です。

1款2項営業外収益228万5,000円の減額。1目長期前受金戻入、年度末の計数整理によるものです。

14ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款1項営業費用1目配水及び給水費13万5,000円の増額及び2目総係費255万円の減額は、給与費関係の補正です。

15ページの3目減価償却費23万9,000円の増額、4目資産減耗費263万3,000円の増額、固定資産除却費で、年度末の計数整理によるものです。

下段の2項営業外費用2目消費税17万4,000円の増額。決算期における消費税申告見込みによるものです。

次に、16ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。収入、1款3項補助金1目国庫補助金201万1,000円

の減額。補助金額の確定のためです。

続いて、支出。

1 款 1 項 1 目配水設備工事費 4 0 1 万 8, 0 0 0 円の減額は、主に老朽管布設替工事の確定に伴う補正です。

なお、戻りまして、5 ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 2 5 号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議 長（廣嶋 隆君） 日程第 2 7、議案第 2 6 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第 2 6 号 令和 5 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

第 2 条、収益的収入及び支出において、収入、第 1 款公共下水道事業収益 3 6 万 1, 0 0 0 円の増額。

第 2 款農業集落排水事業収益 3 7 万 6, 0 0 0 円の減額。

支出、第 1 款公共下水道事業費用 2 5 6 万 2, 0 0 0 円の減額。

第 2 款農業集落排水事業費用 3 5 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正とするものです。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出においては、2 ページ、収入、第 1 款公共下水道事業資本的収入 5 0 万円の増額。第 2 款農業集落排水事業資本的収入 5 8 万円の減額。

支出、第 1 款公共下水道事業資本的支出 1 7 万 5, 0 0 0 円の減額補正とするものです。

資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

14ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入では、1款公共下水道事業収益1項1目下水道使用料238万6,000円の増額。2項営業外収益202万5,000円の減額。

次に、16ページ。

収益的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業費用1項1目管渠費216万6,000円の減額。主に、委託料やポンプ修繕費の額の確定に伴う補正です。

17ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費442万1,000円の減額。主に、修繕費の額の確定に伴うものです。

18ページ。

資本的収入及び支出の収入は、1款公共下水道事業資本的収入2項1目受益者負担金50万円の増額。

2款農業集落排水事業資本的収入1項1目受益者負担金58万円の減額補正です。

なお、戻りまして、6ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第26号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（廣嶋 隆君） 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の辞任に伴い、後任候補者の推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となっております。

意見を求めたい候補者の氏名は、佐藤孝一さんです。住所及び生年月日については議案書に記載のとおりです。

同氏は、昨年末に定年退職を迎えられました。今後は地域への貢献、特に子供たちや高齢者に寄り添った活動をしたいと意欲を燃やしております。堅実かつ温厚な人柄で、面倒見がよく、地元の木戸八木節保存会では伝統芸能の伝承活動に積極的に参加されております。高齢者支援や子供の教育活動への関心も高く、地域の相談員として重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定しました。

日程第29 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」

の提出を求める請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第29、請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

請願第1号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第30 町長施政方針

議長（廣嶋 隆君） 日程第30、町長施政方針を行います。

柴崎町長は登壇して、施政方針を述べてください。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年第1回定例会における施政方針を述べさせていただきます。

まず1番、はじめに。

令和6年度の施政方針を申し上げます。

令和6年は、1月1日の夕方に石川県能登地方でマグニチュード7.3の大規模な地震が発生しました。この地震に犠牲となられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

昨年4月に町長を再任し、令和5年度の行政運営を進めてまいりました。それまで猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症は5月に5類感染症に移行し、消費の復活や旅行などの再開、町では各種行事の再開など、新型コロナウイルス感染症流行前の生活に戻りつつあります。

また、駒寄スマートインターチェンジ付近では昨年春より大規模商業施設が順次開業し、週末を中心ににぎやかになっています。

しかしながら、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻が続いていることや、イスラエルによるガザの侵攻など、争いが絶えない状況となっていることなど、不安定化しております。

毎年この時期になりますと、13年前の3月に発生した東日本大震災が思い起こされます。また、今年は、冒頭に申し上げたとおり、石川県能登地方でも大きな地震が発生し、いまだ避難生活を強いられている住民もおります。改めて被災された皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、吉岡町でもこのような大規模な災害が起きたときにどのように対処するか考える必要があると痛感しました。

また、町は、第6次吉岡町総合計画に取り組んできましたが、令和6年度は3年目となり、総合計画の趣旨を政策運営の核として町政運営を進めていきたいと考えております。

2、町政運営の方向について。

国及び県の政策動向に対応した政策運営については、原材料価格の上昇による物価高騰対策などに対応した経済対策や雇用政策についても国及び県との連携を軸に町の政策を探っていきたいと考えております。特に、子育て世代支援や困窮者対策については、昨年同様に、国及び県の政策の補完の必要性について注意深く調査検討してまいりたいと考えております。

次に、中長期的な町政運営は、第6次総合計画に基づく計画的な事務執行に配慮するとともに、計画された大規模事業等の検討を進めていきたいと考えております。

また、新たな課題が発生したときは、長期的な視点に立ち、従来計画に組み込んでいきたいと思っております。

その検討要素として重要な課題は、財源の確保であります。人口が増えることは喜ばしいことですが、教育のみならず福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。その結果、新規事業が思うように進められなくなることや、後年度に先送りすることなど、対応しなければなりません。最低限やらなければならない事業に圧迫され、町民の要望に十分にお応えできなかつたりと、財源の確保は重要な要素であります。必要な財源を得るための諸方面への働きかけに加えて、地域を豊かにする政策立案にも積極的に取り組んでいかなければならないと感じているところであります。そのためには、近隣市町村とも連携しながらの基盤整備事業や企業誘致といった取組についても、積極的にその実現に向けて努力していきたいと考えております。

そして、災害に対する備えを強化する視点からの基盤整備を実現するための計画として策定された国土強靱化地域計画や、地域防災計画に基づく取組も重要であります。

3、令和6年度の方向性について。

令和6年度は、第6次吉岡町総合計画「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の3年目となります。令和5年度から着手した事業の精査、令和6年度に着手する事業、令和6年度以降に着手する事業など、近年の社会情勢の変化に対応し、柔軟に計画を進めていきたいと思っております。

国では令和5年4月にこども家庭庁を創設し、子ども・子育て政策に重点を置く取組を始めております。吉岡町では、「子どもを育てるなら吉岡町」をスローガンに政策を進めていますが、国の動向を見据え、より充実した政策を進めたいと考えております。

現時点で実現すべき将来像は、人口増加に対応していくことが中心となりますが、群馬県及び国全体は減少傾向にあることは皆様のご承知のとおりであります。昨年末に国立

社会保障・人口問題研究所が発表した将来人口推計によれば、群馬県では唯一2050年まで人口が減少しない自治体となりましたが、5年前の調査に比べると町人口のピークは2040年頃から2035年頃に前倒しされることや、前回と比較可能な45年人口推計は1,000人ほど少ないなど、確実に人口減少、急激な高齢化になることが予想され、また、その時期も従来より速いスピードで訪れると予想されます。このような状況の中、将来を見据えた町政運営を図りたいと考えております。

それでは、個別分野に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、吉岡町の人口です。人口は、令和6年2月1日現在2万2,589人と、昨年の2万2,370人から219人増加しました。人口増加しているとはいえ、昨年と比較して人口の社会増は伸びていますが、自然増の伸びは鈍化しています。また、全国的に高齢化が進んでいる中で、吉岡町においても団塊の世代が75歳以上となる2025年問題や、団塊世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えながら、中長期的視野に立った施策展開と財源確保に向けた取組を行う必要があります。同時に、8050問題や高齢と障害双方の課題を抱える世帯への対応、子供の貧困など、複合的な課題についても包括的に対応するための体制の充実が求められております。

町の予算の概要等については、明日の予算説明でしっかりと述べさせていただきます。

吉岡町の将来像についてですが、吉岡町は、先人により築かれた礎が実を結び、人口増加の町として、多方面で「住みやすいまち」として紹介されております。しかしながら、日本全体の人口は減少基調にあることから、それらの影響を全く考えずにこれからの町の姿を考えることはできないと考えております。

そうしたことから、これまでの町の姿を今後も継承していくために、町の将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」とし、未来の住民のために町の魅力をさらに高め、「もっと住み続けたいまちづくり」を推進していきたいと考えております。

そして、昨年に引き続き、将来像実現のために、吉岡町総合計画で掲げる次の3つの点を重視し、まちづくりのための施策、事業のポリシーとして考えております。

1点目が「ブランド力と郷土愛」です。町の価値を上げる取組と、郷土愛を育む視点です。

2点目が「ダイバーシティ」です。年齢や性別、国籍等にこだわらず、吉岡町民として多様性を受け入れる風土をつくっていく視点です。

3点目は「持続可能性」です。この吉岡町を次世代によりよい姿でつないでいく視点です。

それらの要素を考え合わせた上で、「思いを紡ぐ」の「紡ぐ」というキーワードから6つの基本目標を掲げたいと思います。

第6次総合計画の基本目標である施策の大綱は、「紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」「紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進」「紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実」「紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援」「紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実」「紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進」の6つの分野から施策及び事業を推進したいと考えています。

それぞれの大綱の令和6年度の主な取組は、大綱1つ目「紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」では、「子どもたちの夢を育て、ゆとりを持った子育てができる環境づくりを推進します。子どもや若い世代の健康づくりへの意識や習慣づけを重視するとともに、高齢者や障害のある方も生き活きと暮らせるまちづくりに取り組みます。生活習慣病や介護の予防事業を充実し、いつまでも住み慣れたまちで自分らしく暮らし続け、必要な時に必要な支援が得られるよう整備を進めます」とし、主な事業は、子育て支援策として、保育料の無償化を継続いたします。

大綱2つ目「紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進」では、「すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」が実現できるよう、教育の人的・物的環境を整備し、子育て世帯に選ばれる教育のまちづくりを推進します。住民一人一人が持つ文化・スポーツの技能等を活用し、生涯学習・生涯スポーツの活性化を図るとともに、郷土に学び郷土を知る取組を進めます。多文化共生の時代にあって、差別や偏見のない、ダイバーシティのまちづくりを進めます」とし、主な事業は、町の先進的取組である「HiBALIプラン」のさらなる充実に向けた小中学校ICT教育の支援を行い、学校給食費の第3子以降無料化への引き続きの取組と保護者負担を軽減するため、物価高に伴う食材費の町負担の取組を行うとともに、吉岡中学校、駒寄小学校の校庭拡張事業を進めます。新規事業として、一人一人の気持ちに寄り添った過ごし方ができる新たな居場所となる教育支援センターを開設します。

大綱3つ目「紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実」では、「道路、公園、水道、公共施設など、多くの人が利用する公共財産を有効に活用するため、利便性の向上と長寿命化を図り、計画的な都市づくりを推進します。SDGsやカーボンニュートラルの理念に則り、持続可能な社会へ貢献することを前提に、公共交通の利便性や定住環境の向上に努め、住民生活の質の向上を図ります」とし、昨年12月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとして、ゼロカーボン宣言を行ったことを踏まえ、主な事業として、住宅用太陽光発電システム等設置補助や資源ごみ回収事業補助に引き続き取り組みます。

新規事業として、吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を見直し、脱炭素社会の実現を目指すとともに、リサイクル率の向上に向け、町として資源ごみストックハウス

の設置を行います。

道路・橋梁の整備では、「都市計画道路漆原総社線第1工区の新設事業」として、用地買収に取り組みます。

大綱の4つ目「紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援」では、「都市化が進み、農地の減少が進む反面、沿道立地型の商業立地が進んでおります。農林業の持続的かつ健全な発展を図りながら、企業誘致や起業支援による若者や女性の働く場所を創出します。観光については、新たな観光資源の発掘、既存の文化遺産をはじめとした地域資源の利活用に努め、近隣・広域での観光ルートの拠点化を進めていきます」とし、主な事業は、様々な観光PR事業を図るとともに、道の駅やリバートピア吉岡周辺の施設整備を検討し、町の魅力向上に努めます。また、小規模事業者の支援策として、小規模事業者販路開拓のための支援事業を継続して行います。

大綱の5つ目「紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実」では、「大規模自然災害の頻発、感染症への対策、交通量の増加など、あらゆる危機に対応できる強靱な体制の構築と、日常における防災・防犯施策の充実を図ります。また、災害が起きても被害を最少にとどめ、受けた被害から迅速に回復するしなやかさを備えるとともに、交通事故や犯罪の少ないまちづくりを推進します」とし、主な事業は、交通安全対策事業として、通学路合同点検の結果により抽出された対策必要箇所について改善を図ります。また、1月に発生した能登半島地震の被災状況などを鑑み、本町でも大規模災害発生時における対応について調査検討するとともに、各種計画の見直しを図ります。

大綱の6つ目「紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進」では、「自治会やボランティアへの支援など地域活動等の活性化を促進し、町政と住民がともに力を合わせた協働のまちづくりを推進します。住民の利便性向上と業務の合理化・効率化に向けて、デジタル社会に対応したスマート自治体への転換を図るとともに、人口増加に起因する厳しい財政状況の中でも未来を担う子どもたちに負担をかけぬよう知恵と行動力で将来を見据えた堅実な行財政運営を推進します」とし、主な事業は、協働のまちづくりを推進するために、自治会への支援を継続するとともに、様々なボランティア団体等が地域で効率よく活動が行えるようにボランティアセンターに必要な支援を行い、ボランティアポイントのさらなる普及啓発に取り組みます。

電算関係では、セキュリティ対策向上のため、ネットワーク機器の更新を行います。また、国の基幹系システム標準化に向けて取り組みます。

財源確保策といたしましては、ふるさと納税についても引き続き推進していきます。

以上、町の総合計画に基づいた視点で、令和6年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

4、むすびに。

私は、町政運営の基本を「町民目線で、町民の暮らし最優先の町政を行いたい」と考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、これまでの施策運営を行ってまいりました。

第6次総合計画基本構想を骨子に据え、「これまでの町の取組や地域の経過を未来につなげていく」ための取組を主体として、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」実現のために、引き続き今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。

日本では多くの自然災害が発生する可能性が高く、本町でもいつそのような災害に遭う可能性も否定できません。このようなことから、平時から災害発生時にどのような対応をするか、調査研究をしておく必要性があります。

また、各種施策を進めるに当たっては、健全な財政運営に配慮しながらも、町民目線を意識し、新しい時代に対応していくための新規政策に取り組んでまいりたいと考えております。

議員皆様には、特段のご支援、そして、ご助言やご提案をいただければ幸いです。ありがとうございます。

議長（廣嶋 隆君） ただいま町長の施政方針が終わりました。

この町長の施政方針に対する質問は、3月4日月曜日の議事日程の日程第1で通告のあった1名の議員によって行います。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会とします。

午後1時48分散会

令和6年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程 第2号

令和6年3月4日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙質問表による No.1）
- 日程第 2 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算
(提案・質疑・付託)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 大橋美穂

開 議

午前9時30分開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 町長施政方針に対する質問

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

質問をする旨の通告がありました1名の議員による質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含め、議員の持ち時間30分以内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。
その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

それでは、質問者、13番小池春雄議員を指名します。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、町長の施政方針に対する質問を行います。

まず冒頭、1月1日の石川県能登地方で大規模な地震が発生しました。この地震により犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。そしてまた、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

町長の施政方針に対する質問でありますけれども、子育て支援、高齢者・障害者支援の充実ということで、国では令和5年4月にこども家庭庁を創設し、子ども・子育て政策に重点を置く取組を始めています。

吉岡町では、「子どもを育てるなら吉岡町」をスローガンに政策を進めていますが、国の動向を見据え、より充実した政策を進めていきたいとあります。

より充実した施策とありますが、どのようなことを考え、実施していくのかを問うものであります。

また、8050問題や、高齢者、そして障害者の方の課題や子供の貧困問題等、複合的な課題についても包括的に対応するための体制を充実すると述べられております。

しかし、これら諸問題に対する対応は述べられていません。今後、これから諸問題解決のためにどのような対策を取っていくのかが重要であり、皆さんが注目し、関心を持っているところだと思いますけれども、これら諸問題にどのように対応していくのが示され

ておりません。これについてのお考えを問うものであります。

また、榛東村では新年度から、先ほど言いました、子育て支援の中では、高校生の通学費に対し5,000円までの補助を出すということが報道されておりますけれども、吉岡町でも中高生に対し補助を考えるべきだと思いますが、これらについてはいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本日、小池議員から施政方針につきまして質問をいただきました。答弁させていただきます。

まず、子育て支援策において、より充実した施策はどのようなことを考えているのかとの質問でありました。

現在、「子どもを育てるなら吉岡町」ということで施策を進めてきたところでありますけれども、引き続き給食費の一部負担や保育料の無償化、また18歳までの医療費の無償化を継続していきたい。また、次に、児童生徒が増加し手狭になっている駒寄小学校や吉岡中学校の校庭拡張工事等、インフラ整備を進めます。

そして、HiBALIプランのような、さらなる充実に向けた小中学校ICT教育の支援のバージョンアップや、新規事業として教育支援センターひばりの家を開設し、一人一人の気持ちに寄り添った過ごし方ができる新たな居場所を創設するなど、より充実した施策を進めていきたいと考えております。

また、議員ご指摘の8050問題や、高齢者と障害者のより充実した政策につきましては、双方の課題、貧困問題など、複合的な課題について包括的に対応することについては、令和6年度に組織機構改革を行い、相談体制を強化していきたいと考えております。

そして、高校生の通学支援については、榛東村とは支援事業等の対象者、補助額等、違いはありますが、吉岡町でも現在実施しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長の施政方針の中で、2ページの中ほどには、特に子育て世代支援や貧困対策については、昨年度より国及び県の政策の補完の必要性について注意深く調査検討してまいりたいと言うんですよね。要は、調査して検討して、そして何をするかということが私は課題だと思うんですよ。幾ら調査検討しても、調査検討して、だから我が町はこの部分が足りないのではないかと、この部分ならできるのではないかとということをするのが大事ではないかと思っているんです。

それと、先ほど言いました、町長が「子どもを育てるなら吉岡町」をスローガンに政策

を進めていますけれども、国の動向を見据え、より充実した施策を進めてまいりたいと言っているんですね。今、町長が言ったことは、今こういうことをしていますと言ったんですね。でも、ここで町長が言っていることは、一步踏み出して、より充実した施策を進めていきたいと言っているんですよ。

では、より充実するということは、今やっていることは私たちも、ここにいる議員は大体分かっていますよ。今、町長がここで言っているように、これを踏まえた上で、より充実ということですから、そこから一步、二歩出なければ、より充実しないわけですね。そのための施策というものが需要だと思うんですよ。町長が進めてまいりたいと言っているんですから。

いわゆる所信表明というものは、予算編成方針ですから、予算編成方針というものは毎年度違ってきますけれども、その時代、背景の中で、世界情勢が見えて、国内情勢が見えて、それを捉えて、今我が町、いわゆる、先ほど言いました、社会問題となっている子供の貧困とか、なかなか子供を育てにくい環境にある子供たちに対して、どのように行っていくかということがやっぱり、ここで町長が、より充実した施策を進めたいと言っているんですから。

時代、背景を捉えたときに、より充実をさせるためには、じゃあ打つ手とは何があるのか、何をするのかと。これは言葉だけで、より充実した施策を進めていきたいと言った場合には、それが予算の中では、この部分が今まで以上よりも一步出た分、二歩の部分ですよ。これが子育て支援であったり、高齢者に対する支援であったりするわけですね。

そこが見えてこないんで、文面で言うだけではなくて、そのことが予算ではこのように反映されていますというところが大事だと思うんですけども、この部分を曖昧な言葉で言うのではなくて、じゃあ具体的に、この中身はこうですというものがあれば、それを示していただきたいということなんですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせてもらいましたように、より充実した子育て支援策の中に、学校の、いわゆるH i B A L Iプランのバージョンアップをしていきたい、そういうものが当然出てくると思います。そして、小学校、中学校の校庭拡張事業についても、やはり子育て支援策の一つであると自分は考えております。

予算内容につきましては、また予算のところで説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) 私が言っていることは、町長はここで、先ほど、こう言っているんですけども、HiBALIプランも大事でしょう。でも、その手前で言っていることが、国では、令和5年4月にこども家庭庁を創設し、子育て政策に重点を置く取組を始めていますということなんですけれども、何でこども家庭庁を創設したかというのと、少子高齢化というものは、原因は何だろうというのと、もう30年間、日本は賃金も上がらないと。そうすると、子供が置かれている環境は厳しくなる。だから、子供支援のためにということで、こども家庭庁もできるわけですよ。

そして、根本的に子供が増えない原因は何かと。もう少し手厚く子育て支援をしようということで、こども家庭庁ができたと思うんですよ。

このように社会情勢が変わっているわけですから、やっぱり市町村も呼応して子供支援に力を入れていかなければならない。そうすると、やっぱり新たな取組というものが必要だと思うんですよ。これまでは、学校は造らなければならぬ。これは当たり前のことで、増えてくれば。そうではなくて、ハードではなくて、ソフト面で町がどうしていけるかということが課題だと思うんですよ。

しかし、私は、柴崎町長はどうもそういう部分についてはあまり前向きではないと捉えているんですよ。町長は就任して、子育て支援、そういう部分で前向きに進めているとお思いでしょうか。私は、ある部分では、それなりに世間並みと。でも、全体とするとどうだろうかと。吉岡町が突出して進んでいる部分はないと思うんですよ。でも、そういう意味では周りを追い越して、子育て支援といえば吉岡町は大したものだと、あそこへ行って住んでみたいねと思われるような支援策が必要だと思うんですよ。

これはよくユーチューブなんかでも出てくるんですけども、前市長の泉房穂さんですか、明石市の市長が今、全国的に話題になっていますよね。貧困から脱出するというよりも、市が衰退していたけれども、衰退した市を発展させるにはどうすべきかという中で、5つの無料化を進めたと言われております。これは吉岡町もやっていますけれども、ずっと前から18歳までの医療費の無料化、給食費の無料化もやっています。それとか、生理用品の無料での配布ですね。様々なそういうことをやっていますよね。そのことによって、良い市だから、そこへ行って子育てしようということで人口も増えていると言われております。

そう言われるように、やっぱり私は目で見て、肌感覚で感じられる、そういう施策が必要だと思うんですよ。それをぜひとも町長、進めていくべきだと。

しかし、何といたっても、これから説明があると思いますけれども、説明資料の中でも、私は新たに、吉岡町はよくやっているなと思える部分はやっぱり見えてこないんですよ。

ですから、より充実したというものが、私たちが目に見えるような施策、もしも町長、

この予算の中で、吉岡町が一押しで誇れるものが子育て支援策で何かございましたら言っ
ていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員から、柴崎町政は子育て支援に前向きではないというお言
葉をいただいたんですけども、自分としては十分前向きに進めているという思いで、さ
せていただいています。そういう子育て支援策の中でも、子供の医療費、18歳までの無
料化、あるいは保育料の無償化等、十分対応してきたつもりでございます。

先ほど、泉市政のいろんな話をされましたけれども、確かに自分も泉さんの講演会を聞
かせていただいております。そういう中で、いろんな施策をされていることを自分も承
知しております。そういう中において、自分が感じたことは、やはり財政力の差異がある
かなと、そんな思いでございます。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 答えられないんですけども、その最後に言った、町長、そういう中で、
より充実した政策というものは、今回の予算の中でどのようなものがございますかと言っ
たら、それには答えられませんでしたので、あえてそれ以上は言いませんけれども、ぜ
ひ実のある、言葉だけで、進めていきたいと考えますと言ったら、その中身はこれですと
示せるようなものを、ぜひとも今後においては努力していただきたいということをお願いし
ておきます。

それから、先ほども言いましたけれども、榛東村では高校生からの通学費を出して、最
高額5,000円を補助するとなっております。これは、かかる費用の最大で5,000
円なんでしょうけれども、吉岡町もやっていることは承知しています。これは2,000
円ですよ、補助。ですから、もう少し広げて、子育て支援という部分では、隣がそこま
でいっているのにもかかわらず、まだ吉岡町も、すぐ隣ですから、本当に川をちょっと隔
てて、道を隔てれば榛東というところですから。決して財政力で劣るわけでもないし、ト
ップがやろうと思えばできることだと思うんですよ。

後でもまた言いますが、あるときは隣と、高齢者の祝金ですか、全体を、地域、
周りで見ても、周りはみんな80歳、85歳は対象にしないで、88歳からにしています
と。都合のいいときは近隣に合わせて、都合が悪くなると合わせないと、それはやっぱり
変なものなので。そうであれば吉岡町も、渋川、榛東に。私は、向こうが先だったら、そ
れは遅れてもいいと思うんですよ。

早い時点で、そのくらいのことはしてあげて、子供の通学費助成はしてもいいと思うん

ですよ。あるいは、そこまでしているんですから、出してありますけれども、高低差とか距離等を勘案すれば、電動自転車への補助ということも考えられると思うんですよ。高低差のないところはですよ。でも、吉岡町でも高低差のあるところがありますから、そういうところは、そのくらいのことも考えてあげてもいいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 榛東村さんと吉岡町の金額が違うという話を出されました。確かに、吉岡町は高校生のみを対象であり、バス、またJRも可であるという形で支給をさせていただいているという状況でございますけれども、自分は子育て支援策につきましては、お金だけの問題ではないと思っております。

また、電動自転車への補助については、様々な支援が考えられるのではないかと思いますけれども、今後の課題の検討の一つとさせていただきたいと思います。

いずれにしても、限られた財源の中でございます。効果的な事業を進めていけたらと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 限られた予算ですから、そこをどのように使っていくかというのは、予算編成権は町長に与えられた最低の権限ですから、私たちにはありませんから、ぜひとも子供、地域の人たちが安心して、住むなら吉岡、そして子育てするなら吉岡と言われる地域にさせていただきたいと思います。

先ほど言いました8050問題というものも近々の問題でありますし、これから施策を進めていかなければならないと思いますけれども、ぜひその分においても力を入れていただきたいと。

そして、目に見える形での、なるほどと、ここがやっぱり吉岡町独自ですねと言われる、吉岡町独自の施策というものを考えていただきたい。

2番目でありますけれども、町の第6次総合計画の基本目標の6つの目標がありますが、1から6まで目標達成のため、今年度はどのようなことをするのか、中身を聞きたい。

まず、紡ぐ1の中で、子育て支援として保育料の無料化を継続しますとありますが、ほかに何がありますかと出しておりましたけれども、特別、子育て支援策という部分で何か見当たらなかったんですけれども、出しておいたので、何かあれば教えてください。

そして、紡ぐ2の中では、子育て世代に選ばれる教育のまちづくりを推進しますとありますが、具体的には何ですか。住民が、これもなるほどと思えることが大事だと思います

けれども。

紡ぐ3の中では、生活環境の充実が述べられておりますけれども、住民に協力していただいてこそだと思いますが、住民への啓蒙活動はいかがされますか。

そして、紡ぐ4、地域産業の持続的発展では、具体策として示されておられません。地域産業の持続的発展ということだけで、そのために何をするか、具体策が示されていないのですけれども、これはいかがでしょうか。

紡ぐ5、緊急時対応への備えの充実とありますけれども、災害想定とはどのようなものが想定をされておりますか。災害というものは、風雨災害もあれば、地震もあれば、火災もあれば、様々な災害がありますよね。災害といっても一言では言えない、いろんな形の災害がこれから、異常気象でもありますから、いろんなことが起こり得るということも想定した中で、町が緊急時の備えと言うんですけれども、何を想定しているのか。それで万全なのか。どこまでいっても、全てが万全というわけにはいきませんが、町が想定している災害とは何なのかということ、その対応策、災害で違いますけれども、そこをお尋ねします。

それで、紡ぐ6では、将来を見据えた行財政の運営ですが、その中で、ふるさと納税などの確保のためにもっと知恵を出すべきだと質問を出しておきましたけれども、ふるさと納税というものは、納税していただくということも大事なんですけれども、町から、その地域の住んでいる人たちが、これが対象となって、作った地域の物が、ふるさと納税として、返礼品として、どこかに頼んで、どこかの物をやるのではなくて、町で作った物を返礼品として出せると。そうすると町もよく、生産者、いわゆる地域住民もよくなる。両方でよくならなければ、ふるさと納税の意味がないと思うんですよ。

そのために、私はこれまで皆さんの英知を結集してやってくれと言っているんですけれども、そのために知恵を出すべきだと思いますが、このことは前から議会でも、知恵を出してやってくれと言っても、なかなか新たに見つかっておりません。その中では、もう一度、庁舎内でも考え直して、新たな取組が必要だと思いますけれども、それについてのお答えをお願いいたします。6つ続けて回答していただいて結構です。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 第6次総合計画の基本目標の6目標について質問いただきました。お答えさせていただきます。

まず、紡ぐ1でありますけれども、子育て支援策として、保育園等へのおむつ処分費用の補助、物価高騰対策として、食材費等の補助の継続などに加え、令和6年度からは病後児保育や一時預かり、延長保育などの負担金を保育園等への収入とし、保育園の事務負担

等の軽減を図ります。

また、病後児保育の保護者負担金の軽減を行います。

保育園の定員増のための増設などについても協議を行っている状況でございます。

健康づくりの推進として、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、健診の啓発周知の推進、自治会等健康No.1事業実施への支援、継続して受診者や参加者の増に努めていきたいと考えております。

また、帯状疱疹予防接種の助成、医療用ウィッグ等の補助の継続に加え、令和6年度からは産後ケア事業を利用しやすくするため、自己負担額の減免支援を5回分を行います。

また、低所得妊婦の初回産科受診料の支援を実施すると予定しております。

紡ぐ2では、具体的な取組として、教育支援センターひばりの家の開設、HiBALIプランのさらなる充実に向けた小中学校ICT教育の支援、校務デジタルトランスフォーメーション、学校給食に関する保護者負担の軽減、学校の校庭拡張事業等々でございます。

また、紡ぐ3におきましては、生活環境の充実において、ごみ減量化の促進及び施策の充実の部分で、令和6年4月からプラスチック類の分別回収が実施されます。広報等では周知しているところでありますけれども、さらなる周知を図り、リサイクル率向上に取り組んでいきたいと考えております。

また、小型家電やインクカートリッジのほか不要になったものについて、民間事業者との連携も含め、検討を進めていきたいと考えております。

不用品の回収については、来年度事業としてストックハウスの設置を予定しております。

紡ぐ4では、地域産業の持続的支援としては、継続事業は小規模事業者販路開拓等支援補助金事業で、販路開拓等に取り組む町内事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付いたします。

新規事業は、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金事業で、地域農業の担い手である町内の認定農業者及び認定新規就農者の農業機械や農業施設の導入費用の一部を補助する予定でございます。

次に、紡ぐ5では、緊急時対応への備えの充実として、令和6年能登半島地震の被災地の情報、状況等も参考に、本町での大規模災害発生時の対応を検討しながら、これらを踏まえた業務継続計画の見直しや受援計画の策定を進めていきたいと考えております。

紡ぐ6におきましては、ふるさと納税、ご指摘いただきましたけれども、その確保については、新たな返礼品の拡充や、ふるさと納税サイトの追加など、いろいろ職員間でまた検討していきたいと考えております。

以上6項目、目標に向かって進めていきたいと思っております。議員皆様のご支援、ご協力賜れば幸いです。（「終わります」の声あり）

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで休憩を取ります。再開を10時20分とします。

午前10時00分休憩

午前10時20分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第2 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額83億700万円で、対前年度プラス6.7%、5億2,300万円の増となっております。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税については、納税義務者数の増や新型コロナウイルスの影響からの回復等を勘案し、対前年度プラス7.5%、1億9,946万2,000円増の28億6,650万7,000円を計上しております。

地方譲与税については、総務省の地方税収見込みや令和5年度における交付状況等を勘案し、対前年度プラス2.5%、202万円の増、8,330万7,000円を計上しております。

法人事業税交付金については、総務省の地方税収見込み等を勘案し、対前年度プラス2.9%、472万4,000円増の2,536万6,000円を計上しております。

地方特例交付金については、令和5年度における交付状況等を勘案し、対前年度プラス17.3%、604万4,000円の増、4,104万4,000円を計上しております。

地方交付税については、地方財政対策の増減率、過去の交付実績等を勘案し、対前年度プラス1.9%、2,400万円増の13億700万円を計上し、臨時財政対策債については、地方財政対策の増減率等を勘案し、対前年度マイナス81.8%、4,500万円減の1,000万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計とすると、対前年度マイナス1.7%、2,100万円減の12億3,700万円でございます。

これらにより、一般財源総額は、対前年度プラス4.7%、2億6,182万5,000

0円増の58億4,101万9,000円となっております。

特定財源総額は、都市計画道路漆原総社線新設事業や吉中校庭拡張事業といった建設事業の実施に伴う国庫支出金や地方債の増を主な要因として、対前年度プラス11.8%、2億6,117万5,000円増の24億6,598万1,000円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、建設事業の実施や、保育所運営委託料などの扶助費の増に伴う財源不足分への対応として、対前年度プラス7.6%、6,690万1,000円増の9億4,579万円を計上します。

それでは、令和6年度の主な事業についてご説明申し上げます。

保育料無償化事業は、保育料の無償化を継続します。

福祉医療費事業は、高校生世代までの無償化を県内統一で引き続き継続します。

出産子育て応援給付金事業は、全ての妊婦、子育て世代が安心して出産、子育てできるよう一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と出産子育て応援給付金を支給するものでございます。

漆原総社線新設事業は、都市計画道路漆原総社線第1工期分の整備を行います。令和6年度は用地買収の実施を予定します。

次に、北下町営住宅北棟解体事業は、老朽化した北下町営住宅の北棟を解体します。

次に、教育支援センターひばりの家開設事業は、一人一人の気持ちに寄り添った過ごし方ができる新たな居場所を創設するものであります。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和6年度予算は、予算規模が昨年度を上回りながらも、人口増加、高齢化を背景とした義務的経費等の増加もあり、町の貯金である財政調整基金の繰入額は前年度を上回る予算額となり、厳しい財政状況でございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行があり、人流や消費がコロナ禍前に戻りつつある明るい兆しも見えてきましたが、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ侵攻などにより政情不安が起り、原油高に伴う物価高も重なり、厳しい状況が続いているところであります。また、1月に発生した能登半島地震の影響もあり、町としては災害対策に注視しなければなりません。

このような状況にあっても、第6次総合計画を骨子に据え、町民目線を意識し、未来へつなげるまちづくりの実現を目指すため、可能な限り歳出削減、財政確保を図り、将来を見据え、持続可能な予算編成といたしました。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、企画財政課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算について、町長の補足説明をします。

予算書5ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億700万円と定めるものです。前年度当初予算と比較すると、プラス6.7%、5億2,300万円の増です。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表・歳入歳出予算によるで、後ほど事項別明細書で説明をいたします。

第2条継続費、第3条繰越明許費、第4条債務負担行為及び第5条地方債については、11ページから13ページになります。

初めに、11ページをご覧ください。

第2表継続費は、2款総務費1項総務管理費の庁舎空調設備改修事業1億4,320万円及び庁舎電気設備改修事業1億1,000万円は令和8年度まで継続するもので、各年度の年割額は一覧表のとおりとなります。

12ページをご覧ください。

第3表繰越明許費は、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務86万円です。印刷業者と年度をまたいだ編集作業が必要となるため、翌年度へ繰り越すものです。

第4表債務負担行為、令和9年度固定資産（土地）評価替えに係る路線価付設業務委託、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は900万円です。次に、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務、期間は令和7年度、限度額は627万2,000円です。各事業とも時間を要するためとなります。

13ページをご覧ください。

第5表地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債です。令和6年度に予定している起債は10件です。

1段目は、交付税の不足分を補う臨時財政対策債で1,000万円です。臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に全額交付税措置されます。

2段目及び3段目の一般事業債は、役場庁舎空調設備改修事業及び役場電気設備改修事業に関するもので、充当率75%で、交付税措置はありません。

4段目及び5段目は公共事業等債です。

4段目は、渋川吉岡連携道路事業に対するもの、5段目は、都市計画道路漆原総社線に対するもので、それぞれ充当率は90%、交付税措置は22%程度となっています。

6段目及び7段目は、公共施設等適正管理推進事業債です。

6段目は、北下町営住宅北棟解体事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は

ありません。

7段目の道路長寿命化事業は、充当率は90%、交付税措置は財政力指数に応じ30%から50%程度となります。

8段目は、防災対策事業債です。J-ALERT専用アンテナ設置工事に対するもので、充当率は75%、交付税措置は30%を想定いたしました。

9段目及び10段目は、学校教育施設等整備事業債です。

9段目は、駒小校庭拡張事業に、10段目は、吉中校庭拡張事業に対するもので、充当率は75%、交付税措置はありません。

以上、10の対象事業の起債額の合計2億6,480万円を予定しました。

起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりとなります。

再び議案書の5ページにお戻りください。

第6条の一時借入金は、昨年度と同額の最高限度額を10億円と定めるものです。

第7条の歳出予算の流用については、前年と同様となります。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明します。

予算書の16ページをご覧ください。

なお、詳細な増減内容については、予算書と一緒に配付した別冊の総括にも記載されていますので、参考にしてください。

まず、歳入の町税です。

1款の町税全体では、新型コロナウイルスの影響からの回復等を勘案し、対前年度7.5%増、1億9,946万2,000円増の28億6,650万7,000円を計上しました。

詳細は、1款町税1項町民税1目個人は、納税義務者数の増などを勘案し、対前年比4.4%増の11億6,222万9,000円。2目法人は、法人税均等割分の増などを勘案し、対前年比21.8%増の1億4,653万2,000円。町民税個人、法人合計で対前年比6.1%増の13億876万1,000円を見込んでいます。

2項の固定資産税は、住宅新築に伴う土地、家屋分の増、商業施設における償却分の増などを勘案し、対前年比8.2%増の12億8,630万6,000円。

3項の軽自動車税の種別割は、課税台数の増などを勘案し、対前年比3.1%増の7,992万1,000円を計上しました。

次に、17ページから18ページの2款地方譲与税は、全体で2.5%増の8,330万7,000円を、4款配当割交付金は20.2%減の1,368万9,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金は45.7%増の1,558万1,000円を、19ページの6款法人事業税交付金は対前年比22.9%増の2,536万6,000円、7款地方消

費税交付金は前年度とほぼ同額の4億6,331万4,000円、9款環境性能割交付金は対前年比33.5%増の921万円、それぞれ総務省の地方税収見込み及び令和5年度の交付状況などを勘案し、計上しました。

20ページ、10款地方特例交付金は、決算実績などを勘案し、対前年比17.3%増の4,104万4,000円を計上しました。

11款地方交付税は、国の地方財政対策の増減率などを勘案し、対前年比1.9%増の13億700万円を計上しました。内訳は、普通交付税が12億2,700万円、特別交付税が8,000万円です。

12款交通安全対策特別交付金は10.6%減の333万円を計上しました。

13款分担金及び負担金は、一時保育料及び延長保育料が施設の歳入となるため皆減となり、対前年比50.4%減の140万2,000円を計上しました。

21ページ、14款使用料及び手数料は、令和5年度実績を勘案し、全体で対前年比0.2%増の2,757万7,000円を計上しました。

次に、23ページをご覧ください。

15款国庫支出金は、全体で対前年比6.7%増の12億8,546万4,000円を計上しました。主なものとして、新型コロナウイルスワクチン接種対策関連事業費の減、保育所運営委託料の事業費の増及び都市計画道路漆原総社線の事業費の増となります。

16款県支出金は、全体で対前年比9.3%増の8億3,403万7,000円を計上しました。保育所運営委託料の事業費の増及び県議会議員選挙費、県知事選挙費の減となります。

30ページをご覧ください。

18款の寄附金は、令和5年度の納税寄附状況を勘案し、前年とほぼ同額の2,015万円を計上しました。

19款繰入金は、全体で対前年比6.7%増の9億5,846万8,000円を計上しました。主なものとしては、2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金9億4,579万円です。

20款繰越金は、対前年比2.7%減の909万3,000円を計上しました。

次に、21款諸収入は、全体で対前年比4.4%減の5,938万1,000円を計上しました。渋川箕郷線廃止代替バス負担金の皆減などが主なものになります。

36ページをご覧ください。

22款町債は、第5表地方債で説明したので、ここでは省略させていただきます。

以上が歳入の主なものとなります。

引き続き、歳出について説明します。

予算書37ページをご覧ください。

1 款の議会費は、議事録作成ソフトシステム導入などにより、対前年比3.9%増、361万3,000円増の9,723万6,000円を計上しました。

39ページ、2 款総務費は、全体で対前年比8.0%増、7,692万8,000円増の10億4,302万2,000円を計上しました。

主なものとしましては、42ページをご覧ください。

1 項総務管理費1 目一般管理費1 2 節委託料、自治会事務委託料4,413万6,000円は、広報や行政連絡文書等の配付や回覧を自治会に委託する経費、宿直業務委託料644万2,000円を計上しました。

46ページをご覧ください。

5 目財産管理費1 2 節委託料、公共施設樹木管理除草等業務委託料4,378万6,000円を計上しました。これは、従来各科目で予算要求していた委託料等を令和5年度から一括して計上しているものとなります。14 節工事請負費1 億965万8,000円を計上しました。役場空調設備改修工事などとなります。

47ページをご覧ください。

6 目企画費1 0 節需用費、返礼品（ふるさと納税）500万5,000円は、歳入のふるさと納税に対応し、計上しました。

48ページをご覧ください。

1 8 節負担金、補助及び交付金は、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗合バスの負担金として861万8,000円、移住支援金460万円などを計上しました。

52ページをご覧ください。

1 2 目電子計算費の1 2 節委託料、一括処理委託料やハードウェア保守料などの計上で3,262万4,000円、13 節使用料及び賃借料1 億208万7,000円は、システム使用料などを計上しました。

55ページをご覧ください。

2 項徴税費2 目賦課徴収費1 2 節委託料、令和9年度固定資産（土地）評価替えに係る路線価付設業務委託756万5,000円を計上しました。

59ページをご覧ください。

3 款民生費、全体で対前年比9.5%増、3億571万8,000円増の35億2,661万8,000円を計上しました。

主なものとしましては、61ページをご覧ください。

1 項社会福祉費1 目社会福祉総務費1 3 節使用料及び賃借料、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）では、前年と同額の870万2,000円、62ページ、18 節負担金、

補助及び交付金、社会福祉協議会補助金4, 339万円などを計上しました。

63ページをご覧ください。

4目老人福祉費12節委託料は、老人福祉センター指定管理料2, 209万円を計上しました。

67ページをご覧ください。

6目福祉医療費19節扶助費は、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理に寄与するための事業として、医療費2億7, 000万4, 000円を計上しました。令和5年度から、高校生世代まで通院費の無償化を実施しています。

70ページをご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費は、児童手当の費用として、昨年と同額の4億1, 280万円を計上しました。

3目児童保育費12節委託料、保育所運営委託料9億1, 258万2, 000円、18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費3億130万3, 000円は、保育園や認定こども園等に対する給付費を計上しました。

72ページをご覧ください。

5目学童保育事業費12節委託料、学童クラブ指定管理料は3, 360万9, 000円を計上しました。

73ページになります。

4款衛生費は、全体で対前年比0.4%減、381万7, 000円減の8億5, 596万9, 000円を計上しました。

主なものは、75ページ、12節委託料、健康づくり計画策定委託料918万5, 000円を計上しました。また、吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）中間見直し支援業務委託料387万6, 000円、76ページ、18節負担金、補助及び交付金、住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金500万円、地球温暖化対策として計上しました。

2目予防費12節委託料、予防接種委託料9, 566万円を計上しました。

77ページ、3目母子衛生費12節委託料、妊婦健康診査委託料2, 366万円、78ページ、18節負担金、補助及び交付金では、出産・子育て応援給付金2, 500万円などを計上しました。

79ページになります。

4目健康増進費12節委託料、健康診査等委託料3, 779万5, 000円を計上しました。

81ページ、2項清掃費2目塵芥処理費12節委託料、一般ごみ収集委託料6, 256

万8,000円を計上しました。

次に、5款労働費は、全体で対前年比19.1%減、189万8,000円減の805万1,000円を計上しました。主なものは、82ページ、1項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金、勤労者住宅資金利子補給750万円を計上しました。

次に、6款になります。農林水産業費は、全体で対前年比5.3%減、1,780万円減の3億1,714万8,000円を計上しました。

主なものは、85ページをご覧ください。

1項農業費3目農業振興費12節委託料、道の駅指定管理料999万7,000円を計上しました。

88ページをご覧ください。

6目地籍調査費12節委託料、地籍調査業務委託料2,279万6,000円、復元測量等業務委託料900万円などを計上しました。令和6年度は3地区、大下、見柳東及び新田入口の着手などを実施予定です。

7目渇水対策施設維持管理費17節備品購入費、小倉揚水機場ポンプ用備品1,224万9,000円を計上しました。

91ページをご覧ください。

7款商工費は、全体で対前年比14.5%減、1,343万4,000円減の7,947万5,000円を計上しました。主なものとしては、92ページをご覧ください。

1項商工費2目観光費12節委託料、リバートピア吉岡及び緑地運動公園（河川敷公園）指定管理料2,754万円を計上しました。

93ページをご覧ください。

8款土木費は、全体で対前年比11.6%増、5,614万7,000円増の5億4,043万3,000円を計上しました。

主なものは、96ページ、2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費は、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、計8,838万3,000円を計上しました。自治会要望等で判明した町道等の危険箇所や不具合箇所の改善や損傷箇所の補修などを行う予定です。

3目道路新設改良費14節工事請負費は、通学路安全対策工事など、計1,200万円を計上しました。町道住・藤塚線水路の改修工事などを行う予定です。

97ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側で事業化している渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として750万円を計上しました。

100ページをご覧ください。

4項都市計画費2目都市施設費16節公有財産購入費、漆原総社線（第1工区）用地買収費8,000万円及び21節補償、補填及び賠償金3,000万円は、令和6年度に実施する事業となります。

101ページをご覧ください。

5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費、解体工事1,860万1,000円は、北下町営住宅北棟解体に伴うものとなります。

9款消防費は、全体で前年比1.7%増、644万7,000円増の3億8,059万2,000円を計上しました。

主なものとしては、103ページをご覧ください。

1項消防費4目災害対策費12節委託料、受援計画策定支援業務委託371万5,000円を計上しました。

次に、10款になります。

105ページをご覧ください。

10款教育費は、全体で対前年比10.6%増、9,211万6,000円増の9億6,212万8,000円を計上しました。

主なものとしては、105ページから109ページにかけて、1項教育総務費2目事務局費で、新規事業として教育支援センター開設に伴う費用などを計上しています。

107ページをご覧ください。

12節委託料、GIGAスクール運営支援センター委託料431万2,000円を計上しました。13節使用料及び賃借料、電算機器借上料1,475万4,000円は、小中学校に導入した情報端末体制を維持するものです。

109ページです。

27節繰出金は、学校給食の充実を図るための食材費助成500万円及び昨今の原材料高騰対策として、学校給食事業特別会計への繰出金1,100万円を計上しています。また、第3子以降の給食費を無償化する事業として676万3,000円を計上しました。

113ページをご覧ください。

2項小学校費1目学校管理費13節使用料及び賃借料、明小教職員用パソコンリース料502万8,000円及び駒小教職員用パソコンリース料592万8,000円は、教職員用パソコンに伴うものとなります。なお、中学校費では、吉岡中学校教職員パソコンリース料596万4,000円を計上しています。

115ページをご覧ください。

2目教育振興費13節使用料及び賃借料、明小学習支援ソフト使用料464万4,000円、駒小学習支援ソフト使用料576万4,000円を計上しました。昨年度に引き続

き、情報端末を活用した授業や家庭学習支援の取組を進めます。中学校費については、吉岡中学校分ということで475万5,000円を計上しています。

116ページをご覧ください。

27節繰出金は、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明小分684万5,000円、駒小分865万3,000円です。中学校費分は、吉岡中学校分として762万9,000円を計上しています。

3目学校建設費12節委託料、駒小校庭拡張に伴う開発申請業務委託3,221万9,000円を計上しました。

次に、120ページをご覧ください。

3目学校建設費14節工事請負費、校庭拡張工事4,945万6,000円は、吉岡中学校の校庭拡張に関わる工事に伴う計上となります。

122ページをご覧ください。

4項社会教育費8節旅費から12節委託料まで、吉岡町・大樹町子ども交流事業として、総額401万5,000円を計上しました。

次に、127ページをご覧ください。

4目文化センター費14節工事請負費377万3,000円は、文化センター施設の維持、改修に関わる工事に伴う計上となります。

次に、132ページをご覧ください。

6項1目給食センター費12節委託料、調理業務等委託料7,224万円を計上しました。

次に、134ページ、135ページ、12款公債費は、令和2年度の大型建設事業に伴う借入金の元金償還開始などにより、全体で前年比3.9%増、1,838万5,000円増の4億8,662万8,000円を計上しました。

以上が歳出予算の説明となります。

次に、137ページをご覧ください。

137ページから146ページまでは、給与費明細書、147ページは、継続費についての令和4年度末までの支出額、令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書。

148ページは、債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書。

149ページは、地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び令和6年度末における現在高の見込みに関する調書です。

また、別紙としまして、昨年度とは様式を変更させていただきましたが、一般会計当初予算（総括）、当初予算説明資料（事業別予算概要）というものを添付させていただきました。

お手元に一般会計当初予算（総括）のご用意をお願いします。

説明資料の12ページをご覧ください。

渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しています。広域組合負担金の全体では、対前年比2.2%増、6,734万6,000円増の30億8,246万1,000円です。中央、黒の太枠内をご覧ください。吉岡町の負担割合は、令和5年度で19.506%、令和6年度で19.647%で、0.141%増です。

続いて、13ページをご覧ください。

一番左の欄、吉岡町の負担金は、ごみ運営や消防公債などの増に伴い、対前年比3.0%増、1,746万6,000円増の6億557万8,000円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議 長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第27号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3 議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議 長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,065万6,000円とするものです。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

158ページをご覧ください。

まずは歳入となります。

1款1項1目給食費納入金につきましては、前年度比154万1,000円減となる9,466万円を計上いたしました。内訳といたしましては、説明欄にあるとおり、現年度分の教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分の給食費となっております。

次に、2款1項1目1節の一般会計繰入金は、前年度比353万円の増となる4,592万7,000円を計上いたしました。繰入金の内訳といたしましては、3校分の給食費補助分繰入金の合計といたしまして2,312万4,000円、食材費助成分繰入金500万円、そして令和4年度から開始した第3子以降給食費無料化分繰入金は、対象者の拡充を図り、昨年度から310万4,000円を増額して、676万3,000円を計上いたしました。対象人数は170人を見込んでおります。また、昨年度に引き続きまして、食材費の価格高騰分に対応するため、物価高騰分繰入金といたしまして1,100万円を計上しております。

続いて、3款1項1目繰越金につきましては、3万円を計上いたしました。

4款諸収入1項1目雑入につきましては、廃油回収等に合わせまして3万9,000円を見込んでおります。

これにより、歳入の合計といたしましては、対前年度比177万9,000円の増となる1億4,065万6,000円となっております。

続きまして、歳出となります。

160ページをご覧ください。

1款1項1目学校給食費につきましては、前年比177万9,000円増の1億4,065万6,000円を計上いたしました。内訳としては、10節需用費の給食用食材料費1億4,040万6,000円と26節公課費の消費税25万円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第4 議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比0.5%増、879万1,000円の増となる19億4,836万9,000円に定めたいものであります。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

163ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については、最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条の歳出予算の流用については、前年と同様になります。

それでは、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

169ページをご覧ください。

歳入の1款国民健康保険税は、対前年度比210万1,000円減の3億9,588万円を計上しています。

170ページをご覧ください。

5款1項1目保険給付費等交付金は、対前年度比1,050万4,000円増の13億9,060万5,000円を計上しました。内訳としては、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので、13億5,154万5,000円を、2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、疾病予防費や特定健康診査などの事業に係る経費分として3,906万円を計上しています。

171ページをご覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金は、対前年度比788万5,000円の減となる1億2,293万2,000円を計上しました。主なものとしては、保険基盤安定繰入金として9,569万6,000円を計上しました。これは、一般会計から特別会計に繰入れするもの

で、そのうち4分の3が国及び県の負担金として一般会計に入り、これに4分の1の町負担金を足したものがこの繰入金となっています。また、その他として、歳出の総務費や出産育児一時金に係る負担金なども計上されています。

次に、172ページ、7款2項1目国民健康保険基金繰入金は3,388万1,000円、9款諸収入は506万5,000円を計上しており、これの主なものには保険税の延滞金となっています。

それでは、174ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費は、176ページまで合わせて、対前年度比102万6,000円の増となる999万6,000円を計上しました。

176ページをご覧ください。

2款保険給付費は、178ページまで合わせて、対前年度比64万7,000円の減となる13億5,204万5,000円を計上しております。なお、この金額については、群馬県が各市町村の医療費分を基に算出した保険給付費等交付金の金額を参考に計上したものとされています。

179ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金は、180ページまで合わせて、対前年度比644万9,000円増となる5億4,992万9,000円を計上しました。この金額は、群馬県が各市町村の被保険者数や所得水準などにより算出したものであり、納付金は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものになります。

180ページ、第4款保健事業費については、181ページまで合わせて、対前年度比196万6,000円増の2,782万9,000円を計上しました。

182ページ、第7款諸支出金としては、183ページまで合わせて356万8,000円を、また、183ページ、8款予備費については、前年度と同額となる500万円を計上しています。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第5 議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を

議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,450万4,000円、前年度予算額から2,525万7,000円の増、前年度比101.7%に定めるものであります。

令和6年度は、3年を1期とした第9期介護保険事業計画の初年度となります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

197ページをご覧ください。

歳入の1款保険料は3億8,490万円です。前年度比較665万円の増、前年度比101.8%を計上しています。

次に、2款国庫支出金です。197ページから198ページにかけて、全体で2億9,212万9,000円です。前年度比較93万8,000円の減、前年度比は99.7%です。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しています。

1項1目介護給付費負担金は、歳出の保険給付費のうち、居宅サービス費の20%分と施設サービス費の15%分を国が負担すると定められています。

2項1目調整交付金は、国庫負担割合のうち、その年の調整率に応じた額が交付されます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の25%のうち、調整率に応じた額を計上しております。

また、3目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、地域包括支援センター運営費などの国の負担割合38.5%を計上しています。

続いて、4目保険者機能強化推進交付金、7目保険者努力支援交付金につきましては、

高齢者の自立支援、重症化予防等に向けた保険者の取組に対して交付されるものでございます。

3 款の支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料として納めていただく交付金です。収入見込総額は 3 億 9,374 万 3,000 円です。前年度比較 720 万 7,000 円の増、対前年度比 101.9% です。

次に、4 款県支出金は、全体で 2 億 2,114 万 9,000 円です。前年度比較 9417,000 万円の増、前年度比 104.4% です。国庫と同様に、項目ごとに法定割合を計上しています。

199 ページから 200 ページにかけて、6 款繰入金の前年度額は 2 億 3,257 万 7,000 円です。前年度比較 292 万 1,000 円の増、前年度比 101.3% です。こちらも項目ごとに、町の一般会計より法定割合を繰り入れるものであります。

続いて、歳出に移ります。

202 ページをご覧ください。

1 款総務費は、202 ページから 204 ページにかけて、全体で 2,263 万 7,000 円です。

まず、1 項総務管理費では 151 万 3,000 円を計上しました。

続いて、2 項徴収費は、介護保険料徴収に係る郵便料や手数料となります。

また、203 ページの 3 項介護認定審査会費は 1,907 万 5,000 円を計上し、そのうち 1 目認定調査費は 1,189 万 2,000 円で、主なものは、主治医意見書の作成手数料と要介護認定のための訪問調査を行う会計年度任用職員の給与費です。

2 目の認定審査会共同設置負担金は 718 万 3,000 円で、渋川広域の 3 市町村で構成する渋川地域介護認定審査会の負担金となります。

204 ページに移りまして、5 項計画策定委員会費は、第 9 期介護保険事業計画策定時に実施しましたアンケートの調査結果を活用して、基本チェックリスト事業の対象者の抽出作業を委託するもので、56 万 1,000 円を計上しています。

次に、204 ページから 205 ページにかけて、2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費は 13 億 592 万 5,000 円で、前年度比較 2,171 万 7,000 円の増、前年度比 101.7% です。

次に、206 ページから 207 ページにかけて、2 項介護予防サービス等諸費は 4,143 万 2,000 円で、前年度比較 507 万 5,000 円の増、前年度比 114.0% です。これら介護サービス及び介護予防サービスともに増額の主な理由は、介護報酬の単価に摘要される吉岡町の地域区分の見直しが令和 6 年度に実施されるためです。

207 ページの 3 項その他諸費は、介護給付費の審査支払手数料として、国民健康保険

団体連合会へ支払うものです。

次の4項高額介護サービス等費は、利用者の月々の負担額が限度額を超えた場合に給付されるもので、前年度と同額の3,031万6,000円を計上させていただきました。

208ページに移りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものであります。こちらについても、前年度と同額の予算計上となります。

続いて、6項特定入所者介護サービス等費は、主に所得の低い方が施設サービスを利用した場合に食費や居住費についての負担を軽減するもので、今年度の利用状況を踏まえて3,622万8,000円を計上させていただきました。

次に、209ページから212ページにかけては、4款地域支援事業費になります。全体の予算額は7,583万4,000円で、前年度比較647万1,000円の増です。そのうち主な内容は、209ページの1項包括的支援事業・任意事業費1目の包括的支援事業費12節委託料、説明欄にあります包括的支援事業委託料2,828万7,000円は、吉岡町地域包括支援センターの運営委託費で、職員の給与費及び地域包括支援センターで行う包括的支援事業や、介護予防支援に関わる事務経費となります。

また、210ページ、3目在宅医療・介護連携推進事業費12節委託料の365万6,000円は、渋川広域の3市町村で構成する在宅医療介護連携支援センターの運営委託料です。

続いて、2項介護予防・生活支援サービス事業費3,644万円のうち、主な経費として計上されている1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業）は、要支援者に対する訪問、通所介護のほか、生活機能の低下が疑われる高齢者に対して訪問型と通所型のサービスなどを実施するものです。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費を計上しております。

次の211ページから212ページにかけて、3項一般介護予防事業費は、介護予防教室や介護予防サポーター養成講座、ボランティアポイント等の事業を実施する経費を計上しております。

5款基金積立金は、第1号被保険者の介護保険料の剰余金82万3,000円を積立てし、介護保険事業計画期間の保険料財政の年度間均衡と健全な運営を図ることとしています。

最後に、6款の予備費では、前年度と同様の金額を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6 議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比14.6%増、3,575万3,000円の増となる2億8,038万7,000円に定めたものであります。

なお、予算につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合より示されたものを基に作成いたしました。

現在の町の主な業務といたしましては、保険料の徴収、広域連合への納付業務、保険証の発行などとなっております。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

221ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりです。

第2条の一時借入金については、5,000万円を最高額と定めるものです。

当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

226ページをご覧ください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比2,759万8,000円の増となる2億506万9,000円です。

2款の繰入金は、対前年度比599万9,000円の増で、6,424万9,000円を計上しました。内訳については、広域連合事務費負担金として1,396万7,000

円、保険基盤安定繰入金として5,028万2,000円となっています。

なお、保険基盤安定については、県から4分の3の負担金が入り、これに町負担分4分の1を足して、一般会計から繰り入れるものとなります。

3款繰越金は39万9,000円を計上しました。

4款諸収入は228ページまでとなっており、全体で、対前年度比215万2,000円の増となる1,067万円を計上しました。主なものは、健康診査の受託事業収入が915万7,000円、人間ドック補助金120万円などとなります。

229ページ、歳出をご覧ください。

第1款総務費は、対前年度比365万4,000円の増となる1,501万9,000円を計上しました。主なものとしては、保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料が181万5,000円、健康診査の委託料が915万8,000円、人間ドック補助金が120万円となっています。

230ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比3,189万9,000円の増となる2億6,466万2,000円で計上しました。内訳については、広域連合事務費等負担金が930万7,000円、保険料等負担金が2億507万2,000円、保険基盤安定負担金が5,028万3,000円となります。

3款諸支出金では、合わせて30万6,000円を、231ページ、4款予備費では40万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第7 議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量です。給水戸数8,468戸、年間総給水量254万7,

000立方メートル、1日平均給水量6,978立方メートル、主な建設改良事業は、老朽管布設替工事2,877万7,000円。

続いて、第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款水道事業収益4億2,294万6,000円、支出第1款水道事業費用4億271万2,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、3ページ、収入第1款資本的収入3,217万9,000円、支出第1款資本的支出1億1,513万3,000円を見込んでおり、資本的収入の不足額を当年度分消費税及び資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 議案第32号について、町長の補足説明をさせていただきます。

第2条、第3条及び第4条の予算額については、先ほど町長が申し上げたとおりです。

2ページ中ほどをご覧ください。

第2条第4号の主要な建設改良事業、老朽管布設替工事は、防衛省の国庫補助を受け、大久保地区の石綿管布設替工事を予定しております。また、上ノ原浄水場改修工事は、昨年に続き改修工事を進め、令和6年度中に完成予定です。

3ページをお願いいたします。

第5条一時借入金の限度額は、上ノ原浄水場改修事業の関係で、限度額を4億円と定めます。

それでは、26ページをお願いいたします。

主な項目について、予算明細書により説明いたします。

収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収入、支出です。

収入第1款1項1目給水収益3億5,300万6,000円、水道使用料です。一般、大口、特別、営業の合計で8,468戸の見込みです。

2目その他営業収益2,920万2,000円、住宅新築などに伴う水道の新規加入金や材料売却収益です。

次に、27ページ、2項営業外収益1目長期前受金戻入3,676万8,000円、水道管など資産の財源である国庫補助金などを減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上するものです。

2目雑収益396万9,000円、公共下水道と農業集落排水事業の検針負担金などで

す。

続いて、29ページ、1款1項営業費用1目配水及び給水費1億9,249万5,000円、水道水の供給に係る業務経費です。

30ページをご覧ください。

主に下段に記載の委託料、水道施設管理業務1,320万円は、浄水場や配水池など設備機器の運転を含めた維持管理業務です。

次に、32ページをお願いします。

4段目の受水費1億840万5,000円は、県企業局が経営する県央第一水道事務所からの水道の供給を受ける水道料金です。

2目総係費4,400万7,000円、水道事業の運営に係る事務経費です。人件費や水道メーターの検針委託業務費、水道料金システム賃借料です。

続いて、36ページをお願いいたします。

3目減価償却費1億3,898万5,000円、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上したものです。

4目資産減耗費167万3,000円、固定資産除却費です。

次に、2項1目支払利息1,928万4,000円、企業債利子の償還金です。

38ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入1款1項1目出資金2,000万円、町からの出資金です。老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で、一般会計から繰り出されるものです。

3項1目国庫補助金1,137万9,000円、防衛省の国庫補助金で、大久保地区の老朽管布設替事業です。

39ページをお願いします。

支出です。1款1項建設改良費1目配水設備工事費4,760万8,000円、建設改良事業に伴う人件費や委託料、工事費です。

40ページの中ほどをご覧ください、工事請負費2,963万7,000円です。

次に、41ページ、2項企業債償還金6,677万5,000円、企業債、元金償還金です。

次に、戻りまして、18ページをお願いいたします。

令和6年度水道事業予定貸借対照表です。この表は、財務状況を明らかにするために、保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入された資本がどのように運用されたかを示すもので、令和6年度末時点を予測したものです。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が下段の44億6,585万4,8

54円。

19ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計で、中段の右側、23億8,968万2,943円。

6の資本金と7の剰余金を合計し、負債と資本の合計で、下段の44億6,585万4,854円、こちらは戻りまして、18ページの資産合計と同額になります。

その他、8ページに予定キャッシュ・フロー計算書、9ページから16ページは給与費明細書、17ページは債務負担行為に関する調書、22ページから25ページは、前年度、当年度分の予定損益計算書、前年度分の予定貸借対照表を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8 議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条業務予定量です。処理戸数4,842戸、年間有収水量128万1,000立方メートル、1日平均有収水量3,510立方メートル、主な建設改良事業は、公共下水道管渠敷設工事として1億8,653万円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業収益3億2,189万3,000円、第2款農業集落排水事業収益1億6,220万3,000円、支出第1款公共下水道事業費用3億1,689万3,000円、第2款農業集落排水事業費用1億5,720万3,000円を見込んでおります。

次に、3ページの第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業資本的収入2億2,243万5,000円、第2款農業集落排水事業資本的収入116万円。

支出第1款公共下水道事業資本的支出3億1,825万8,000円、第2款農業集落排水事業資本的支出6,757万8,000円を見込んでおり、資本的収入の不足額を当

年度分消費税及び資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 議案第33号について、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

第2条、第3条及び第4条の予定額については、先ほど町長が申し上げたとおりです。

3ページをお願いいたします。

第5条企業債について、起債の目的、公共下水道事業債は限度額1億30万円、流域下水道事業債は限度額1,330万円、その他、借入利率3%以内と定めます。

それでは、27ページをお願いいたします。

主な項目について、予算明細書により説明いたします。

収入1款1項営業収益1目下水道使用料1億2,312万円、3,800戸を見込んでおります。

2項営業外収益2目一般会計補助金1億4,058万6,000円、一般会計からの維持管理に伴う繰入金です。

3目長期前受金戻入5,770万4,000円、資産の財源である国庫補助金などを減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じて、年度ごとに収益として計上しております。

次に、28ページ、2款農業集落排水事業収益1項営業収益1目農業集落排水施設使用料3,000万9,000円、1,042戸を見込んでおります。

2項営業外収益1目一般会計補助金7,607万9,000円、一般会計からの維持管理に伴う繰入金です。

2目長期前受金戻入5,611万4,000円。

29ページをお願いいたします。

支出1款公共下水道事業費用1項1目管渠費1,709万3,000円、公共下水道事業の維持管理費で、人件費や施設管理の各種業務委託費、マンホールポンプの修繕費などです。

2目総係費3,736万3,000円、公共下水道事業運営に係る事務経費で、人件費や事務負担金です。

31ページ中段をご覧ください。

3目流域下水道管理運営費負担金6,806万1,000円、県央処理区の維持管理負担金です。

4目減価償却費1億6,836万8,000円は、資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化したものです。

2項営業外費用1目支払利息1,890万6,000円、企業債の利息です。

32ページ、2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費4,213万9,000円、管路や污水处理施設の維持管理費です。最下段の委託料、処理施設運転管理業務委託料2,326万9,000円は、小倉、上野田、北下南下地区の3地区にある污水处理施設の維持管理業務です。

続いて、33ページ、2目総係費1,139万9,000円、集落排水事業運営に係る事務・事業経費で、人件費や事業費です。

次に、35ページ、3目減価償却費8,681万1,000円。

2項1目支払利息1,175万2,000円、企業債利子の償還金です。

続いて、36ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債1億1,360万円、建設改良費の財源措置です。

2項1目受益者負担金1,500万円、主に建て売り分譲などの開発事業による受益者負担金、また令和6年4月より供用開始する大久保・長坂西地区、道城辺玉地区の一部の受益者負担金も含まれます。

3項1目国庫補助金7,670万円、国交省所管の社会資本整備総合交付金です。

38ページをお願いします。

支出では、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費、主に39ページの中段、工事請負費1億8,653万円は、公共下水道の区域拡大に伴い、大久保道城辺玉地区と沼地区の一部で管渠工事と舗装本復旧工事を予定しております。

2項1目企業債償還金1億221万2,000円、元金償還金です。

次に、40ページ、2款農業集落排水事業資本的支出1項1目企業債償還金6,718万8,000円。

戻りまして、20ページをお願いいたします。

下水道事業予定貸借対照表です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が、下段の66億7,579万3,062円。

21ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計と、6の資本金と7の剰余金を合計したものが負債及び資本の部合計で、ページ下段の66億7,579万3,062円、20ページの最下段、資産の部と同額になります。

その他、10ページには予定キャッシュ・フロー計算書、11ページから18ページには給与費明細書、19ページには債務負担行為に関する調書、23ページから26ページには前年度の予定損益計算書、予定貸借対照表を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、予算決算常任委員会に付託します。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会とします。

午前11時50分散会

令和6年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程 第3号

令和6年3月5日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 大橋美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった9人のうち、5人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るように、ご協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

10番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔10番 富岡大志君登壇〕

10番（富岡大志君） 質問に先立ちまして、このたびの石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に心からお悔やみを申し上げます。また、被災地域の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、議長への通告に基づき、富岡大志の一般質問を行います。

今回、自治体DXについて、再びお尋ねするものであります。

自治体DXとは、デジタル技術の導入だけでなく、その活用を通じて住民の利便性を向上させ、行政サービスの質を高めることを目指すものです。これは少子高齢化による労働人口の減少や高齢化社会での行政サービスへのニーズの増加など、現代社会が直面する課題に対応するための重要な取組だと考えております。

また、この自治体DXというのは、地方創生に続く国政の重要な目標であり、現在、デジタル田園都市国家構想が推進されており、本町でもこの流れに乗り遅れないように、積極的な情報収集、思い切った決断、そしてスピード感のある実行を求めたいと考えております。

そこでお尋ねしますが、本町でこのDX推進というのを現在どのように進めているのかということで、あと、出てきている課題は何なのか。特に先ほど申し上げましたデジタル

田園都市国家構想における交付金、デジ田交付金と言われているんですけども、令和5年度、吉岡町も採択を受けているところで、その補助金における事業を進めているところですけども、その事業の実施状況及び新年度、令和6年度のデジ田交付金の申請はどうなっているのかについて説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

今回、9人の議員方より質問をいただきました。しっかりとお答えさせていただきます。

トップバッターとして、富岡議員より、自治体DXに関して、本町のDX推進の状況についてご質問いただきました。

DX、すなわちデジタルトランスフォーメーションは、デジタル技術を活用して組織の運営を変革することを示し、これを地方創生に応用することで、地域が抱える課題を解決することが可能となります。

また、AIやIoTを活用したデジタルの推進により、地域内のインフラ管理やサービス提供は効率化され、地方都市でも高品質なサービス提供が可能となることで、都市部との生活水準のギャップを埋めることが期待できます。

町の状況は、DX推進により大きく変化しております。今ではテレワークは日常的に行われているほか、フリーアドレスなどの実証実験なども進んでおります。ここ数年でのデジタルによる変革は目覚ましいものがあり、働き方自体を大きく変え、今後さらなる変化をもたらすものと期待しているところであります。

詳細については、企画財政課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ご指摘のデジ田交付金につきまして、町では4事業、令和5年度に導入いたしました。1つ目が役場窓口に設置したセミセルフレジです。2つ目がWEB口振受付システム、3つ目がマルチコピー機の導入です。こちらにつきましては、導入後大きな支障もなく、順調に稼働しております。

また、4つ目としましては議事録作成システムを導入し、各委員会などで活用しており、議事録作成の業務効率化に非常に貢献をしております。

ご質問の新年度の申請については、今回は見送らせていただきました。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番(富岡大志君) その議事録作成ソフトだと、それまで担当者が結構時間をかけて、場合によっては残業して取り組んでいたというのが、すごく手間がなくなったというのは聞いております。すごくいいことだと思うんですけども、一方、今回令和6年度、申請しなかった理由というのはどのようなものかについてご説明いただきたいと思います。というのは、以前に「積極的に活用するよう準備はしていきたい」という答弁もあったわけなんですよ。その中で、何でできていないのか。特に成功した事例というのは幾つもあると思うんですけども、そこについては十分に研究してきたのかと。その部分について説明いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長(廣嶋 隆君) 米沢企画財政課長。

[企画財政課長 米沢弘幸君発言]

企画財政課長(米沢弘幸君) 今年度実施した事業は、デジタル化により町民の方々にとっていろいろな面で有益になるものと判断し、実施した事業ばかりです。

費用面につきましては、今年度のデジ田交付金により初期費用はかなり削減することができましたが、来年度以降、ランニングコストが発生します。また、導入後間もない事業もあるため、十分な検証が進んでいません。そのため、現時点において来年度デジ田交付金の申請はせずに、令和7年度に向けて今年度実施した事業の検証をしっかりと進めていきたいと考えています。

また、今年度事業を実施しながら、今後町として導入可能な事業も並行して検討してまいりましたが、導入費用や運営費用などを勘案した結果、来年度実施には至りませんでした。

なお、各端末であるとかサービスであるとか、こういったものについては、情報収集はしております。一応その辺を見た中で、令和7年度以降は積極的に導入の検討をしていきたいと考えております。

議長(廣嶋 隆君) 富岡議員。

[10番 富岡大志君発言]

10番(富岡大志君) 確かにそれなりにお金はかかるものなんですけれども、この補助金がいつまで続くか分からないので、しっかりそこは進めていただきたいなど。十分な調査研究をしていただけるようなので、次に進めていきたいと思います。

その十分な調査の中で、6月26日から28日で、全国町村会も後援している自治体DX展、自治体・公共Weekの中でされていくと思うんですけども、DXを推進している企業と、そういう行政の課題解決サービスをDXに求めて全国の自治体が集まる場所なので、ぜひこういうところには積極的に参加していただければなというふうに考えております。

それでは、次に行きます。

12月議会でも指摘したことについて再度お尋ねするものです。令和5年度のデジ田交付金事業で、先ほど答弁ありましたマルチコピー機の契約において、電源設備の抜けがあり、この部分の追加購入がありまして、余分に費用が発生したと。このようなことが二度と起こらないように、しっかりとした再発防止を講じていただきたいと考えておりますけれども、改めて答弁を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 昨年12月の議会では、デジ田交付金の対象になるべき工事が漏れてしまい、補正予算で対応することとなりました。これにつきましては、議員ご指摘のとおり、最初から注意深く計画していれば予測できた問題であり、結果として町の支出を増やすこととなってしまいました。

今後、事業を申請する際には、完全に漏れないか、また、請負業者との協議も十分に行うなど、これまで以上に細心の注意を払って事業を推進していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） これは職員とか課のミスではなくて、やはりそれだけの人材が足りていない、ICTに精通した人材が足りていないということではないでしょうか。そういう形でのミスが出ないようにするためにも、対応策としてICT関係に精通する職員の増員や育成が非常に重要だと考えるわけなんです。国家資格保持者については、一般職員とは別枠で募集してみたり、職員の資格取得支援をしてみたり、また、資格保持者の待遇改善を進めるべきではないかというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、先進的なデジタル技術を活用したデジタル化推進にはICT専門の知識を有する職員が欠かせません。特にサイバーセキュリティの確保という観点からも、公共機関の情報セキュリティはICT職員の重要な役割となっています。また、ICTの活用により公務員の業務効率化が期待でき、膨大なデータの分析・活用により、効率的な政策決定やサービス提供が可能になると考えています。そのためには、ICT分野の専門家が必要となります。

現状では、一般的な業務を行いながら専門知識を磨く職員が業務を行っていますが、同時にその分野に精通した人材を採用しており、一般職員の経験年数を増やして、専門性を高めることにも努めている状況でございます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 職員の数を増やしていくというのは重要であるというふうに認識していただきたいと思いますよね。業務についてなんですけれども、専門的な知識を持つ職員のほかに、日常の業務をしながらある程度のICTの知識を持った人材の育成というのも大事だと思うんですよ、業務効率を考える上では。

全ての社会人が備えておくべきICT知識を証明できる国家資格として、ITパスポートというのがあるんです。私も所持しております。これを増やしていくことが重要だと考えるわけなんですけれども、こちらについてはどのような形でお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） ITパスポートは、情報技術に関する知識・スキルを総合的に評価する国家資格であります。これを取得することで、ITに関する理解を深め、現代社会で必要不可欠となっているITリテラシーを強化することができます。

議員ご指摘のとおり、この資格を持つ公務員の増加は、公共サービスの質の向上や行政サービスの効率化に寄与するものと考えています。

なお、業務上、有資格者の配置が必要となる資格取得につきましては、公費での負担をしているところがございますが、様々な資格がある中で、どの資格を公費対象とするかどうかについては、慎重に検討していく必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かりました。

それでは、次に学校教育の課題に関してお尋ねしていきます。学校教育の課題、5項目に関してお尋ねしていきます。これまで質問してきたものと同趣旨のものも幾つも出てくるとは思いますが、重ねて確認したく行うものであり、改めてお答えいただきたいと思います。

まず、教育環境の向上に関して、HiBALIプランを含む形での質問をしていきます。

町の持続的な発展には、若い子育て世代の移住が続くことが必要不可欠で、その獲得合戦はもう本当に熾烈を極めており、その中で、1つ目として、教育環境の充実・向上は本町の若い子育て世代の移住・定住施策の要であるというのは言うまでもないと、こういう認識を持っていただきたいなと思っております。

また、2つ目、子供たちの未来に向けて、障害があったり、不登校だったり、いじめ被

害に苦しんでいる生徒も、誰一人取り残すことのない施策展開が求められることを、教育長、改めて認識していただきたいというふうに思っております。そして、このような認識を基に、教育環境のさらなる向上のため、より一層の積極策を進めていただきたいと思っております。

これらに関する今後について、特に令和6年度にはどのような施策展開を考えているのか、説明いただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 富岡議員から、令和6年度のHiBALIプランのことについて質問いただきまして、本当にありがとうございます。

令和6年度HiBALIプランは、今までの3.0を4.0にバージョンアップします。

HiBALIプランは、ICT環境の整備と、それを授業や児童生徒の家庭学習における有効活用から始まりました。H i l l - t o w n B a s i s t o w a r d t h e A c t i v e L e a r n i n g I n n o v a t i o nのアクティブラーニングイノベーションたるゆえんです。

その後、2.0から2.1においては、子供たちが自分の気持ちや生活の様子を記録し振り返ることで、自己を見詰め、自ら改善する力を培うための手段としたり、またアンケートや、生活や気持ちの記録を担当が把握することで、きめ細かなアドバイスをするツールとしても活用したりしてきました。

令和5年度のHiBALIプラン3.0では、ICTの活用による教育改革にとどまらず、プランの最上位目標を「吉岡町は持続可能な社会の創り手となる「考えて行動できる人」を育てます」としました。そして、「子どもを主語とした学校づくり」を掲げ、学校運営の基本に据えられるよう、学校と共に進めてまいりました。

具体的には、授業ではICTの活用も含めた多様な工夫により、子供の学びを変革すること、また、地域やNPO法人、企業などとの連携を深めて、授業だけでなく、不登校対策、児童生徒の居場所の拡充、地域や外部人材の協力によって、教員だけが子供を育てるといところからの脱皮を図り、最上位目標に迫る学校教育の充実を図ってきました。

このように、HiBALIプランの始まりは吉岡町の学校ICT環境整備計画でしたが、吉岡町学校ICT教育推進計画という期間を経て、3.0でICTというキーワードがなくなり、吉岡町学校教育推進計画となってきたわけです。

令和6年度の施策展開ということですが、3.0で既にICTの活用をクローズアップするだけでなく、まずは授業を通して子供たちにしっかりとした学力とさまざまな能力を身につけるとともに、誰一人取り残されない教育として、不登校、いじめ等の対策も充実

できるように歩みを進めていく内容をH i B A L Iプランに盛り込んでおりますが、4.0では引き続き「考えて行動できる人」の育成を目指し、具体的推進をバージョンアップします。ここに示す「人」とは、児童生徒のみならず、教職員や保護者、子供たちの成長を支える全ての「人」と定義づけています。この「考えて行動できる人」の育成を最上位目標として掲げ、目標を達成するための理念は、ウェルビーイングです。ウェルビーイング、なかなか聞き慣れない言葉ですが、これは令和6年度の群馬県教育ビジョンにおいてもうたわれており、子供たちはもちろんのこと、保護者、教職員など子供たちの成長を支える全ての「人」のウェルビーイングを目指していくものです。ウェルビーイングというのは、それぞれが幸せに働いたり、活動したり、学んだりできる状態です。

さて、H i B A L Iプラン4.0では具体的に3つの重点内容があります。1つは「子供主体の授業」、2つ目は「学びの保障」、3つ目は「校務DX（デジタルトランスフォーメーション）」です。

1つ目の「子供主体の授業」は、義務教育が担う最も重要な授業の改善、学校の教育活動のさらなる充実です。子供が主体的にICTを活用していくことはもちろんのこと、デジタルの時代だからこそ際立つ自然体験やボランティア体験等の機会も大切にしていきます。

2つ目の「学びの保障」です。これは誰もが安心して学べる学校を目指すとともに、多様な考えを持つ子供たちの居場所づくりを進めていきます。不登校児童生徒の学校の相談室やこれまでのふれあい教室以外の新たな居場所づくり、「（仮称）ひばりの家」としてはいますが、このひばりの家で学校や教室への復帰を第一義としない居場所をつくりたいと考えています。これを創設することは、学びの保障の一環で取り組みたいことです。

3つ目の「校務DX（デジタルトランスフォーメーション）」は、文科省が打ち出した校務系と学習系のネットワークの統合による業務改善です。これを導入すると、保護者と学校が円滑で継ぎ目のない連携、シームレスな連携と言いますが、このシームレスな連携が具体化できます。やはり保護者と学校が同じ考えで、同一歩調で理解し合いながら子供を育てていくということがとても大事なことで、これをデジタルで結ぶことによって、その理解がこれまで以上に深まることになると考えております。

以上のようなH i B A L Iプラン4.0の取組により、これからの予測困難な時代を生き抜くために、吉岡町は持続可能な社会の創り手となる「考えて行動できる人」の育成を目指してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 次にお聞きしたかったこともある程度答弁いただいたので、確かにH i B

AL Iプランというのは日本でもトップクラス、世界においてもトップクラスと言えるような吉岡町の宝物であるので、これのさらにバージョンアップで、子供たちによりよい学びを提供できるような形で、努めていただきたいなと思っているところであります。

学びの保障というのは後ほど質問していきますが、よくぞやっていただきましたという形で、非常によかったなど。以前から教育委員会で高根沢町のほうに行って、ひよこの家というのを視察して、これはいいねという話で、私も情報を得て調べて、もうこれはぜひ吉岡町で何とかしていただきたいという形で強く求めてきたところですけども、やっと進めていただけるという形で、よかったなと思っていますところなんです。

さて、話は変わりますが、HiBAL Iプランの実践の中で、特に共同学習とか探求学習においては電子黒板の活用というのが極めて重要だと考えております。電子黒板の有効活用で、児童生徒の授業に対する興味関心が高まる効果とか、教員の授業準備の負担減が期待できるわけです。

そこで、電子黒板の令和6年度での正式導入と今後の活用展開の方針について説明いただきたいと思っています。今は借りてやっているというんですけども、やはり正式に導入して、よりよく活用していただきたいなという旨の質問となりますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 電子黒板は、ご存じのとおり大型のテレビにコンピューター機能が備わったようなものです。

この電子黒板を導入するに当たり、令和5年度は吉岡中学校で今議員おっしゃったとおり試験的に機器をレンタルして、その有用性について検証を行いました。その結果として、大型の画面にストレスなく情報や図表が提示されることで、生徒が情報をリアルタイムで理解しやすくなり、これにより生徒が積極的な発言や意見を述べる機会も増えて、クラス全体の授業への参加度、意欲度が向上しました。

また、電子黒板はインターネットへの接続が可能でありまして、広範な教材やリソースへのアクセスが容易なため、教師は教科書だけでなく動画やインタラクティブな教材を使用することで、生徒たちの学びをより活発にし、より深い理解を促すことができました。

さらに、電子黒板は生徒同士のコラボレーションや教師からのフィードバックを容易にできるため、生徒たちはグループプロジェクトやディスカッションを支援するために電子黒板を活用し、リアルタイムで意見交換やアドバイスを行うこともできました。

一方、教師側から見ると、生徒の学習の進捗状況を確認し、生徒に適度なフィードバックを提供することができるようになったということも特徴として挙げられました。

以上のように、電子黒板は生徒たちの理解を深め、授業への参加度と子供たち同士の協力性を高めるために極めて有用なアイテムであることが実証できました。

ただ、電子黒板は1台が70万円前後と非常に高価であり、設置に広いスペースが必要になるなど、全ての学校の全ての教室に1台ずつすぐに導入するという事はなかなか難しいと考えております。

そこで、電子黒板の有用性を踏まえて、来年度は中学校の特別教室用として2台を正式にリースとして導入し、理科等の教科で使いながら、さらなる活用展開を図ってまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 2台入れていただけるということで、特に理科とか社会、こういうものは非常に有用であるというのはご存じのとおりだと思うので、しっかり取り組んでいただきたいなと思っているところです。

あと、先ほどの答弁の中で「子供主体の授業」というのがあるんですけども、Hi B A L Iプランの中でやっぱり先生の格差があって、例えば電子黒板を使ってすごく興味深い授業を行って、生徒の成績を伸ばす授業もあれば、いまだにほとんどパソコンも使わずに旧来の授業を続けていて、生徒がやる気をなくしているという授業もあるようなので、そこについてはやはり厳しい目を向けて対策をしていっていただきたいですね。例えばその先生に3年間ずっと教わっていて、その教科が嫌いになって、苦手教科になってしまったとしたら、これは非常に大きな損失だと思うので、そこは厳しく見ていっていただきたいなというふうに考えております。

次の質問に行きます。

最近関心の高まってきている非認知能力の向上に関してはどのように取り組むのかという部分で、先ほどもちょっと一部答弁があったと思うんですけども、例えば教育旅行では学習意欲、自己肯定感、社会的スキル、問題解決能力が育まれ、小中学生の非認知能力の向上に非常に重要なものだと考えております。この充実強化を求めたいと思うんですけども、教育長はどのようにお考えなのか。特に吉岡町とかこの群馬県の子供たちにとってはなかなか触れることのできない海での学習ですね、いわゆる臨海学校の実施については、より踏み込んで今後検討していただきたいなと思っているところですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 非認知能力ということで、これまで吉岡町の教育で大切にしていきたいこ

との一つとして、私はこの場で述べさせていただいたことがございます。そのときは、目標に向かって頑張る力、また、人とうまく関わる力、感情をコントロールする力、こういう非認知能力を重視した教育を吉岡町で行っていききたいというふうに申し上げました。具体的には、うまくいかないときに友達やほかの他人と関わりながら、どうしてかなとか、こうやってみよう、これが駄目ならこの方法でいこうというふうなことなど、目標に向かって頑張る姿勢を積み重ねること、また時には我慢する経験を、そういう場면을重視した教育も大切だと考えております。

議員おっしゃるように、教育旅行においても非認知能力の向上が大いに期待できるというふうに考えておりますが、各学校では教育課程の特別活動の領域で行われる遠足、旅行的行事を、どの学年で、いつ、どのような方法で行うかを毎年検討して、最善と考えられる内容で現在実施しております。したがって、非認知能力の向上のために各学校の遠足、旅行的行事の再検討を提案するということは今は考えておりません。

また、臨海学校の実施についてのご提案がございましたが、現時点でこれについても具体的な検討は今のところ考えておりません。この理由なんですけれども、もうこれもご存じだと思うんですけれども2004年10月23日に新潟県中越地方を震源として発生したマグニチュード6.8の新潟中越地震、これによりまして当時渋川北群馬の広域圏で設置運営していた臨海学校の建物が大きな被害を受けました。それをきっかけにして、渋川北群馬の小学生の臨海学校での宿泊体験活動は取りやめになった経緯がございます。海で泳いだり、海岸の砂浜で活動したりする体験の意義は大きいものがあったと考えますが、子供たちに育てたい力を育む自然体験活動を、海でなく別の活動でも可能であるというふうに判断し、現状では各小学校とも赤城山麓等の自然体験活動が可能な宿泊施設を使った活動を実施しているところです。

繰り返しになりますけれども、児童生徒に身につけさせたい非認知能力につきましても、教育旅行の実施はもちろんですが、何より授業や各種学校の教育活動、部活動等を通して養っていくことが大変重要であると私は考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） なるほど、そういう事情でありましたらしょうがないんでしょうけれども、私の知っているところでも100人規模で教育旅行、臨海学校の受入れをしている自治体がありますので、そういうのもまた紹介しながら、現在は無理かもしれないですけども、また再検討していただければなというふうに考えております。

次は不登校への対応に関してお尋ねしていきます。これも何回か質問したことがあると思うんですけども、今回はより深刻な状況を確認しましたので、お尋ねしていきます。

というのは、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策について、この調査があつて、それに対して通知が出ていますと。また、それを基に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」というのが出ております。これは、この調査結果の内容があまりにも深刻な状態であったがために国が打ち出したものではないかというふうに捉えておりますが、こちらについてお尋ねしています。

この調査によると、不登校にある小中学生は前年比22.1%も増加していると。29万9,000人です。県内の小中学校の不登校の児童も15.9%増の4,382人で過去最多です。これは令和4年度の調査の結果、そうなっております。このように、不登校の児童生徒の増加は、我々社会全体が直面する深刻な問題となっているというふうに認識していただきたいと思っております。

不登校については、まずは予防策というのが非常に重要ではないかというふうに考えておりますが、そこでお尋ねします。

休みが30日を超えることが不登校の定義となっていますけれども、その30日に達する前にできるだけ早い時期に早期発見・早期対応を行う必要があると思うんですけれども、こちらに関してどのように取り組んでいるのか、改めてお答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 不登校の児童生徒が増加傾向にあるということは、学校が児童生徒の学ぶ場としてはもちろん、安全に安心して過ごしつつ、他者と関わりながら成長する大切な居場所であることを鑑みますと、当該児童生徒にとってはその場所にいることがかなわないという点で、解決が求められる課題であると捉えております。

学校では、不登校を出さないよう、教育活動全体を通して自己肯定感や自己有用感の向上のための取組など日常的な予防対応を行っておりますが、早期発見・早期対応についてお答えを申し上げます。

まず大切なことは、子供一人一人が発する小さなSOSを見逃さないということです。タブレットを活用して毎日入力するライフログの記録、生活ノートの記述内容、また、定期的な生活アンケートのそれぞれの内容をはじめ、授業、保健室への来室、部活動、給食時等の様子での小さな変化、またいじめの可能性、相談や訴えなどから悩みや困り感を把握しております。児童生徒からだけでなく、保護者の方からの個別の相談内容からも把握できるものがございます。

また、欠席した場合には、担任が電話連絡して保護者や本人と話すことを心がけたり、「欠席が3日続いたら家庭訪問」を原則として、早期対応に努めております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） かなりしっかり小さなSOSを見逃さないための取組というのを進めていただいているようなので、引き続きしっかりやっていただければなというふうに思っております。

不登校というのは、やはり早期発見も必要だし、不登校になってしまったとしたら、その子供たちの居場所づくりが大事だと思いますし、その次は出口として最終的には授業に復帰できればなという、この3段階の話だと思っています。

ちょっと話は戻るんですけども、不登校になる原因調査というのはどのような形で行っているのか。というのは、不登校の調査で、学校側の説明としてはアンケート回答とか調査結果を見ると本人や家庭の問題を理由としていたケースがあったとして、それを実際に児童生徒とか保護者に聞くと、実はいじめだったり、教職員の過度な指導が理由だったりする場合も見られるという話を聞いております。そういう中で、原因調査というのをどのような形で行っているのか。学校だけでなく、先生の言い分だけでなく、不登校になっている児童生徒や保護者への聞き取り調査みたいなことはきちんとしているのかと、また、不登校の原因について学校、教育委員会における情報共有はどのように行っているのかということについて説明いただきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 不登校の原因に特化した調査ということは特別に行っているわけではございません。しかしながら、不登校や不登校傾向のある児童生徒はもちろん、その保護者から聞き取ったり相談されたりした内容や情報は、その原因を把握する上で非常に重要なものです。したがって、調査ということよりも、子供たちとの相談、また保護者とのコミュニケーション、これを大切にすることによって、先ほど議員さんおっしゃった、実はいじめや教職員の過度な指導が理由であったというケースもあるということについては、吸収するように、理解するように努めているものです。

学校では、児童生徒や保護者からの話、また情報を教員間で共有したり協議したりして、その後の支援方針を定め、不登校の原因と考えられる要因をできるだけ取り除くような配慮や支援を丁寧に行っております。

また、教育委員会事務局には、学校が把握した主な原因も含めて、一人一人の不登校の状況が毎月定例で報告されます。事務局では、その状況を学校及び事務局職員間でまず共有します。また、定例校長会議においても、各学校長が必要と思われる児童生徒の個別の状況を報告し、その内容を私、また学校教育室長、指導主事、3校の校長の間で情報共有

し、必要があれば今後の対応について協議をしているところです。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） そうやってしっかり進めていっている中でも、やはりどうしても不登校というのは発生してしまうという部分があります。やはりまずは居場所づくり、そして先ほど申し上げましたけれども不登校の解消に向けた、ゴールに向けた取組というのもしっかり進めていただきたいなと思って、次の質問に行きます。

不登校になってしまっている児童生徒への対応として、Y' ODSの取組というので吉岡も進めているところですが、その先のゴールに向けた戦略をしっかり立てていくことも重要であり、そこで重要な役割を果たすのが吉岡版のひよこの家である「ひばりの家」であると思っています。教育支援センターひばりの家、こちらについては非常に期待していきたいと思っています。こちらはメタバース登校の検討とともに、しっかり進めていただきたいと。できるだけ早く設置していただいて、始めていただきたいというふうを考えていますけれども、支援体制とか施設詳細の説明も含めて、この辺について答弁を求めたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ひばりの家について質問いただきまして、本当にありがとうございます。

様々な事情で学校になじめなかったり、また、生活のリズムを乱したりして、学校の相談室や既存の教育支援センターであるふれあい教室にも気持ちが向かず、家庭に籠もりがちになっている児童生徒がいる実態がございます。

文部科学省では、ここ数年前から不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また、不登校生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて適切な支援や働きかけを行うことの重要性を指摘しています。

そこで、吉岡町でも来年度、学校に通えるようにすることを第一目標とせず、それら児童生徒が家庭の外に一歩踏み出し、同じ悩みを抱える者同士の交流の場としたり、また、自分の話に傾聴してくれる大人や、興味があることを共有してくれる人とつながるなど、様々な人や経験と出会う場として、一人一人の気持ちに寄り添った過ごし方ができる子供の居場所を創設したいと考えています。

一般の民家の別棟を丸ごと借用します。ここが、これまで家庭に籠もりがちであった児童生徒の過ごしやすい大切な居場所となり、自分以外の小中学生や多様な大人と交流でき

るようになることを目標としています。これは国の不登校対策である、今議員がおっしゃったCOCOLOプランの「誰一人取り残されない学びの保障」に沿った施策になるというふうに考えております。

学校以外の町内の学び場、居場所を多様化することで、教育を受ける権利を不登校児童生徒も含めた全ての子供たちに保障するまちづくりにもつながります。不登校予防を含めた学校の不登校対策、またY' ODS事業、教育センターのふれあい教室のほか、この事業を創設することで、「第6次吉岡町総合計画・紡ぐ2」に掲げる「学びのまち・吉岡」の推進に掲げる「すべての子どもたちの可能性を引き出す教育」の実現にも資するものにしたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） よその自治体でも結構進めてはいるんですけども、学校の中というケースが多いですね。その中でも学校に行けない、そもそも学校まで行くことができない子供たちもいるというところで、学校外にこのような施設をつくっていくというのは非常に素晴らしいことだなというふうに考えます。ぜひ早めに進めていただきたいんですけども、その開始時期というのはいつになるんでしょう。

それと、ここが問題だと思うんですよ。せっかく行けるようになって、ご飯はどうするんですかと。やはり給食はひよこの家みたいに提供できるような体制があったほうが良いと思うんですけども、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ひばりの家につきましては、新年度に入って、まずその借用する建物やライフラインの改修、そして人的・物的の整備、またWi-Fi環境の整備、学校との連携方法、本施設の概要や支援方針の確定と共通理解、そして最後に条例の制定など、ハード・ソフト面での準備が必要なため、運営開始を7月からと見込んでおりますが、準備が整い次第、できるだけ早い開設ができればと考えております。

そして、給食についてですが、通う児童生徒や保護者のことを考えると、給食を提供できれば最高であると考えております。しかしながら、衛生面を含めた安全な給食の提供方法の検討等も必要でありますので、時期は未定となっております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 不登校になった児童生徒の保護者というのは、全員がそうではないかもしれないですけども、経済的とか精神的な負担がとて大きいのではないかと。例えば私

の知っているもので、子供が不登校になって保護者が仕事に行けなくなり、困窮するケースというも私は確認しています。給食が食べられることと、保護者のいない間の子供を安心していさせられる場所があることが非常に重要です。できるだけ早く、未定じゃなくて、どこか目標を決めて、しっかりやっていただきたいなというふうに考えるんですけども、教育長、どうですか。給食を何とか、難しいじゃなくて、子供たちに必要なんですよ。なので、未定じゃなくて、しっかり考えていくぐらいの答弁をいただけないですかね。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私も富岡議員と同感ですので、本当にできるだけ早くそれは何とかしたいと考えていますけれども、今はここまでという約束ができないものですから事務局長が時期は未定ですと申し上げましたが、気持ちはもう開始してすぐに給食が提供できればというふうに考えているくらいです。そういう気持ちはあるということをご理解いただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かりました。お昼になって帰らなきゃいけないのかいというような状況になってしまわないような形で、しっかり考えていってください。

あと、先ほどちょっと話しましたが、地域の拠点としてのセンターのほかには校内での支援センター、これはいろいろな自治体で進めていますけれども、吉岡もこちらについてもまた改めて検討いただきたいなと思っているところです。

次に、いじめ防止に関してお尋ねしていきます。

先ほどの令和4年度の文科省の調査によりますと、群馬県の小中学校、特別支援校のいじめが1,000人当たり24.2件も発生しているんです。重大事態というので、自殺してしまったり長期欠席になったりしてしまっている児童生徒が全国で923件で、群馬県内では8件発生しているわけです。

本町においては、吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例が制定されました。また、私が求めた話ではありますけれども、いじめ防止基本方針を改定しました。そして、条例と基本方針に合わせて各校がそれぞれ基本方針を改定し、公表する形になりました。こういう部分で、制度的にはいじめ防止対策が進んでいることは大きく評価したいんですけども、一方で、いじめが発生して、通報があってもいじめと認知しなかったという、そういう出来事もあったという過去への反省から、抱え込みの発生の防止とか早期発見・早期対応には今後もより一層の取組を求めたいと思っていますけれども、こちらに関する教育長の見解を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、冒頭に申し上げます。「児童生徒が健やかに成長することは、町民全ての願いである。いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害したり、健全な発達に重要な影響を及ぼしたりするなど、心身の成長や人格の形成を妨げるとともに、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。」これは吉岡町いじめ防止基本方針の冒頭に書かれている文言です。いじめは絶対に許されるものではありません。しかし、成長の過程にある多様な子供たちが、切磋琢磨したり、競争したり、意見を述べ合ったり、よりよい考えにまとめ上げたりする過程で、うれしかったり、悲しかったり、悔しかったり、時にはつらかったりする経験をする場が学校です。

一方、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義は、「一定の人間関係にある児童等が行う行為により、児童等が心身の苦痛を感じているもの」がいじめでありますから、先ほど私が申し上げた学校の教育活動の中で、子供たちが成長する過程で今申し上げた様々な人間関係や友達との関わりを経験する学校という場において、いじめの認知をゼロにするということは非常に難しいことであり、現実的ではないと考えております。

その上で、抱え込みの防止や早期発見・早期対応への一層の取組を求めたいとのご質問に対して、私としての考えをお答えします。

学校では、子供一人一人に目を向け、本人が苦痛を感じている場合には、法の定義に照らして、いじめとしてしっかり認知すること。そして、認知したいじめの事案に対しては、組織的に丁寧に対応すること。さらに、いじめ防止対策推進法第9条にある「保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識の醸成、その他の必要な指導を行うよう努める」とあるように、学校が事実を基にその関係児童生徒の保護者の協力を仰ぐということも必要です。

このように、法や町のいじめ防止基本方針に基づくいじめの対応の基本的な事柄を、今後も継続して学校、また保護者の方と一体となって進めていけるように努めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 分かりました。

幾つかいじめに対する質問もしたかったですけれども、重大事態に関して1問だけしていきたいと思います。

文科省の調査によると、重大事態になるまでいじめとして認知しなかった件数が923件中357件で、全体の約40%になりますね。このうち151件については、トラブル

などの情報を得ていながらも、いじめと認知していなかったと。重大事態の中でかなり多くの件数が、それに至って、重大事態になって初めていじめ事案として認知されていると。つまり重大事態になるまでいじめ事案として認知できない、対応できない事案が多くあるということなんですよ。取り組んではいるんですけども、これは吉岡町という話じゃなくて全国的な傾向としてはこういう形にあるということだと。その中で、やはり教職員による抱え込みが発生したケースも少なくないのではと考えられるわけなんですよ。

そこで、なかなか難しいことであるのは承知していますが、重大事態になる前の早期発見・早期対応ができるような対策をしっかりと進めていただきたいと考えるわけなんですけれども、改めて、くどいようですけども、同じような答えになってしまうかもしれないですけども、教育長の見解を求めたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 先ほども申し上げましたように、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義、「一定の人間関係にある児童等が行う行為により児童等が心身の苦痛を感じているもの」、これがいじめです。学校では、この法の定義に照らして、いじめをしっかりと認知すること、そして組織的に学校が対応するという、このいじめ対応の基本を徹底すること、そして欠席が30日以上になって初めていじめと認知するということは絶対にあってはならないという意識を、私も教育委員会事務局も、また学校と共に共有して、子供一人一人をしっかりと見ていくという対応の重要性について、繰り返し確認し続けていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 次に、ちょっと時間が差し迫ってきましたので、障害・グレーゾーンの児童生徒への対応に関してお尋ねしていきます。

まず、県の教育委員会が新年度にインクルーシブ教育の推進モデル校設置に向けて調査を始めるとい形で聞いております。そこで、結果は別として、手を挙げてみませんかということなんですけれども、こちらに関してモデル校になりたいと伝えてみてはいかがかなと思うんですけども、そこについては教育長、どうですか。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 県教委のインクルーシブ教育についてですけども、文部科学省が進めているインクルーシブな学校運営モデル事業については、県教委ではこんなふう考えているようです。まずは第1段階として基礎的な調査研究と県民等の理解促進を行って、推進

方針の策定を行うと。第2段階として、インクルーシブ教育を推進するタイプと、特別支援学校との連携を重視して運営していくという、この2つのタイプについて、県内の学校をモデル校として指定、実践をしてもらう、これは今富岡議員がおっしゃったものだと思うんですけども、そして第3段階として、県内各地域へモデル校を横展開して、地域に住む全ての子供が共に学べる学校をインクルーシブな学校としていく基本構想、こういうふうに県教委は考えていると認識しております。

私としましては、誰一人として取り残さないインクルーシブな社会に向けた学校教育を推進する、これは大変重要なことであると考えております。ただ、モデル校にすぐに手を挙げるためには、その理由や見通し、目標、求める成果についての説明責任が伴います。したがって、今H i B A L Iプラン4. 0を学校と共に推進している中で、新たにインクルーシブ教育のモデル校として大きく展開するということについては、その考えは現段階ではございません。

ただ、吉岡町の学校が個別最適な学びや協働的な学びの推進も含めたH i B A L Iプラン4. 0、これを推進することによって、インクルーシブの理念につながる視点を持ち合わせて実践を積んでいけるのではないかと考えております。教育委員会として、この考えを学校と共有して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） 答弁のとおり、H i B A L Iプランとかみ合わせればできなくはないんじゃないかなというふうに考えているので、その辺しっかり研究していただきたいなというふうに考えます。

グリーゾーンの質問をしていきます。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果というのがありまして、こちらによると、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難がある児童生徒の割合が8. 8%いるという調査結果です。このような児童生徒には特別な教育的支援が必要であると考えますね。

このグリーゾーンというのは、単に個性として一くりにするものではなくて、生きづらさ、学びづらさにつながるもので、診断がなくても学習の進行や行動に関する懸念がある場合、そのニーズに応じたサポート、そして不登校やいじめ被害につながらないように配慮も求められるわけで、したがってグリーゾーンの子供たちの対応方針というのもしっかり定めて取り組んでいただきたいなというふうに考えるわけです。

あと、教育関係者やスクールカウンセラーをはじめとする専門家との連携、そして保護者との継続的な対応も必要だと思っておりますけれども、こちらについて教育長はどのよう

な見解なのか、お答えいただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） いわゆるグレーゾーンという児童生徒についてですけれども、全ての子供たちにおいて、児童生徒の学習や行動の様子から、知的な障害以外の個別の支援を必要とする児童生徒を把握して、その子の困り感を少しでも取り除くような方法で教育活動を進めたり、また支援したりするように、学校では配慮しております。

その具体例を挙げれば、教室の黒板の周りには掲示物を貼らずに、子供たちの視線に入る情報量を減らすこと。また、1日の行動予定や流れをあらかじめ知らせておくこと。耳で聞いて理解することに苦手な面がある子には、視覚的な情報を提示して説明すること。音に敏感な子が同じ教室にいた場合には、椅子の4本の脚にテニスボールなどをつけて、引きずったときに音が大きくなるようにすること。これらの配慮を学校では行っております。

そのような配慮をするため、集団生活や一斉学習を苦手とする児童生徒の特性や、よりよい具体的対応法を理解したりする研修がとても重要でありまして、県立特別支援学校の教諭や子供の発達に詳しい講師を招いて、計画的に研修を実施してまいりました。

議員おっしゃるような子供たちへの対応方針を町として定めているわけではありませんけれども、一人一人の児童生徒の苦手な面、また困り感の把握と、それに対する適切な対応方針について、学校、教育委員会、また保護者、特別支援教育の専門家等、必要なメンバーで協議し、その結果を個に応じた支援の方針として関係者で共有する方法を定めて、実践しているところです。その協議の場には、必要に応じてスクールカウンセラーが加わることもございます。

また、保護者との連携につきましては、ここで終わりということは絶対にごさいません。保護者が我が子のことで心配なこと、また相談したいことがあれば、いつでも話してもらえる学校づくりがさらに進むよう、今後も学校を支援していきたいと考えています。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） そのような話であるんですけれども、そうはおっしゃっていながら、障害とかに関係するサポート体制とか助成金とか施設整備について、本人とか保護者に伝わっていない場合も見受けられます。私も前回1件、保護者からこういうところが困っているんだけれどもという形で要望を受けて、実際確認したらもうそれは対応が済んでいます。ちょっとそれはないんじゃないかなと。保護者にしっかり伝わるようなしっかりとしたコミュニケーションが重要ではないかと。これも単なる行き違いであるかもしれないけれど

も、ちょっとした工夫でよりよくなるのではないかというふうを考えるんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、伝わっていなかったという具体例がありました。そういったところも踏まえまして、新たな制度の構築や、施設設備を実施した際にはそのことが児童生徒はもちろん保護者の皆様にも遅滞なく確実に伝わるよう、教育委員会と学校が連携を図り、迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 富岡議員。

〔10番 富岡大志君発言〕

10番（富岡大志君） しっかり進めていただきたいと思います。

もう時間がないので、以上で10番富岡の一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、10番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時31分休憩

午前10時50分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 3番藤多ゆかり議員を指名します。藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君登壇〕

3番（藤多ゆかり君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

質問は全部で4つあります。

まず、1つ目の質問です。学校のエレベーターについてです。

駒寄小学校、吉岡中学校にはエレベーターがありますが、明治小学校にはありません。現在、車椅子ごと階段を上り下りできる昇降機で対応されているようですが、効率の面や、けがをした子供の利用、また、車椅子利用の入学希望者を考えた場合、エレベーターの設置が必要と思われます。そして、重い荷物を4階まで運ぶときなど、教員の負担軽減にもつながります。

また、学校には妊婦さんもお年寄りも来校される機会もありますし、明小は4階までありますから、4階まで上るのは結構大変だと思います。3階までなら何とかなくても、4階までは時間もかかりますし、体力を消耗すると思います。

私も中学3年のときに部活動中にけがをして、ギプスをつけて学校生活を送った経験が

ありますが、その頃はもちろんエレベーターなどなく、移動が大変だったことを覚えています。中学生になると移動が多く、エレベーターがないことはとても不便でした。

また、これは環境を整えるという意味で、SDG s の4番「質の高い教育をみんなに」にもつながると思います。

そこで、今後の設置計画についてお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま藤多議員から明治小学校のエレベーターの設置計画についてご質問いただきました。

議員おっしゃるように、現在、町立学校のエレベーターは駒寄小学校の3階建ての中校舎に1基、吉岡中学校の3階建て北校舎に1基設置されておりますが、明治小には設置されておられません。

明治小学校でのエレベーターの設置の今後の方向性などにつきましては、現状も踏まえ、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現状、明治小学校では、ご指摘いただいたとおり車椅子での階の移動は昇降機での対応となっており、エレベーターに比べ、昇降機での移動には時間を要し、利用者が数名いた場合には、さらに時間がかかることが想定されます。

明治小学校では、エレベーターを設置する場合には、現在の建物の中に組み込むことは困難であり、建物に接する形でエレベーター棟を建設する必要があります。そのためには、どこに接続させるか、その際にはどの程度建物の改修が必要になるかなど、検討が必要となってきます。また、設置には相当な費用もかかると思われます。

児童に対する利便性は何より重視されるべきものだと考えておりますが、財政面、技術面から、こういった方法がよいのか、今後検討していければと考えております。

なお、明治小学校には荷物専用のエレベーターが設置されており、重い荷物や給食の運搬に利用されているところでございます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 分かりました。

2つ目の質問です。

新年度に向けて、駒寄幼稚園学童保育が新築され、定員増員となります。増え続ける学

童保育希望者にとってはうれしいニュースになったと思います。多くの保護者が喜んでくれるでしょう。

そこで、来年度、学童保育の定員は何名で、希望者は何名か、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年度の学童保育の申込状況につきましては、明治・駒寄学童クラブ、駒寄幼稚園学童クラブの合計定員は585名で、希望者は608名になります。

希望者につきましては、明治・駒寄学童クラブと駒寄幼稚園学童クラブの両方に申込みをされた人もおりますので、重複している人数となります。

また、辞退された人などがおり、令和6年度の入所予定者は、明治・駒寄小学校区の学童クラブ502名、駒寄幼稚園学童クラブ79名で、合計581名、よって待機児童となる方は現在おらないということになります。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 学童保育の利用申込みについては、祖父母の就業証明が必要など、要件が厳しいのではないかとの声がありますが、祖父母の就業証明を提出されている方は何名か、お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 祖父母等の就労証明を提出していただいている方につきましては、全体で84名の方になります。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

若い保護者の方たちは、なるべく自分たちの力で、祖父母には負担をかけずに子供を育てたいと考えている方が多いと思います。そうはいつでも、小さいうちは風邪も引きますし、学級閉鎖などもあります。どうしてもお願いしなくてはならないときが度々起こります。実際私もそうでした。祖父母にお願いするときは、それなりに子供用の食料を用意したり、気も遣いました。私の知り合いは、祖父母宅へ子供を迎えに行くときは、何度も頭を下げて帰ってくると話していた人がいました。

また、県内で最も人口増加率が高いからこそ、子供と子育て世代の支援にスピード感を持って異次元的に取り組んでほしいとのメッセージも預かっています。保護者の負担軽減のためにも、保育園などと同様に、今こそ学童保育の充実が求められていると思います。

今後、祖父母の就業証明など利用要件の緩和の考えについてお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 学童保育利用につきましては、保護者等が労働により昼間家庭にいない人としております。入所要件で、祖父母等の就労証明を求めています。

同居の祖父母等の入所要件の緩和につきましては、祖父母等の年齢や状況等も異なりますので、その他の入所要件等の緩和などとともに、施設の利用状況、施設の整備などを検討する中で、入所要件の緩和も検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

3つ目の質問です。4月から予定されているプラスチックごみの分別についてです。

2月の初めに自治会の方とプラスチックごみの分別について話したところ、自治会にはまだ何の説明も来ていないとのことでした。私が確認したところ、吉岡町のホームページには掲載されていました。

渋川市のホームページには、分別の仕方がユーチューブで流れていました。

4月からのスタートに向けて、町民への周知徹底とその準備の進捗状況についてお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年4月から渋川広域市町村圏を構成する3市町村でプラスチック類の分別収集が開始されます。

自治会については、自治会連合会定例会における説明、住民の皆様には広報よしおか等を通じて説明、周知をさせていただいており、今後も様々な手段によりさらなる周知を図っていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、住民課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 令和6年4月から、渋川広域市町村圏を構成する3市町村で容器包装プラスチック及びプラスチック使用製品、併せてプラスチック類と総称しますが、こちらを分別しての収集が開始されます。

自治会への説明としては、自治会長がお集まりになる自治会連合会定例会にて、令和5年5月と9月にご説明をさせていただき、広報よしおかでは令和5年10月号と令和6年

3月号にて周知をさせていただいております。

なお、ホームページには2月上旬にプラスチック類の詳細を掲載しております。

また、今回の分別収集開始に当たり、黄色の指定袋を作成し、順次販売店に並ぶ予定となっております。

今後の周知に当たっては、広報やホームページ、LINEなどの広報手段のほか、現在開催されている環境衛生運営審議会でも様々なご意見をいただいておりますので、そういったご意見も踏まえながら、様々な方法により今後もさらなる周知を行っていきたいと考えております。その際には、自治会等のご協力もいただく場合もあろうかと思いますが、ご理解をいただきながら、ごみ減量化及びリサイクル率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、ホームページへ掲載する情報については、他市町村を参考としながら、充実したものとなるよう取り組んでいきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

吉岡町はリサイクル率、令和2年度の数字ですけれども、群馬県内35市町村中34位、後ろから2番目という残念な数字となっております。吉岡町のすぐ上に榛東村と渋川市もありました。リサイクルについては、渋川広域圏は大分遅れているという印象を受けました。

長野県上田市で身内の者が学生生活を送っていますが、既にプラスチックごみの分別が始まっており、ごみの分別帳を確認しながら、最初はかなり面倒で、大変だったそうです。分別してみると、プラスチックごみはかなりの量になるそうです。学生アパートなので、大家さんからは「ルールを守ってごみを出しましょう」と指導もあり、プレッシャーも大きかったようですが、裏を返せば地域で真剣に取り組んでいるということだと思えます。

テレビで海洋ごみなどの問題がクローズアップされますが、プラスチックごみは性質上、400年も海の中を漂うことがあるそうです。未来へ残すものがごみなんて、何とも悲しいことです。

ごみ問題は、SDGsの11番「住み続けられるまちづくりを」、12番「つくる責任、つかう責任」、14番「海の豊かさを守ろう」にも該当します。この新しい分別が始まるタイミングで、ごみへの関心を高め、リサイクル率を上げるための対策についてお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 現在、自治会や子供会などにおいて集団回収事業に取り組んでいただい

いるところですが、日程が合わなかったりする方も含め、リサイクルの選択肢を増やすことを目的とし、町としてのストックハウスの設置を予定しております。これにより、少しでもリサイクル率の向上が図れればと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） 新聞紙が資源になることは知っているが、毎日ごみ箱に捨てている人、いますよね。国道脇にごみを投げ捨てる人、これは論外ですが、小さいうちからペットボトルは中をすすいでラベルを外してリサイクルへ、空き缶も中をすすいでリサイクルへと教育されて育っていれば、少しは違ったかなと思います。でも、この新しい分別のアナウンスで、関心を持ってくれる人もきっといるはずです。リサイクル率ワースト2からの脱却を目指す行政の取組に期待いたします。

最後の質問です。

吉岡町では、吉岡町総合計画の審議会など、まちづくりのための会議がありますが、委員の選出については男性多数の状況がうかがわれます。

来年度については、男女共同参画の観点からも女性委員の増加が必要と思われませんが、町の考えについてお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 男女共同参画の観点から、審議会などの女性委員の増加についてご質問をいただきました。

令和5年4月1日時点での町の審議会・委員会等の女性委員の割合は30.2%となっておりますが、現在の吉岡町男女共同参画基本計画での令和5年度の目標値は40%となっております。目標値には達していない状況であります。

この結果を受け、次期計画である第2期吉岡町男女共同参画基本計画でも、令和10年度の目標値を40%として、さらなる取組を進めていく所存でございます。

しかしながら、一方で審議会・委員会等の女性の割合を単に増加させることを目的とするのではなく、これまでの慣習やしきたりにとらわれない、意識の変革による公平な登用の促進を図っていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 藤多議員。

〔3番 藤多ゆかり君発言〕

3番（藤多ゆかり君） ありがとうございます。

以前私が参加させていただいた吉岡町総合計画の審議会も男性が多く、14名中、女性は2名だけでした。やはりこれからは、まちづくりのための会議などには今までの慣習で

メンバーを選出するのではなく、新しい観点で選出をいただきたいと思います。

先日、更生保護女性会の研修に参加させていただきましたが、多くの方が参加され、熱心に耳を傾け、勉強されていました。吉岡町には、まだまだ社会貢献に興味を持ち、活動していただける女性がいます。ぜひそういう方に会議のテーブルに着いていただきたい、また、活躍の場を増やしていくべきだと思います。これはSDGsの「ジェンダー平等の実現」にも該当します。

隣の榛東村、前橋市では続けて女性首長が誕生し、新しい時代の幕開けを感じます。ぜひ吉岡町でも新時代の幕開けを、今後の計画に期待いたします。

以上で一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、3番藤多ゆかり議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時10分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 12番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問を行います。

「災害対策に関して」ということで質問するわけですが、改めて能登半島地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様方にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復興をご祈念するものでございます。

それでは、早速質問に移ります。

1番といたしまして、能登半島地震を教訓として、災害対策の見直しが必要ではないかということで質問をさせていただきます。

能登半島地震が発災してからの様々な情報を見ていると、やはり断水したときの水不足の問題、トイレの問題がとても大きな課題であります。そして、食料などの支援が行き渡るようになると、電気、暖房器具、風呂、下着などの衣服、洗濯、今回ランドリー車などがありましたけれども、また避難所の掃除、日常生活に必要な物資、ペットの避難、家畜の世話など、様々な問題が発生しておりました。町の防災対策でも、もっと細部にわたる対策が必要ではないでしょうか。

また、今、日本中の北から南、関東近辺でも地震が多発しております。このところのニュースを見ますと、千葉県の方でスロースリップという地滑りが起きているような、

それに基づいて地震が頻発しているのが報道されておるわけでございますが、関東大震災から今年で101年目になります。いつ何どき災害が来るやもしれません。その備えは大変重要になってきていると感じるのは私だけではないと思います。

そこで、備えと被災地支援についてお聞きしたいと思います。

まず、備えに関してですが、例えば水の確保の対策ですが、やはり例外を想定した例外対策のために、今町では水道の確保は県央第一水道からの水の供給が主になっておりますが、万が一それがストップした場合、これは本当に想定外を想定した場合でございますけれども、今県央第一の取水口というのは沼田市の岩本の綾戸ダムに取水口があって、そこから引き込んでいるということでございます。そのダムの近辺というのは、物すごく急な山が近くにありまして、いつ何どき崩落があって、その取水口が塞がれるということも考えられないわけではございません。また、この群馬用水はトンネルの部分もあれば地上に出ている部分もありまして、いつその水路が遮断されないとも限りません。

そういったときを想定したときの水の確保をどうするのかということで、その対策として町内の井戸の活用があるのではないのでしょうか。

2月20日の上毛新聞に、「災害用の井戸 登録なし」とか、こういうふうに乗っていました。やはり断水が続いている今、本当に井戸の活用というのがうんと重要視されているかと思います。この20日の新聞には、井戸水が出る住宅の水を開放して洗濯や風呂に使ったり、また、石川県の介護施設では自前の井戸を掘ったとの報道があったわけでございます。そういったことがありますので、町では井戸の存在というのを把握するのがまず取りあえずは最低限やってもよろしいのではないかというふうに思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 災害対策に関しての水の確保対策についてご質問をいただきました。

現在の吉岡町全体の水道の取水実績は、約6割を県央第一水道事務所から水道水の供給を受けており、水源を県央第一水道に依存している状況でございます。

町の水源は、県央第一水道からの受水と自己水源に大別され、自己水源は滝ノ沢川水系の表流水、伏流水及び地下水になります。

ご指摘の事故等により県央第一水道からの水の供給がストップした場合は、町の自己水源である3系統の水源を最大限に活用する考えでおります。その水源は、上ノ原浄水場の系統である滝ノ沢川水系と深井戸3か所及び3万トン沈殿池原水の3系統の水源であります。この自己水源を最大限に取水できるように切り替え、連絡管の操作を行い、県央第一水道の事故等に対処する計画でございます。

なお、井戸についてのご質問でございますけれども、町では町内にある一部の井戸の存在は把握しておりますが、町内全域を網羅した形での調査は行っておりません。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今町長の答弁で、把握してはいないということでありまして、私のところにも井戸がございまして、昔湧水対策ということで補償金をもらったことがありますけれども、いつか井戸が枯れたということがございまして、町で水源は確保できるということでございまして、取りあえず井戸が使えるかどうかぐらいの確認とか、本当に想定外の想定をしているわけでございますけれども、やはり井戸水が使えるとなると万が一のときに本当に便利になるのではないかと思います。ぜひ井戸の所在の確認と、水が使えるかどうかぐらいの調査ですかね、その辺は行ってもよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 先ほど町長が申し上げたとおり、町内全ての井戸を対象とした実態調査及び水質検査等は現在のところ予定しておりませんが、議員ご指摘のとおり、災害時に井戸の有効活用をしている市町村があることは承知しております。

しかしながら、井戸の多くが個人の所有でありまして、災害時の活用を承諾していただいたとしても、多くの利用者が災害時に個人のお宅の敷地内に入ることになり、このことについては慎重な対応が求められることから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 分かりました。

では、役場の敷地の中に役場の井戸というのを確保する必要は特にないと思いませんか。

町長、見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 私のほうから、管財の立場で回答したいと思います。

災害時の水の確保ということで、役場の敷地に井戸を設置して、最大限災害に備えることは必要であります。災害用に特化した井戸の設置には、まず敷地内に水脈があるかどうか、この辺の確認、また掘削やくみ上げポンプの設置費用及び維持管理が必要となり、費用もそれなりにかかるということになりますので、この辺につきましては防災担当課の

ほうと相談して、設置の可否について検討していきたいと考えます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 地下水の水脈の件でございますけれども、たしか私が議員になりたての頃、地下水を利用して空調設備に使うような話があったと思うんですね。それで、文化センターの北の駐車場に穴を掘って、たしか水が流れているというのは聞いたことがあるんですね。榛名山麓から利根川に向かってかなりの水量があるというのを聞いているので、まるっきり水脈がないわけじゃないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今議員おっしゃられたとおり、以前吉岡町では地中熱利用可能性調査を行っております。そのときに掘削した調査口が確かに文化センターの北側駐車場にあります。これについては、災害発生時を想定したものではないんですが、調査時に判明した地下水面はかなり低いものの、豊富な水量は確認されております。なので、今後この調査口の活用については検討の余地があるのではないかというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ、いざというときは使えるかと思っておりますので、活用のことを検討していただきたいと思っております。やはり吉岡は、群馬県もそうですけれども、災害がそんなにあるわけじゃないし、でも絶対ないという場所でもないので、想定外を想定した場合の緊急の井戸の確保ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

今、被災地の支援のために職員を派遣する自治体がございます。先日も榛東村さんが1人派遣するというふうなことをお伺いしました。

また、能登半島地震で自治体間支援ということで、被災地では復旧や被災者支援に関わる自治体業務が多岐にわたるということで、職員自らが本当に被災しながら従事する職員もいて、心身ともに疲労はピークに達しているのではないかということで、こうした現場を支えているのが全国から派遣された自治体職員だということで、総務省によりますと、石川、富山、新潟3県の18市町への応援のため、連日57の都道府県、政令市から派遣された1,000人以上の自治体職員が活動しているそうでございます。

また、職員を派遣することによって、自治体にとっても現地で得た経験や教訓を地元の防災施策に生かすことができるメリットもあるということでございます。そういったことを鑑みて、職員の派遣というのも吉岡も考えてもよろしいのではないかと思いますけれども

も、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 吉岡町におきましても、令和6年度能登半島地震への災害対応支援としまして、町職員の派遣を実施しております。具体的には、今週1週間になるんですが、3月3日日曜日から3月9日土曜日までの日程で、石川県かほく市へ総務課協働安全室の防災担当1名を派遣しており、6名で構成される群馬県災害対応支援チームの一員として、主に被災住宅の被害認定調査の業務に当たっているところでございます。

なお、そのほかとしまして、1月30日には日帰りで石川県の内灘町へ職員4名を派遣し、相手先の要望に基づきまして、携帯トイレやパックご飯、レトルト食品などの義援物資を直接搬送しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 吉岡町でも派遣しているということでございますけれども、期間的にはやはりちょっと短期間というか、このくらいが業務に差し障りのない限度ということなんでしょうか。結構榛東さんなんかは3か月ぐらい行くというふうな情報がございましたけれども、行かないよりはいいんですけれども、これから再度とか再々度また行くという予定があるとか、そんなことがあればお伺いしたいと思っておりますけれども。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 今回吉岡町のほうで職員派遣をしているものなんですが、これについては群馬県から能登半島地震への群馬県の災害対応支援チームによる応援に協力願いたいというお話がありまして、基本的には1週間単位でそれが回っているという形になっております。吉岡町が行くのは第7期ということで、7週目の対応となります。これについては、また群馬県からの要請によりまして、今後必要であれば検討していく形になると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ本当にお手伝いを、支援のほうをしていただきたいと思います。

続きまして、被災地の支援といたしまして、やはり先ほども話したようにトイレの問題は本当に大変でございます。水が出るようになって、下水道が粉々になっていけば当然水洗のトイレは使えないというような状況で、まだまだ大変な状況だと思いますが、皆様のお手元にお配りした「災害用トイレトレーラーについて」というのがありますけれども、

大泉町さんが県と大泉町でトイレトレーラーというのを派遣したんですね。そしたら、現地の方々から大変喜ばれておって、1日最大延べ800人が使用できたということでございます。

そして、この説明にございますけれども、この災害用のトイレトレーラーというのは、大泉町では災害時にトイレが不足することを想定して、市町村が1台ずつトイレトレーラーを常備して、派遣し合い、トイレ不足を解消することを目的とした災害派遣トイレネットワークプロジェクトというのに参加して、個人及び法人からの寄附金などにより、群馬県内初となる災害用のトレーラーを導入したということでございます。

高崎市さんでも令和6年度で2台購入するというふうなことが新聞にも載っておりますけれども、皆さんのお手元にお配りした資料を見ますと、金額が2,397万8,000円ということで、かなり高額なトイレでございますけれども、内容的には上にサイズとかがあって、1回の給排水で1,200回から1,500回ぐらい使えるということでございます。

そして、その購入費の中で、本来なら国で災害用のこういうのを買っただけというのか、助成していただければよろしいんですけども、どうも国の緊急防災・減災事業債というのが一応あるんですね。それを使っても購入した場合、70%の交付税措置があるというんですけども、ただ、これをした場合は災害時以外は使えないという制限があるということなんです。実にこの制度はちょっと改めなきゃいけないなとつくづく思うんですけども、そういったことで大泉町さんは要するにそれじゃ駄目だと、災害時だけじゃ駄目だということで、ふだんも使えるようにということで、一般財源が1,000万円、そして寄附金も募って、そしてクラウドファンディングで86件で181万円とか、企業版ふるさと納税で700万円、寄附で370万円、こういった形で費用を捻出して、それを利用しているということでございます。

確かに金額はちょっと高いですけども、大泉町さんが率先してまずこういうのを使ったということで、やはり吉岡町なんかは災害の支援に回るほうの立場ではないかと思うので、ぜひこういうトイレトレーラー、寄附金、クラウドファンディング等を利用して、ぜひ導入していただきたいなと思うんですね。そして、ふだん何かイベントがあるときにも、河川敷は要するにトイレがありますけれども、水洗じゃないようなあれですけども、そういう何かこれから行事があるときに活用するとか、ふだんも使えて、災害のときはうちもトイレを貸せますよというような、そういう体制づくりも必要ではないかと思うんですけども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） トイレトレーラーにつきましては、以前にも一般質問でご質問いただきおありまして、牽引車両の問題やランニングコスト等も含めて、調査研究をする旨をお答えさせていただいております。

今回の能登半島地震でのトイレトレーラーの活躍は承知しておりますので、これについては引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

一方、別のトイレ対策としまして、令和5年11月に町と三協フロンティア株式会社様との間で災害時協定を締結しております。この協定は、仮設トイレや仮設事務所等に活用できるユニットハウス等の供給に対しまして、災害時の速やかな物資供給を可能とするもので、災害時にはこの協定に基づき、仮設トイレの供給を町から必要に応じて要請し、事業者が運搬・設置までを行っていただけるものとなっております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） それは本当に素晴らしい取組だと思います。ぜひ、このトイレトレーラーの件も、日常の費用等があるものでございますけれども、検討していただきたいと思えます。

次に移りますが、これも被災された方々への受入れ支援の一助ということで、やはり万が一が首都圏のほうで災害があったときに、吉岡町も温泉がせつかくあるわけでございますので、吉岡温泉の敷地にふだんでも利用できるようなコンテナ型のホテルなど、これでもできれば移動式で、災害のところへ移動できるようなホテルかと思いますが、昨年も山崎議員がホテルの設置、あの辺にホテルを設置なんていう話がございました。私のほうは、災害時に要するに支援できるコンテナ型のホテルの設置ということでございます。また、ふだんは温泉を利用する人が泊まってもいいし、そういった形の両方使えるようなものを設置してはどうかということで、お伺いをするものでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） コンテナ型ホテルについては、町内に宿泊施設が少ない吉岡町においては有効な施策の一つであると考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、防災の観点から申し上げますと、先ほどお話しさせていただいた三協フロンティア株式会社様との災害協定は、仮設トイレや仮設事務所等に活用できるユニットハウス等の供給に関しまして、災害時に速やかな物資供給を可能とする協定であります。災害時には仮設トイレだけではなく、ユニットハウスを活用した速やかな仮設応急住宅などの建設も可能ということですので、万一の際には被災者の受入れ施設としてコンテナ型ホテルと同様に活用できると考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ本当に三協フロンテアさんとの連携を密にして、いざというときは支援の受入れをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に予防接種に関してでございます。

令和6年、今年の4月以降の新型コロナウイルスワクチンの高齢者に対する予防接種に町独自の補助をとということで質問します。

昨年5月からコロナウイルス感染症はインフルエンザ並みになり、新型コロナウイルスワクチンの予防接種の費用も、今までは全額公費だったのが、この4月から65歳以上の高齢者と重い基礎疾患のある60歳から64歳が対象の定期接種となるということでございます。その概要についてお伺いするものでございます。

また、先ほどお昼のときにちょうどニュースを控室のほうで見ておりましたら、ワクチンが有料になった場合、1回9,000円だなんていうふうな情報が、ついさっき聞いたばかりの、本当に最新のニュースですけども、その点、概要についてもし分かればお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 令和6年度の新型コロナウイルスワクチンの予防接種につきましては、現在細部等具体的に示されていない部分もありますが、先ほど議員おっしゃったように、令和6年度より65歳以上と60歳から64歳の重症化リスクの高い人を対象に、年1回、秋、冬にインフルエンザの定期接種同様、原則一部負担金を求める定期接種で行われることが見込まれております。

なお、先ほどの概要の関係につきましては、担当課長のほうから説明を申し上げます。

議 長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 新型コロナウイルスワクチンの予防接種の負担金につきましては、現段階で決定されておりませんが、低所得者等につきましては接種費用を無料とする措置も見込まれている状況になります。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） さっきも言ったように、今度有料になった場合は9,000円になるというふうなことを聞きました。ぜひ町長、3分の2ぐらい補助していただいて、これは好みで、全員が絶対打つとは限らないし、希望する人が打つだろうし、やはり接種は任意です

から、1回打つときはぜひ3,000円ぐらいの金額になるよう助成をお願いしたいと思いますですが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 接種費用につきましては、インフルエンザの予防接種の負担金額より高くなることを見込まれておりますので、医師会等の協議や近隣市町村等の状況も見ながら、負担金の補助を検討したいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ補助を検討してください。よろしくお願いします。

続きまして、安心・安全対策に関してでございます。

（1）番といたしまして、自治会長及び議員に特化したフォトリポの導入が必要と思うがということでございます。

お手元の資料1番でございます。ちょっと見ていただきたいんですが、これはこの1月にある町民の方から、カーブミラーのひさし部分が取れそうになっていて、車に当たったら危ないし、通学路になっていて、子供に当たったら大変なことになるとの写真付きのLINEが私のところに届きました。私はちょうど所用で町内にいなかったものですから、すぐ駆けつけられなくて、町の担当課のほうに連絡をして、取り外してもらったということで、大事に至らなかったわけでございます。

私は以前にもフォトリポというので、樹木が生い茂っているとか、道路に穴が空いているとか、町内のそういう瑕疵があるところのものを写真で送れないかということで質問したわけでございますけれども、やはり急を要するようなとき、今写真を送れるLINEというのがございまして、私は以前は全町民を対象に導入をとということで言ったんですけれども、やはり自治会長さん並びに議員に特化した緊急性を要したときに連絡する手段、そのためのフォトリポというのは大事じゃないかと思うんですね。

この写真をいただいて、要するにまずこの場所だということで電話で確認するんですよ、依頼者から。そして、今度は私が役場の担当の課の室長がちょうどいましたから、室長に出ていただいて、どここの信号が上がったところのどここのミラーだということで連絡して、そして裏面に今度は撮れた写真があるんですけれども、やはり緊急を要するようなときに、今の時代、写真が送れるLINEというのはいくらも重宝で、せっかく町でもLINEのアカウントがあります。担当は違うかもしれませんが、ぜひこういったフォトリポというのをぜひ導入してもらいたいと思うんですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和5年の第3回定例会の飯島議員からの一般質問におきまして、LINEで道路の破損等について町民が情報提供できるシステムの導入の提案をいただきました。

フォトリポは、町民の皆さんと町が協力し、道路の破損や街灯の故障、不法投棄など、地域の課題を解決・共有していくための仕組みでございます。スマートフォンを通じて道路の損傷を素早く把握することは、事故の未然防止や迅速な対応につながる有用なツールであることから、現在、国土交通省関東地方整備局が運用するLINEによる道路緊急ダイヤルにLINE登録を行ったところであります。

フォトリポについても、安全・安心対策の有用なツールの一つと考えられますので、関係各課と協議検討を考えていきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょうどこのフォトリポみたいなのも、今日の上毛新聞で東電さんがスマートフォンで山の中だとかいろんなところの電線の状態を写真で送ってくるとギフト券をくれるとかなんとかと、そんなような記事がちょうど載っていました。やはりぜひこういった写真つきで、緊急を要するやつは導入していただきたいと思っております。

また、腐食等によって倒壊になるというのが過去にございました。カーブミラーの耐久性について、そういう点検とかなどを実施しているかどうかということをお伺ひします。

点検の実施をお願いするのと、あと設置したミラーに年月日とか場所が分かるような形、要するに先ほど私がミラーの場所を説明するのに、聞くのもどこどこ聞いて、役場の担当の人に話すのもどこどここの信号を上がってなんて言わないで、ここのミラーのところに、池端町の公安委員会の「生まれ」の標識なんかを見ますと、西暦の年号が書いてあって、ナンバーが書いてあるんですよ。そういった形で分かるように、要するに役場の担当のところへその番号みたいな、自治会なら自治会で、下野田なら下野田の何百番とか、そういうふうにやって、町で場所がぱっとすぐ分かるような、そういう仕組み。そうじゃないと、これは結構分かりやすい通りだったからあれですけども、これがもし私の知らないような場所であって、LINEで送られてきたら、一旦家に帰ってきて、それで見に行くような形で、物すごい時間がかかると思われますよ。やはりそういう意味で緊急を要する場合もすぐ対応できるように、ミラーに設置の西暦の年数と自治会員の名前と番号とか、それはどうでもいいですよ、要するにすぐ分かるように、番号とか何か表示してあるやつを言

えば、すぐぱっと町の担当課が分かるような、そういうあれが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

その点検についてと、管理しやすい方法ですね。実際本当にミラーは、昔犬が散歩して、毎日おしっこをすると、根元が腐って倒れたというのがあって、本当に危ないんですよ。それで、あれは上にミラーがあるけれども、上が重くて、下が細くて、実に危ないので、ぜひその辺を大事になる前によくお願いしたいと思いますが、その辺をお聞きます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） カーブミラーにつきましては、町としては定期的な点検は行っておりませんが、職員が町内に出た際に気づいた点があればその都度対応しているところでございます。

なお、最近新規に設置したカーブミラーにつきましては、設置年が記載されたシールがカーブミラーの支柱に貼り付けてありますが、これは全てのカーブミラーについているわけではありません。また、議員おっしゃるとおり、個々のカーブミラーに管理番号等はないおらず、カーブミラーの設置年や設置箇所について整理・集計した台帳的なものはございません。実際には老朽化や不具合が発生したカーブミラーにつきましては、町民の皆様からの直接電話とか、あるいは自治会からの要望を通しまして、随時修繕、更新の対応を行っている状況でございます。

町内に設置されておりますカーブミラーは膨大な数でありまして、町としても数の把握に苦慮している状況でありますので、このことにつきましては台帳等の整備の必要性等を含め、今後の検討課題といたしたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひ、膨大な数ですけれども、検討課題として着実にやっていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

町のアピールに関してでございます。

（1）郷土愛を育むためにも、ご当地キャラなどを導入してはと思うが。

町のマスコットキャラクターやバッジ、ご当地ガチャなどの導入は、郷土愛を育むためになるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いするものでございます。

吉岡町と友好都市を結んでいる大樹町には、金バッジがあって、マグネットでくっつくビニールの何かこういうのがあって、あとガチャがあって、あと大樹町には「コスピー」という、町の花であるコスモスの妖精の、こういうかたどった縫いぐるみとかがあるんで

すね。そのコスपीは町内で612点の応募があって、それを町の子供たちが投票によって決めたそうでございます。

これは去年の10月の取上毛新聞ですけれども、ご当地ガチャなんていうのが人気だなんてね。これは伊勢崎で初めて登場して以来、1年間で4市町にまで拡大、郷土愛を刺激するモチーフと、レトロ感が世代を超えて県民の心をつかんでいると。こういうのをいろいろやっていて、私も昔、吉岡にもキャラが欲しいと言ったら、ぐんまちゃんがいるからいいというので一蹴されたことがございます。今、こういうふうにいるいろいろ宣伝というか、アピールしております。吉岡町は、残念ながらないと思うんですよ。ぜひ何かアピールするキャラみたいなのが欲しいと思うんですけれども、コスピーちゃんみたいな、こういうのもいいと思うし、榛東なんかは「しんとうちゃん」というのがおりますけれども、そういうのを吉岡も欲しいと思うんですけれども、ぜひ町長、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 全国的にゆるキャラブームが広まり、多くの自治体が地域の特色を生かし、地域愛を育む意味合いを含めて、オリジナルなキャラクターをつくり、地元の名産品や観光地をPRしてきました。しかし、我が吉岡町では、これまで独自のキャラクターを作成・設定することはありませんでした。したがって、現在吉岡町で使用できるキャラクターはありません。

確かにキャラクターをつけたバッジやガチャなどは依然として人気ですが、全国的なキャラクターブームの衰退傾向や、縫いぐるみなどの作成後に必要となる維持管理費等を総合的に考慮した結果、現時点では新たなキャラクターの作成は考えておりません。

議 長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 柴崎町長は前町長と同じような感じで、維持管理がとかなんとかというので簡単に断られてしまいましたけれども、やはり何かやってみましょうよ、ねえ。町民参加の何かマスコットキャラ。要するに縫いぐるみじゃなくてもいいですよ。吉岡のキャラを大樹町みたいに町民に応募していただいて、子供たちに選んでいただく、何かキャラをつくと。本当に寂しい限りで、結構県内でもどこでもみんな、前橋は「ころとん」でしたっけ、みどり市は「みどモス」とか、結構いろいろやっていますので、町長ぜひ、そんな維持費がかかるなんて言うから、じゃあかからないもので町のキャラクターが必要と。必要というか、私はつくってほしいなと思うんですよ。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、シルバー人材センターに関してでございます。

(1) 「報酬の見直しなどが必要と思うが」ということでございますが、今の会員数と、実際に作業を行っている人数とをまずお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進しております。

令和6年2月末時点の吉岡町シルバー人材センターの会員数は151名です。内訳は、男性が116名、女性が35名となります。そのうち、実際に就業している人数は128名となります。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、働いている方の人数等を紹介していただきました。

また、シルバー人材センターの仕事で、やはり大変というか繁忙期というのが夏期の除草作業等だと思うんですね。

それで、やはり今全国的に賃上げの流れということで、物すごくそういう流れになっております。それで、シルバー人材センターの報酬に関して見直しが必要ではないかと。要するに値上げなどが必要ではないかと思うんです。確かに利用者からすれば安いにこしたことはないんですけれども、実際作業に当たる人はやはり世間並みにだんだん賃上げを要求するんじゃないかと思えますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） シルバー人材センターの報酬についてご質問いただきました。

こちらの会員さんにお支払いする報酬なんですが、仕事を行っていただいた会員さんには配分金というものが支給されます。配分金の額なんですが、仕事の種別に応じて単価基準表というものが定められておりまして、毎年、仕事の難易度ですとか景気の動向、そういったものを踏まえて見直しをされております。

議員ご指摘のとおり、県の最低賃金の引上げも今年度ありまして、シルバー人材センターでは来年度報酬改定を行います。最低賃金の引上げを受けての配分金の値上げということで、令和6年度は予定しております。

また、最近では社会全体として人手不足ということで、一般の民間の企業のほうから通常の請負ではなくて会員さんに仕事を頼む方が指揮命令権を持つ派遣型という働き方も出てきています。そういった件数も増えてはきているんですが、やはり大多数は請負型、従

来の形になります。請負型ですと、配分金額表に定められた金額をお支払いしていただくということになるんですが、やはり金額を上げてしまうとどうしても個人、また、それまでシルバーを使っていた方々、もしかしたらお客さんが離れてしまう、仕事が減ってしまうというリスクも当然ありますので、やはりシルバー人材センターは高齢者の働く場を提供する、働く機会を提供するというのが一番の目的ですので、そこは重視しつつ、また高齢者の場合はやはり健康管理、リスクがないように、そういった仕事の働き方も推奨しなくてはいけないので、高齢者の健康を害さないような仕事の選び方、あるいは仕事の内容、それに見合う報酬金、配分金、そういった形でのバランスをきちんと取っていくよう指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今の課長の答弁だと、報酬の見直しをするというふうに聞いておりますけれども、見直すということは若干、少し賃上げするということでよろしいでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 若干上がる予定です。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 趣旨として、シルバー人材センターというのは仕事の生きがいというか、そういうのがメインで、あまり報酬を期待するところじゃないような言い方ですけども、若干でもやはり時代の流れで賃上げというのは必要ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、スポーツ施設に関してでございます。

（1）河川敷のテニスコートの改修についてでございます。

お手元の資料の2番でございます。これは河川敷にあるテニスコートなんです。このコートはオムニコートといって、全天候型のコートらしくて、人工芝の上に砂をまくようなコートみたいなんです。それで、見てのとおり、要するに傷んだところはこうやって継ぎはぎだらけになっておって、その継ぎ目が資料2のところなんかはもう角が剥がれているということで、利用する人に聞くと結構大きな大会も行われているというふうに聞いているし、やはり段差が出てきちゃったりするのはどうかなと。私はオムニコートというのも初めて知ったんですけども、こういうふうに継ぎはぎになっているテニスコートというのも多分初めて見たんですけども、この改修というのはいつなさってというか、一番最初に造ってから補修だけだったんでしょうか。その辺をまず伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 河川敷公園内のテニスコートについてご質問いただきました。

この施設は、平成14年度に整備され、15年度から利用を開始した砂入り人工芝のテニスコートでございます。

当初からケイマンゴルフ場やパークゴルフ場などに含めて、株式会社吉岡町振興公社が指定管理を行っております。

以降、改修等の状況につきましては産業観光課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今までの改修実績はとのご質問でございますけれども、このコートが整備されてから現在まで20年が経過している状況でございます。

令和元年度からの改修実績でお答えをさせていただきます。

まず、コート面の人工芝につきましては、ほぼ毎年のように損傷している箇所について部分的な補修を行っている状況でございます。

また、それ以外にはテニスネットの更新、あるいはそのネットの支柱の部品等々について交換修理をした実績等がございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ネットとかいろいろ補修をしているということで、毎年補修しているということでございます。やはりもう20年たっております。要するに傷んだところを重点的に張り替えているわけですが、そろそろ全面的にきれいなコートにしてはと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、これまで人工芝のすり減り具合、傷み具合等によりまして、部分的な修繕により対応しておりますが、利用者の方々からも、テニスコートの全面改修につきましてはご要望として伺っているところではございます。

しかし、全面改修にはそれなりの費用、そしてまた時間を要することが見込まれます。改修の適正な範囲、またそれに伴う費用などにつきましては、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) 費用がするから、早々にすぐというわけにはいかないですけども、この2番のところの写真、ちょっと綻びていますね。こういう補修はできますか。

議長(廣嶋 隆君) 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長(岸 一憲君) 先ほどお答えしました過去の実績を見てみますと、1回の補修によって傷んでいる箇所を数か所というんですか、一部分だけをやるのではなくて、コート内の傷んでいる部分を数か所実施していると、年度内で数か所やっているというような状況でございます。

議長(廣嶋 隆君) 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番(飯島 衛君) ぜひ、少し大きな大会も行っているというふうにお聞きしていますので、こういう綻びがあって、段差があったりするところは何とか補修していただいて、いずれは、あと5年なり10年なりすればやはり、そんな先にいかないうちに、5年以内ぐらいに全面的に改修していただける方向で検討をお願いしたいと思います。

それから、(2)町民グラウンドの冬期の照明時間に配慮が必要ということでございます。

町民グラウンドはナイター施設がございまして、11月から3月は午後7時から9時まで、4月から10月は7時半から9時半までの利用となっております。やはり冬の時間、6時というともう真っ暗になりますよね。ですから、この冬時間に合わせて冬期を7時じゃなくて少し早めていただけないかなというふうな要望があるわけなんですね。これは可能なんでしょうか。お伺いいたします。

議長(廣嶋 隆君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) 町民グラウンドの管理につきましては、議員おっしゃるとおり、夜間使用、ナイター使用時間枠の設定を2時間としております。この時間を設定した理由の一つには、周辺住民の方々への配慮をしたものもあります。

実際に日照時間が短い冬期になりますと、グラウンド利用者の方からナイター開始時間、照明の点灯時間を早めてもらえないかといったご要望も生涯学習室のほうには届いております。

今後、教育委員会といたしましては、施設周辺住民との環境調和など十分に考慮しつつ、早めの照明点灯などを試験的に実施、検証するなどして、多くの施設利用者のニーズ、要望に沿った利用形態や運用方法などを検討していければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。やはり少し冬場、6時頃から早まれば、終わりの2時間なら2時間で8時頃に終わるということで、周りの住民の人には早くライトが消えるので逆に喜ばれるかもしれませんよね。ぜひその辺はちょっと検討していただきたいと思います。

最後に、教育関連でございます。

（1）といたしまして「中学校の体育館に空調設備の設置が必要では」ということで、私も昨年一般質問させていただきました。やはりこここのところ新聞等いろいろ見ていると、この3月の市町村の予算編成の中で体育館に冷房装置を設置するというような、その予算を計上するというような記事がちょっと散見されておりました。この冬は暖冬だったから、この夏はどうなるか分かりませんが、暑くなるかな、それは分かりませんが、やはり体育館には空調設備というのは必要ではないかと思うんですけども、教育長の見解をお伺ひいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 町内の小中学校におきまして、体育館は基本的に室内での運動、集会などに利用していることから、夏に高温が保たれた状態での利用は望ましくないということは認識しております。特にご質問のあった中学校の体育館は、授業後も部活動で使用しており、夕方といえど夏の時期などは暑く、熱中症対策を講じながら利用している状況です。

しかしながら、現状ではアリーナなどにエアコンが設置されておりませんので、今後何かしらの対策が必要になるというふうな考えでおります。

一概に冷暖房設備といっても多様なものがあることから、どの形式が現在の体育館に適しているか、構造的、財政的に検討していく必要がございます。

また、改修に対して文科省より補助金を受けられる制度もありますが、これには建物自体の断熱性が求められます。この補助金を活用するには、現状どの程度の断熱性があり、どの程度の改修が必要なのか、専門業者に依頼し調査する必要がございます。

今後、設備の方式や断熱性の改修について検討を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当に費用がするものがございますけれども、ぜひ検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは（2）「CAPのワークショップが多くの幼稚園や小中学校で実施されている

とのこと。町でも実施してはと思うが」ということでお聞きします。

このCAPというのは「Child Assault Prevention」の略ということで、子供への暴力防止ということで、このCAPプログラムは子供自身があらゆる暴力から自分の体と心を守る教育プログラムでございまして、40年余りの歴史を持ち、地域や子供たちの抱える不安を勇気に変えていく点が高く評価されてきたとのこと。群馬県でも、今年の8月にCAPグループが誕生するそうでございます。ぜひ町でも実施してはと思いますが、よろしく願いいたします。

ちなみに、このCAPのワークショップ、私も大人のワークショップというのにちょっと参加させていただきましたら、実にうんと分かりやすい、寸劇を交えたようなワークショップで、全員参加型のようなワークショップで、ちなみにこのワークショップは今年の7月まで無料で行っていただけるということで、ぜひ行っていただきたいと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま吉岡町でもCAPのワークショップを実施してみたらどうかというご質問をいただきました。

このワークショップは、性被害から子供たちを守るための予防教育の一環として行われるものと認識しております。

これまで吉岡町では、性被害から子供たちを守るために、予防するための教育に特化した具体的な取組は行ってまいりませんでした。文科省の言う「生命（いのち）の安全教育」の推進に当たって、まずは性被害に関する子供たちからのSOSや相談があった場合に、それを受け止める側として、教職員としてどのような配慮が必要なのかが重要であるということが指摘されていることから、発達の段階に応じた指導をもちろん行っているわけですが、令和6年度中に町の教職員全員を対象として、議員おっしゃるCAPによるワークショップを実施する予定でございます。

子供対象のプログラムにつきましても、その重要性は認識しておりますが、まずは教職員を対象に実施し、児童対象のプログラム実施については、それを踏まえて今後検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯島議員。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終了します。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 9番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9番（飯塚憲治君） それでは、9番飯塚ですが、通告書に従って一般質問を行います。

今回は大項目が3つあります。

1項目めの質問は、国土強靱化計画の実際についてお尋ねいたします。

これの項目の1番目、強靱化計画の全体像とその実行予定に関してです。

東日本大震災から10年の節目に、大震災の復旧継続及び近年の気候変動や日本各地で発生している度重なる災害に対して、防災・減災を目的として国土強靱化計画が策定されています。

この計画は、令和3年度にスタートした5か年計画で、総工事費は約15兆円余りで、日本全国、令和7年度にそのほとんどを終了する予定のものと発表されています。

吉岡町でも、県主導の下、独自の計画を立てて、強靱化地域計画の工事が進んでいるものと思われませんが、現在の実際はどのような状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

吉岡町でも少なからず危険箇所や災害の発生が予測される場所があります。また、町としての調査、アンケートや行政のもとへ集まってくる種々雑多な情報の中から、防災・減災の処置を施さなくてはならない案件を十分町は把握しているものと思います。

町として策定した国土強靱化地域計画は、その計画どおりに推移しているのか、それらの全体計画の実際の実行予定は固まっているのか、これについてお尋ねいたします。

また、令和3年度に策定した強靱化計画は、我々も町長からその資料を頂いておりますけれども、その後、計画の範囲が変更などにはなっていないのでしょうか。併せてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町国土強靱化地域計画につきましては、大規模自然災害に対して、被害を最小限に抑え、その災害から地域が迅速に復旧できる強さとしなやかさを備えた地域計画として令和3年10月に策定し、令和4年度から主要事業に取り組んでおります。

ご質問いただきました基本計画は、目標と方針が群馬県地域計画を踏まえたものであり、変更はしていません。しかしながら、主要事業一覧で掲げております国土強靱化地域計画・別冊については、財源や予算措置の兼ね合いなどにより、予定事業の案や内容、事業期間等について、年度ごとに変更や見直しを随時行っております。

ご心配いただいております令和5年4月改定の地域計画・別冊の主要事業については、必ずしも全てが計画に基づき順調に実施されている状況ではございません。主要事業一覧で掲げた事業の中では、漆原総社線第1工区事業や道路メンテナンス事業、橋梁補修工事、渋川連携道路事業、町営住宅北下団地除却事業、町営住宅長寿命化計画策定見直し事業など、着実に進んでいる事業もありますが、一方で内容に見直しが生じている事業も多くある現状でございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 具体的な説明をしていただきまして、ありがとうございました。

大まかには分かったんですが、頂いておりますこの国土強靱化地域計画・別冊1・2とありますが、これどうまくいっている、進んでいるのもあると、また、見直しをしなくてはならないのもあるということでもあります。しかし、町長、この強靱化計画、3年度に政府が発表したとき、令和7年度までに大まかな工事を終了するという計画になっているはずですが。もう間もなく、来月は6年度に入ろうとしています。残すは2年間あります。町民も防災・減災対策に関しては心配と希望を持って待ち望んでおります。先ほどの答弁の内容からしますと、必ずしも順調ではないように感じられます。各自治会から、町民の皆様からの設備の設置、改善など多くの要望がありますが、要望にはなかなか応えられていないのが現状でしょう。

しかし、この国土強靱化計画は政府主導で、お金もそちらから出ます。大まかに15兆円、各自治体が準備するお金ではなくて、国がこれをやってほしいと、やりましょうというお金です。各自治体が自主的に防災・減災、計画とお金を用意してやるものではありません。政府が言っているのですから、絶好のチャンスです。町は積極的に計画を上申、予算の獲得、工事発注に向けて、汗をかいていただきたいと思います。

町長、今後のさらなる計画、予定をお聞きしたいと思いますが、主なものをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） さらなる計画等でございますけれども、主要事業一覧で掲げました国土強靱化地域計画・別冊につきましては、防災・減災、国土強靱化のためのおおむね5か年の

加速化計画に関連する事業でございます。これにつきましては、予算、財源等の兼ね合いもありますので、毎年度事業を見直し、組替えを行いながら進めておる現状でございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり国からの財政支援が期待できる事業でございます。

また、この件に関しましては、令和5年6月に成立・改正の国土強靱化基本法で5か年加速化対策の後継となります中期計画策定を法制化し、中長期にわたります強靱化対策を進めるとしておりますので、引き続きの財源等の支援がされる見通しとなっております。

さらなる計画につきましては、令和6年度の別冊によりまして事業の見直しをしたいと思いますと考えております。これにつきましては、中長期的な視点によりまして各課横断によりまして個別事業を幅広く模索しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 私も勉強不足で残念だったなと思うんですけども、その中長期、令和7年度に完成するという当初の予定が破棄されて、延長されたというのは何年までにやるんですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 国土強靱化の改正法によりまして、中期計画の策定というのが法制化されております。この策定の法制化によりまして、町の基本計画の策定も必要になってくるかと思っておりますので、それとの兼ね合いになってくるかと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） そうすると、期限がない計画というふうなものに移行したというイメージがありますけれども、そういうふうになってしまったのでしょうか。なぜこの強靱化計画を政府が策定したかというのと、先ほど言いましたように最近の気候変動、災害を早く防災・減災をしようと。最近も、先ほど飯島議員が言われました地震、何か気持ち悪い地震が起こっているじゃないですか。それを早く防災・減災するためにやるということですから、もう中期計画に移行して、期限がない施策になってしまったというのは非常に残念でありますし、本来の目的から逸脱しているというふうには考えざるを得ませんけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 期限がない計画ではございません。これにつきましては、あくまでも災害に強い地域づくりということになりますので、現在の加速化事業、こちらで補完できない

ものも今後組み入れるというような内容になってまいります。これにつきましては、期限等については当然加速化事業については令和7年度までということと定められておりますので、この計画でできないものも今後また事業等の見直しをしながら組み入れていくことになってくるかと思えます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 先ほどの答弁では期限がないような感じだったんですけども、なるべく早く計画を策定して、基本計画も見直すという話ですから、早くやっていただきたいなど。町長、よろしくお願いします。

こういうのは、早く計画をして、必要なものに対して「はい」と手を挙げて、早く予算措置をするというのでないと、15兆円もあっという間に終わっちゃいますよ。日本全国でやるんですから。その主体は東日本大震災の継続の工事が主体でしょうから、我々はその他大勢ですよ。各自治体はどんな問題があるかというのを何とかしろというのが我々の範疇ですから。お金が終わらないうちに早く計画を立てて、上申して、予算獲得することによって汗をかいていただきたい。町長、よろしくお願いします。

次に行きます。

先ほどの質問だと、なかなかこの計画どおりに進まない。別冊2にあります5か年加速化対策、これも先延ばしになりそうだという話ですけども、一生懸命頑張っていたまきまして、その計画を、できるだけ早く対策を打ってもらいたい、工事を発注していただきたいということをお願いいたします。それが町民の願いですよ。私のお願いじゃないですよ。

そこでお聞きしたいんですが、吉岡町町内の、あえて言います、国土強靱化地域計画における令和6年度、7年度の工事計画とその工事の完成見込み、これをお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 令和6年度に着手します主な加速化対策事業でございますけれども、町道北野・上野線外1路線側溝改良工事を予定しております。この事業につきましては、上野田地内、群馬まいたけセンター付近になりますけれども、道路排水が不完全なことから、民地内敷地や工場内が浸水する被害が現在生じており、これを改修するための工事となっております。

次に、町道大久保・山子田線舗装補修工事を予定しております。内容につきましては、道路長寿命化計画に沿って、大久保地内の町道の舗装補修工事を実施するものとなります。

次に、町道大町・諏訪線水路施設補修工事を予定しております。内容につきまし

ては、漆原地内、吉岡川の西、高橋という橋になるんですけれども、この脇の排水施設の維持補修工事を行うものとなります。

次に、町営住宅北下団地北棟解体工事を予定しております。内容につきましては、耐震性能を有しない町営住宅北下団地北棟につきまして、解体工事を行うものでございます。

次に、令和7年度に予定をしておる事業では、町道駒小半田線外1路線におけます冠水対策工事を予定しております。内容につきましては、漆原地内、こく屋さん周辺になりますけれども、駒小半田線の冠水状況を受けまして、これを解消するための対策工事を行うものとなります。

また、申し上げた事業につきましては、全て単年度での事業で完成を目指すところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 大体は分かりました。しかしながら、5年度加速化というのが若干今の言葉の中に抜けているものがありますから、これから質問させていただきます。

一応先ほど答弁いただきました6年度、7年度は単年度完成ということなので、関係する箇所においては、ああよかったと、ようやくかということで、安心されている方も多いかと思いますが、必ずこの単年度計画を達成していただきたいと。よろしいですね。よろしくをお願いします。

3番目です。これは町民グラウンドの問題です。これ以後、危険箇所、不具合箇所について具体的に順次お尋ねいたします。

町民グラウンドの排水対策、降雨時における遊水池化の防止対策です。町長ももう十分ご存じだと思いますけれども、自分でもやりたいなと思っていると思いますが、この遊水池化の現象はもう10年から15年、もっと前からかもしれませんけれども、発生していると思います。町民の運動の場、憩いの場であるはずのグラウンドがこのような問題をずっと長く放置されている。この放置されていることこそが問題であると思います。対策を早急にすべきです。

計画は強靱化地域計画の中に、先ほども説明がありましたけれども、見え隠れしているようですが、一向に表面化してきません。このように私には思われてなりません。グラウンドの改善方法と完成時期の見通し、この計画をお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町民グラウンドの対策になりますけれども、雨水貯留槽検討事業としまして、主要事業一覧・別冊に記載しております町民グラウンド排水対策でございます、調査

費等が現状で莫大であることから、事業内容を見直し、変更する方針で考えております。

見直し内容につきましては、グラウンドの西、駒寄地区全体を排水区域と捉えまして、再度事業の見直しを行い、検討してまいりたいと考えておるところです。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） この西のほうと密接に関係しているのは私も承知しております。見直しの範疇に入ってしまったということで、大変残念に思います。子供が土曜、日曜に行きますと遊んでいますけれども、遊水池化された状態で遊んでいるのはどういうことかといえますと、西側の野球場のダイヤモンド、これから西ぐらいで遊んでいるわけですよ。それから東には行けないんですよ。その状況は町長もよくご存じですよ。町長もソフトボール、野球、審判員であそこにはもう何十年も通っていると思いますが、なぜこれが今まで放置されているのか、私にはとても不思議なんです。

次に移ります。

先ほど答弁の中にもちらっと出てきましたけれども、5番目の質問は町道駒小半田線の大町地区の道路冠水対策、これは先ほど答弁していただきました範疇に入っていると思いますが、完成はいつでしたか。7年度でしたか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町道駒小半田線の大町地区の冠水対策でございますけれども、こちらにつきましては令和6年度に一部着手、それから、着手する部分につきましては吉岡川の西の地域になります。

吉岡川の東の地域につきましては、町道沿線になりますけれども、こちらについては7年度からの着手ということで予定をしております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） そうしますと、7年度着手での完成見込み、あそこに水が出なくなる時期というのはいつ頃までお待ちすればいいですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） こちらにつきまして、昨年度からの引き続きの懸案事項ということで、現在業務委託の中でこの施工方法等について検討をしておるところです。内容的には、駒小半田線の排水につきましては、全て吉岡川に接続するという形になりますので、現在河川管理者でございます群馬県渋川土木事務所と打合せ、協議等を行っておる内容になります。

内容的には、一番効果的な内容としますと、駒小半田線に排水を新設して、吉岡川に中央橋という橋があるんですが、この手前まで接続放流するのがベストな状況でございますけれども、この沿線につきましては住宅が密集している、あるいは通学路である、交通量も多いという状況もございますので、周辺住民の方の環境等も考慮しながら工事を進める必要がありますので、現在、その施工方法等について検討しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） はっきりした完成時期が分からないということでもありますよね。

ここは、水が出ると、軽乗用車ですと、写真も皆さん見ているかなと思いますけれども、議会だよりに載せました、車輪が半分水没するぐらい水が出るわけですよね。よく家の中に入っていないなというふうに思いますけれども、なるべく早く、町長、施工のほど、お考えください。

6番目です。

同じ町道の、今度は内手地区の出水・道路冠水、これも似たような問題が前から起こっております。もう十分行政でもお分かりのことと思いますが、対策を打たなくてはならないのは先ほどの質問事項と全く同じです。特に注意しなくてはならないのは、ここは上越線沿線からの水が集まるような場所になっています。最近そこに地面に水が染み込まないような施工がJRによって行われていますので、今後、ここの地区はさらに水量が増加することが考えられるわけです。それを考慮して対策を、施工時期を考えなくてはならないと思いますが、これについてはいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 内手地区の道路冠水対策につきましては、既に令和4年度、町道辻下11号線水路施設管理検討業務委託を発注し、現在業務委託につきましては完了しております。

この工事内容につきましては、既設の排水施設断面を大きくする、それからもう一つの方法としまして、既存施設を使いながら新たな排水系統を新設するというようなことで、現在検討しておりますのでございますけれども、路線が駒小半田線になりますので、大町地区の工事との兼ね合いを持って進めてまいりたいと思います。7年度以降の工事着手になるかと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） これも先行きが分からないということではありますが、非常に残念です。

町長、これはもう私も過去に2回ほど一般質問させていただいていますが、この問題が起こっているのは、先ほどの町民グラウンドと同じでもう10年、15年の話だと思うんですけども、初めに一般質問させていただいて、何とかするように努力するという答弁をいただいておりますが、それからもう3年たっています。3年たって、7年度の先も分からないということは、そうすると5年も6年もその案件をどうしたらいいかというふうに、遊んでいるというのは大変失礼な言い方で申し訳ないんですけども、手のひらで弄んでいるような感じですよ。行政のやり方というのは、私は前の会社の仕事のやり方に比べるとよく理解できないんです。こういう障害が起こっているのに、それを5年も6年もしてもまだ、今課長の答弁ですとその完成時期というのは明確でないということですから、これをもう少し改善していく方法を考えるべきだと私は思いますよ。

次に行きます。

大きな項目の2つ目です。2項目めの質問は、SDGsへの取組をお尋ねします。

1番目は、令和6年度の吉岡町のSDGsの実行計画です。

SDGsは、2015年に国連加盟国の全会一致で採択されました。17の分野に基づいて169の細分化された達成目標が設定されています。17の項目と多岐にわたる169の項目、私も何だか頭が混乱しそうだ、以前この今立っているところで言ってしまいましたが、大変な169項目。

しかし、町では2030年の目標達成、達成目標期限は2030年ですよ、の達成に向けて着実に進めているものと思います。明確な目標と行動計画なくして物事は達成されないと思いますが、そこでお聞きしたいのです。令和6年度の吉岡町のSDGsへの実行計画をお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自治体によるSDGsの取組は、自治体が継続的な成長を可能にすると同時に、住民が安心して生活できるまちづくりを実現することであります。そのため、日本全国の自治体では、SDGsの概念が各種の分野別の計画に取り入れられ、その目標達成に向けた取組が行われております。

吉岡町では、現在進行中の吉岡町第6次総合計画がSDGsの概念を十分に考慮した上で計画され、総合計画の前期基本計画において17の目標施策と結びつけることで、SDGsとの関連性を明らかにしました。

全体的な目標であるSDGsの各ゴールは、自治体の目標と重複する部分が多く、課題の解決策を明確に理解したり、解決のための有効な手段を見つけることができます。そのため、我が町の具体的な取組として、前期基本計画に掲げられた各事業がまさにSDGs

の概念に基づいて実施されていると認識しております。令和6年度予算に掲げられた事業が、各課における具体的な実施計画だと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長、大体大ざっぱに分かりました。第6次総合計画ですよね。以前私が質問したときも、そう答弁されました。第6次総合計画で何をやるのかということをお尋ねしたんですけども、それが先ほどの国土強靱化計画と同じように先延ばし、計画の見直し、こういうのがされているのではないかと思って質問したわけです。ということは、町長、第6次総合計画のとおりには現在は順調に進んでいる、計画どおりだと考えてよろしいでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 計画に沿って進めさせていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） ちょっとはつきりしないですね。

じゃあ次に行きます。次以降は、具体的に一つ一つお聞きいたしたいと思います。

次は、吉岡町のゼロカーボンシティ宣言に関してお尋ねします。

この宣言については、去年12月に町長より説明を受けているところですが、その資料によれば、令和5年9月29日現在で群馬県内18市町村が宣言に加わっているとのことです。これは2020年に政府が行った2050年カーボンニュートラル宣言、これを受けてのことと感じております。SDGsとこの宣言、この2つの取組は別々に立ち上がったものですが、その目的と方策の内容はクリーンなエネルギーの供給とその対策、気候変動と温暖化防止対策など、ともに密着したものです。

SDGsは2030年、この宣言は2050年と目標の達成年限が異なりますが、今後は双方を関連させて、適切かつ有効的に実行していくべきと考えます。

そこでお聞きしたいのは、ゼロカーボンシティ宣言に当たり、目標達成の基本的な考え、町長の意気込み、行動計画です。これをお尋ねいたします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 吉岡町では、令和5年12月13日に吉岡町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

国においても、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体とし

でゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021年に改定された地球温暖化対策計画においては、「2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく」とし、地方公共団体は、「その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減のための総合的かつ計画的な施策を推進する」とされています。

吉岡町においても、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の理念に基づき、次世代につなげる生活環境の充実のためにも、町民や事業者の皆様と連携・協働し、地球温暖化対策を推進し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを宣言したものです。

この宣言については、全世界共通の課題への解決に向けて、今後様々な取組を検討していく際の町の取組の柱としていきたいと考えております。

行動計画については、令和2年3月に吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しております。これは、吉岡町の事務事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、町の率先的な取組を町民及び事業者に示すことによって、普及啓発を行うことを目的としています。

この事務事業編については、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、策定と公表が義務づけられているものです。

この計画については、令和6年度、中間見直しとして計画を改定する予定です。

また、既に策定している事務事業編のほかに、区域施策編という計画もあります。区域施策編は、「その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成等について定めるもの」とされており、吉岡町全体、町民や事業者も含めて取り組んでいく計画となります。

この区域施策編については、策定は努力義務となっており、現在町では策定しておりません。しかしながら、町として二酸化炭素排出実質ゼロに取り組んでいく以上、何かしらの計画は必要になると考えられることから、今後策定も含めて検討を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 大まかな計画を答弁いただきました。そのとおりにやっていただければというふうに考えます。

今の答弁の中に、町民へのアピール、それと一緒に取り組んでいくということがありましたけれども、それが一番肝要なことだというふうに私も考えます。今後、次の質問の中に出てきます。

町長、3番目は、吉岡町ゼロカーボンシティ宣言のキャンペーンについてです。

先ほど答弁の中にありましたように、このキャンペーンが大切だと私は思います。このゼロカーボンシティ宣言はとてもよいものだと考えます。なぜなら、SDGsの気候変動対策は温暖化防止対策と言ってよく、その方策はカーボンニュートラルであり、今回の宣言に基づくものであるからです。政府のカーボンニュートラル宣言はSDGsから気候変動・温暖化防止策を特別に取り出したものと捉えてもいいくらいです。それくらいに温暖化の防止は重要であると思います。

町長、今回の宣言は確実に実りあるものにしないといけないと考えますが、町長の意気込みはどのようにお考えでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） ご指摘のとおり、吉岡町ゼロカーボンシティ宣言については、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の理念に基づき、次世代につなげる生活環境の充実のためにも、町民や事業者の皆様と連携・協働し地球温暖化対策を推進し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを宣言したものとなります。

先ほどもお話しさせていただいたとおり、この宣言については全世界共通の課題への解決に向けて、今後様々な取組を検討していく際の町の取組の柱としていきたいと考えております。

現時点では具体的なキャンペーンや取組については予定はございませんが、先ほどお話しさせていただいた吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定を含む様々な取組の中で検討させていただきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 具体的にどんなことを答弁いただくか、ちょっと期待したんですが、先ほどの答弁と似たようなことで、ちょっとがっかりしていますが、続けます。

ただいま町長の心積もりだと受け取ってお聞きしました。この宣言を実りあるものにするためには、先ほど課長の答弁の中にありましたように、町長1人、行政のみの取組だけ

では無理でしょう。町民皆さんにこの宣言の内容、意義を知っていただき、理解していただき、同意して、そして協力して、町長がよく言われる協働、協働してこの取組を実行していくということが重要であると思います。そのためには、皆さんに吉岡町ゼロカーボンシティ宣言を知っていただくことが最初の入り口であると思います。

吉岡町では、吉岡バイパス中島交差点の南のほう、上り線側に以前は「核兵器廃絶宣言の町・吉岡」と表記された鉛筆のような形をした高さ四、五メートルの広告塔のようなものが立っていました。現在は「飲酒運転撲滅宣言の町・吉岡」になっています。町長、この表記を今回「ゼロカーボンシティ宣言・吉岡」に変更してはどうでしょうか。また、現在のものも大切ですから、それを残し、新しく立ててもよいと思います。

カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティ、それから温暖化防止、これはもうどこでも、先ほど答弁にありましたように全地球的に取り組まなくちゃならない重要な問題です。ですから、町民によく知らせ、そして町民の理解を得るといふことの基になる、こういった取組をぜひやるべきと思いますが、町長のお考えはいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） ご指摘の広告塔や立札については、貴重なご意見として受け止め、今後の取組の中で検討させていただきたいと考えております。

また、他市町村で宣言を行っている自治体の状況や手法等も含め、検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 町長、今の答弁の中に非常に残念な言葉がありました。これから取り組んでいく、検討に値するものだという答弁はありがたかったですけれども、他市町村の動向を見てやるという言葉がありましたけれども、いいこと、やれること、やるべきことというのは、他市町村の動向がどうかは関係ないんですよ。吉岡町が取り組むんですから。前回、ちょっと二、三年古い話になりますけれども、防災みはらし公園、それから駒小の体育館、ここでトラブルがありましたよね。そのときに、監督員マニュアルと竣工検査マニュアル、これをつくって、しっかり職員に勉強していただいて、それでやっていただきたい。そうしたら、何とお答えしたでしょうかね。町長、覚えていますか。他市町村ではやっていない前例のないことだから、やりませんと。そういうのをつくってもあまり効果はありませんという答弁だったんですよ。今の答えは全く同じじゃないですか。ほかの市町村と横並びでやっていくというのは、それはいいですよ。けれども、これは特別に飛び出てやることじゃないでしょう。18市町村がもう賛成してやっているんですから。そ

うしたら、このくらいのことは町長の判断でやってもいいんじゃないですか。と私は思います。そういうことを考慮して、今後の検討をしていただきたいと思います。

次に行きます。

次は、先ほど言いましたけれども、町民と一体になって共同作業でやっていくというのが大切だと。といったときに、それでは誰が先に模範を示すかということになりますと、やはり行政ですよ。行政でこんなことをやるんですよ、こんなことをやっていますから、皆さんもこれは非常に効果があるからやりましょうねという流れで持っていかないと、なかなか町民はついてこないと思いますよ。そこで、提案したいんですよ。

その一例として、役場庁舎、学校などにソーラーパネルを設置し、照明、暖房の空調設備など、その電力量を賄うこと。そして、将来的には幼稚園や保育園にも拡大していく等の考えを持ちつつ、今回の庁舎へのソーラーパネルの設置、こういうものは実行できないでしょうか。特に最近の決算報告を見ますと、電力料金の高騰が目立ちます。この電力料金の高騰は、昨今の世界の情勢、それから日本の東日本大震災の影響、これらを考えますと、この高騰の状況が鎮静化するとは思えません。したがって、経費の節減と、そしてこの行動はSDGsそのものに寄与する本格的設備になると思います。この設置が必要だと思います。行政としてのお考えをお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 庁舎管理の立場からお答えします。

ソーラーパネルの設置についてなんですが、現在役場庁舎には太陽光発電システムは設置してあります。ただ、設置が平成21年度ということで、かなり老朽化していることから、発電がほぼ見込めない状態となっております。

この辺を踏まえまして、今後の整備であるとか更新等については今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、私からは教育委員会として述べさせていただきます。

一般的にソーラーパネルによる太陽光発電は、地球温暖化の原因となるCO₂など温室効果ガスが発生せず、地球環境の保護、脱炭素社会に貢献することができると言われております。

また、設備が劣化、故障しない限り、エネルギーをつくり続けられ、蓄電池も設置した場合には、有事の際にも活用することが可能です。

そして、学校施設に設置することにより、児童生徒にとって身近に省エネルギーの効果や仕組みを体感できる環境学習の教材として役立てられると考えております。

以上のことから、ソーラーパネルによる太陽光発電は、環境だけではなく、教育現場においても有用なものと認識しております。

しかし、実際に導入を検討する際には、幾つか懸念されるものがございます。まずは高額な設置費用となります。単純に屋上に設置するだけではなく、建物の構造上、設置に耐えられるものなのか、調査が必要になります。また、既に設置してある防水シート等の改修が必要になってきます。

設置費等については、文科省の補助金により対象経費の2分の1が補助となる見込みですが、町の財政面との兼ね合いにより、事業を進めていくか検討する必要がございます。

また、電気料は下がると見込まれますが、一方、パネルの維持管理費が必要となります。

教育委員会といたしましては、現状の施設状況などもよく確認して、今後調査研究を進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） これは絶対必要だと私は思います。

次へ行きます。

5番目の質問です。もう一つの例として、町内河川の落差を利用した小型水力発電設備を幾つか設置すると。これも一つのSDGs、CO₂排出削減の一つの手法になると思いますが、これについてはいかがでしょう。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 吉岡町再生可能エネルギービジョンにおいて、マイクロ水力発電についても調査を行っております。マイクロ水力発電は、一定の落差及び流量が確保できれば可能であり、設置箇所としては、浄水場減圧室、工場排水設備、排水池、農業用水路・かんがい用水路、一般河川等が考えられますが、これらの場所での水力エネルギーの利用可能性は、流量や水位が安定せず、また、台風などの大雨時には施設の流出を防ぐための撤去が必要であり、利用可能量としての数値化が難しいとされているところです。

導入効果として、住民、事業者等への普及・啓発効果が期待できるとし、ただ、課題としては、河川や農業用水路に設置する場合には水利権や漁業権等について調整が必要としています。

今後、他市町村の事例も研究しながら、吉岡町における実施の可否について様々な角度から検討できればと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 何かあまりはっきりしていない計画のようで、とても残念です。

先ほど答弁の中に、ここに私も持っていますけれども、吉岡町再生可能エネルギービジョン、平成26年2月とありますが、先ほどののはこれです。これを見ますと、先ほど私が提案したようなことが書いてあります。しかしながら、何か検討が要る、いろいろ協議が必要だということのようですけれども、この冊子には当時としての将来の吉岡町の開発可能なエネルギー施策が掲げられているわけですよ。このビジョンは現在どう生かされているのか、この計画は今回のSDGs、それからゼロカーボンシティ宣言、これらについてどう生かされているのか、どう計画されているのか、私はとても興味があります。

再生可能エネルギーといたら、水と風、太陽光、地熱、海面波動、こういうものが考えられますが、吉岡町としては水と太陽光、この2つぐらいかなと思います。しかもこの2つの利用がこのビジョンの中にありますよね。先ほど言ったマイクロ発電設備、それも載っていますよ。ここに何て書いてあるかという、設置が難しい、検討がどうだと今言っていましたけれども、ここに総合評価という欄がありまして、すぐにでも導入が可能と書いてあるんですよ。多くのものに。これについて、何か考えていないんですかね。このときはじゃあいいかげんに、すぐにでも導入可能なんて何で書いてあるんですか。よく分かりませんけれども。

あとは、屋根に上げる場合には構造計算後に導入が可能と。これは当然ですよ。これに対応する強度がある屋根がないと駄目なわけですから。

もう町長、世界でSDGsというのが国連で採択されたのは2015年ですよ。平成27年です。これをつくったのは平成26年、2014年。SDGsが世界でこれをやりましょうねと決定される以前にこれを吉岡町はつくっているんですよ。これはとても素晴らしいことだと思います。その前に県、政府から何かのアクションがあったんだと思いますけれども、これを今やれば、そのままSDGsですよ。これを有効活用しない手はないと思います。何しろ10年も前から将来の計画を立てていたんですよ。先ほどから答弁の中に、周囲の市町村の状況を見ながら進めると言っていましたけれども、これは周囲の市町村の模範となるものです。あるいは、これは周囲の市町村もみんなつくっているわけですか、この時期に。それは私はちょっと分かりませんが、それを有効に活用する。これは一遍にできませんから、選別して一つ一つ実行していくと、こういうことが大切だと思いますけれども、SDGs、ゼロカーボンシティ、そして再生可能エネルギービジョン、これを全体を考えるとどのように今後進めていくべきか、先行きが分かるんじゃないですか。そのお考えをお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） こちらは予算、それから設置担当課、そういったことも含めまして、全庁的な協議も必要になってくると思われまます。実際のところちょっと古いものにはなってしまうので、こういったものも今後、ゼロカーボンシティ宣言をしたこともありまますので、導入に向けて努力してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 飯塚議員。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 少子化対策を次に質問するんですけれども、ちょっと時間がなくなってしまいました。

町長、少子化対策は、首相が異次元的な対策をしようと言っています。ゼロカーボンシティの下、SDGs、それから政府のカーボンニュートラル施策、異次元の対策をしようと言っていますが、そういうような対応を取らないと、これも失敗しますよ。先ほど吉岡町再生可能エネルギービジョン、こんな立派なものがあるのに、これをやるのにいろいろな諸般の事情があるとか、お金がない、いろいろなところと協議しなくちゃならないということで、なかなか進められないような雰囲気ですよね。ということは、政府も少子化対策と一緒にこのSDGs、ゼロカーボンシティ宣言、これを補完する、少子化対策と同じような抜本的かつ異次元の対策を、要するに資金ですよ、これをやらないと達成できないと思います。ですから、これをやると言いますよ。ですから、それまでにどういことをやるのかというのを整理して、政府が希望のある方、工事の計画がある方、手を挙げてくださいますと言ったら、すぐ「はい」と手を挙げられるように、それまでに準備をすべき、それが必要だと思います。

もう時間もありませんので、3番目の少子化対策はやめまして、これで私の一般質問を終了いたします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時12分休憩

午後3時30分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 5番秋山光浩議員を指名します。秋山議員。

〔5番 秋山光浩君登壇〕

5 番（秋山光浩君） それでは、議長への通告に基づき、一般質問いたします。

その前に、大きな被害を受けた北陸地方の皆様にお悔やみとお見舞いを謹んでさげます。

まず、農業就労に関する行政側の将来展望についてお伺いします。

農振除外申請が後を絶たない現状を考えますと、農地の減少に歯止めがかかる気配はなく、もはや吉岡町の農業は末期状態と言っても過言ではないと感じています。

農地が減少していく現状、農業が衰退していく現状を、行政のトップとして町長、どのように感じているか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 秋山議員より、まず吉岡町の農業の将来についてご質問いただきました。

ここ十数年来、吉岡町では大規模開発や人口増加に伴う宅地開発が進み、農地が減少にある中で、町の農業を取り巻く状況は非常に厳しいものがあるかと感じております。

農業従事者の高齢化による就労人口の減少の中、農業を支える人材となる青年層の新規就農者を確保し、定着を促進することが、吉岡町のみならず、農業全体の大きな課題となっております。

農業は、食料安定供給や国土・環境保全を担う基幹産業であり、町といたしましても農業の衰退に歯止めをかける施策の必要性を感じているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 2022年の取りまとめになりますが、優良農地とされる農地面積が47都道府県で1万2,000ヘクタール減少したということです。一番減少したのは宮城県で1,800ヘクタール、何と群馬県は2番目で1,100ヘクタール減少したとのことでした。1万2,000分の1,100です。1割に満たないぐらいのヘクタールが減少しました。

この一、二年の間、吉岡町の減少面積についてお聞きします。

それと、今でも除外申請等は増加傾向に変わりがないのか。

また、除外申請が続くことに対しての町の対策はありますか。

この3点、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 「農地の減少面積は」とのご質問でございますけれども、令和2年度における農地転用許可面積は約20.9ヘクタール、令和3年度は約14.7ヘクタール、

令和4年度は約9.9ヘクタールでございますので、この3年を見ますと減少傾向ということが言えるかと思えます。

次に、農振除外の状況ですけれども、令和2年度の申出に対する除外面積は約3ヘクタール、令和3年度は約3.4ヘクタール、令和4年度は約5.3ヘクタールでございますので、この3年の間では増加傾向となっております。

また、農振除外の申出につきましては、町から申請自体をお断りするという手段はございませんので、その手法があるかということになりますと、現状では出された申出を受けさせていただいて、審議するというところに変わりはないかというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 3ヘクタール、5ヘクタールとかという数字を聞くと、さほど多くはないんじゃないかというふうに感じられる方もいらっしゃると思いますけれども、1ヘクタール、1万平方メートル、これが町のどの施設に該当するかといいますと、八幡山グラウンドが1万820という数字が出ていました。だから、八幡山グラウンドの約3倍、4倍ぐらいのものが減少していくということになります。やはりいろいろ考えると、これが続くとどんどん農地というのは減ってってしまうのかなというふうに感じております。

減少した面積の中で、水田と畑の割合はどんな数字になっているのでしょうか。また、それによる水稻作付、要は米作りの面積、ここ一、二年の推移をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 減少した農地、水田と畑の割合ですけれども、先ほどの農地転用の許可面積における割合でお答えをさせていただきます。

令和2年度の転用面積における割合は、水田が39.3%、畑が60.7%、令和3年度は水田が26.9%、畑が73.1%、令和4年度は水田が21.6%、畑が78.4%となっております。

また、水稻の作付面積についてですけれども、令和2年度が117ヘクタール、令和3年度が114.9ヘクタール、令和4年度が120.8ヘクタールとなっております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） やはり畑のほうが除外申請がどんどん進んでいるということがよく分かりました。米作りのほうは、意外と心配していたほどではないのかなという感じもしていません。

先ほど課長おっしゃられたように、除外申請されれば応じなければならないことはよく理解できます。所有者が「使わない土地は処分したい」という気持ちも分からなくはありません。その逆で、代々受け継いできた土地で自分たちが食べる米ぐらいは何とか作り続けたいという気持ちを持っている人はたくさんおります。土地を使わないから処分するというわけではなく、何とか農業への収量意欲向上につなげ、その人が「俺も何か作ってみようかな」と思えるような環境づくりに行政に協力をいただきたいと思いますが、そのことについて何か見解をいただけますか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） やはり町の中で農業に携わる方がいらっしゃいます。また、最近では吉岡町以外からも吉岡町の農地で農業をするというような傾向も出てきております。その辺で、町の中の農地を有効に使うという意味では、町内に限らず、そういう方たちを受け入れるということも必要なのかなというふうには考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） よく分かりました。

私もそうですが、吉岡村時代に農家の跡継ぎ候補として生まれ、吉岡町で育ってきた人たちが、なぜかサラリーマンを卒業すると、そのほとんどが農業に携わらなくなってしまう。なぜだと思いませんか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農地を所有していながら、農業に携わらない、あるいは携われない理由については人様々であると思っておりますけれども、農業に興味を持っているかや魅力を感じているかなど、本人の気持ちや思いのな面と、農業機械、あるいは設備などを所有していないということについて、現実的な農業に取り組めないという面があるのかなというふうには考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） まさしく課長がおっしゃられたとおりだというふうに私も思います。

一番大きな原因は、やはり設備投資がなかなか難しい。幾ら興味を持っていても、何百万も出して機械を買う気にならない。昨日小池議員がおっしゃっていましたが、30年以上給料が上がらないというサラリーマン生活をしてきた人間が、定年で辞めて、これから600万、700万するトラクターが買えるかといったら、将来のことを考えると

なかなかそれには手を出す気にもなりませんし、仮に買えたところで、周りの現状を見てみると、幾らかでも利益が出るのかなというふうに心配になっちゃうから、続ける人のほうが少ないんだと思います。また、コロナ時代や、それともう一つ、今の吉岡には乾燥芋以外のこれだという特産品らしきものがないのも、農業を始めるきっかけにならない一つの原因かなというふうに私は考えております。

数年前から、コロナやロシアのウクライナ侵攻で、物資の値上げもすごく大きかったです。これは私の体験話になるんですが、大型量販店で購入していた1袋20キロ1,350円だった肥料が、半年で3,300円になりました。資材や肥料が2.5倍の金額になっても、出荷する米や野菜の販売価格が大きく変化する気配はありませんでした。

去年の10月頃から若干その3,300円の肥料の値段が下がってきましたが、2,400円で止まっちゃいました。結果的に1,000円以上値上がりしているのですが、やっぱり時間とともに自分の気持ちも慣れて、こんなものか、しょうがねえなというふうに思うようになって、周りの農業をやっている方々もみんなそんな気持ちでやっていたんじゃないかなというふうに思います。

肥料や飼料の高騰を受け、町は昨年度、農業をなりわいとしている販売農家さんに5万円の給付を行いました。申請に手間取っていた方、または申請を忘れちゃっていた方、そういう方々にも1件1件丁寧な説明をしていただいたということで、販売農家さん側には大変好評だったというふうに感じていますし、実際私もそんなふうな声を何人かから聞きました。よかったよと言っていました。

さて、施策の話をちょっとしたいんですが、県の施策として、この間上毛新聞でしたか、載っていたんですけども、除草作業ロボットの機械導入に県が300万円の補助金、パイプハウス、ビニールハウスの設備投資には500万円を上限として3割の補助金、ただしこれは有機農業面積拡大が条件だそうです。

高崎市では、新規農業就労者に100万円を補助、東毛地区の町では、遊休農地や耕作放棄地と空き家、あとは農作業小屋をセットで新規就労者にほぼ無料で貸し出す計画があると、こんな記事も見ました。我が町にも、何か施策が欲しいなというふうに思うところです。

先日、2023年の実施計画に上げられた施策は、農地の貸し借りに関する1事業の廃止以外は、3年ローリングで継続されることを確認し、少し安心しました。継続されるということは、見直しもしていただけるし、改善もしていただけるというふうに思いますので、ちょっと安心はしました。

農林業関係で、来年度何か計画されているようなことがありましたら、昨日町長からちょっと聞いたような気がするんですけども、すみませんが、答えられる範囲で結構です

ので、お聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほど議員さんおっしゃられたとおり、群馬県では、有機農業の生産拡大を進めるための対策として、前年を大きく上回る予算が計上されたとの報道がございました。

吉岡町では、令和6年度の新たな事業として、認定農業者における機械導入や施設整備に対する補助制度について、予算計上をさせていただいております。

機械導入の補助制度については、国や県にも同様の事業がございますけれども、国庫補助の制度となりますと、大規模な農業者が対象となり、採択のハードルが高くなる状況がございます。

このような状況から、地域農業の担い手である認定農業者の方々が活用できる補助事業をとということで、吉岡町独自の施策を実施したいと考えているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） その吉岡町独自の事業、内容についてはまだ教えていただけませんか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 内容につきましては、先ほど申し上げたとおり町の認定農業者の方々が機械導入、あるいは施設整備に関わる費用、事業費につきまして、事業費の30%、30万円を上限に助成をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 30万を限度に30%というのは、非常に、こんなことを私が言うのは変かもしれませんが、妥当だと思います。県が挙げている作業ロボットに300万、あとはパイプハウスに500万だとか、あと高崎市が新規農業者に100万だとか、東毛地区で空き家と空いている土地と農業作業小屋をセットでなんて、僕はこの部分には非常に安全性というか、ちょっと危険な部分も出てくるなというふうに思っています。それと、300万とか500万とかという数字には、これはもう個人ではとてもとても行けるレベルではありませんし、こういうのは恐らく会社組織になっている農業者さんに対しての補助だというふうに私は理解してまして、今課長から聞いた30万、30%というのは、認定農家さんに妥当な数字なのかなというふうに私は今感じさせていただきました。

今までの吉岡町の田植時期は、各農家が耕うんと代かきをして、田植をして、刈取りをしてという工程を繰り返していました。今現在は、何件分もの田んぼを機械化組合、あるいは何人かの認定農家さんが、最初の耕うんから刈取り後の最後まで行っています。

また、機械化組合の頑張っている方々や、認定農家さんの頑張っている方々も、もう高齢化が否めません。裏を返すと、病気や何らかの理由でその方たちの作業能力がなくなってしまうと、この辺に見えている田んぼの遊休農地が加速度的に広がっていくということも、そう遠くない将来に見えてくる姿なのかなと。私は5年、10年後の米作りに大きな危惧を感じています。

何とか今の機械化組合や認定農家さんみたいな、次の代を担ってくれるような人をこれからつくっておかなければいけないのかなというふうに感じておるんですが、この部分に関して町としてどのような見解をお持ちか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町といたしましても、農業従事者の高齢化や担い手不足により、作付されない水田が増加するとの懸念を持っております。

今後は、農地の利用を促進するため、農地の集約化に向けた取組が必要になると考えます。

令和4年5月に改正された農業経営基盤強化促進法により、10年後の地域農業の在り方を示す地域計画が位置づけられたことから、町としましてもこの3月に座談会を開催し、地域計画の策定を進めていく予定となっております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 機械化組合さんや認定農家さんの世話になりながら、現在の小規模農業を続けていくという環境は、この吉岡町では何としても続けていかなければなりません。

今現在、町内のほとんどの田んぼではコシヒカリが耕作されていますが、地球温暖化がこれ以上進むと、近い将来、吉岡ではコシヒカリの生産が難しくなるというような話も時々聞くようになりました。実際、東毛地域では「にじのきらめき」という新品種の作付面積が年々多くなっていると聞きます。

こういう面を総合しまして、幸い町内には農協の比較的大きな支所があります。中には営農センターもあります。行政と農協との意見交換、さらに知恵を出し合うなど、そうする考えはあるでしょうか。そして、乾燥芋以外の特産品開発についての見解も併せてお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどお話をさせていただきました地域計画の座談会についてですが、町農業委員をはじめ、認定農業者や北群渋川農協、渋川地区農業指導センターの皆様にお集まりをいただきまして、地域農業の現状と課題、農地の集約化に向けた目標や取組について協議、検討を行う予定となっております。農業者の皆様からも率直なご意見を伺いながら、関係機関と連携して計画策定を進めたいと考えております。

その中で、今ある特産品を維持していくための取組や、地域の特性を生かした新たな特産品について模索し、観光農業の発展に努めていきたいというふうには考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

特産品の開発を考える場合、どうしてもふるさと納税の返礼品、これとのつながりを強く意識しなければなりません。町民の中には、意外なアイデアを持っている方がいるかもしれません。また、多くの方が健康志向にあり、15番目の指定野菜、ブロッコリーというのがちょっと最近話題になりましたけれども、指定野菜、特定野菜という単語に強く反応する傾向にあります。我が町にもそれを生産している農家が多くあります。もしかすると新しい特産品等というんですか、意外な特産品、ちょっと手を加えると何か加工品が大化けするというようなものが意外と近くにあるかもしれません。

皆さんがこの辺の畑で見かける野菜は、ほぼ指定野菜です。ただ、残念なことに、そういう指定野菜をたくさん作っている農家さんがいるんですが、それぞれがみんな違う方向を向いて畑仕事をしているんですよ。だから、本当はその方々を同じ方向を向かせて、みんなでちょっと考えてみないかというような、問題を投げかけていただいて、目標を一つにすると、意外といいもの、いい意見が出ると思いますし、この部分のまとめ役はやはり行政さんにお願ひしなければならないというふうに思っております。

私はキーワードが3つあると思っております、町民からのボトムアップ、やっぱり町民からいろんな意見を聞いたほうがいいです。それと発想力、皆さんの発想力も大きな力になると思います。そして実行する勇気。ぜひいいものをみんなで考えて、つくってみたいなど。お願ひします。

次の問題です。

住宅地近くでの田畑の作業は、以前と比べものにならないぐらい、すごく気を遣わなければならなくなりました。殺虫剤の散布、肥料をまく、除草やトラクターでの耕うん時に発生する音、作業している本人たちはもちろん十分配慮しているつもりなんですけど、やはり風向きなどにより若干の臭い、砂ぼこり、音はどうしても発生しています。年間でこの

ことに対する苦情というのはどのぐらい寄せられているのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農作業に係る苦情件数につきましては、町で把握しているものにつきましては、昨年度、令和4年度につきましては3件受けております。内容につきましては、悪臭、あるいは騒音、こんなところでございます。

また、今年度はこれまで5件受けております。悪臭、あるいは今回この中では農薬に関する苦情等が1件あったということで確認をしております。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 私はもっと多くの数字を予測していたんですが、意外と3件、5件ということで、よかったなということはないですけども、自分が考えているほどはなかったんだなというふうに思います。

自分がもしそこに住んでいれば、やはりトラクターの音、草刈りの音、あとは肥料をまかれたらその後の臭いとか、いろいろありますけれども、多分同じことを思うと思うんですけども、やっている側はそんな無神経にやっているんじゃないよ、いろいろ気を遣いながら精一杯やっているんだよということを、時々広報などに時期を見ながら掲載できないか、お伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町民の皆さんに対する周知という面では、今のところ町では広報の掲載を毎年4月と10月の2回、こちらは通常農家さんが肥料をまく季節に合わせて、春肥と秋肥ですか、その時期に合わせて広報で周知をさせていただいているところでございます。また、ほかの周知についても検討させていただきたいというふうには思っております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） ぜひこれからも広報を、時期を見ながら続けていただきたいなというふうにお願います。

それと、ふるさと祭りで、去年とかその前はなかったんでしょうけれども、もし農産物コーナーなどが復活できるようなことがあれば、そこでもリーフレット等を、来てくれる町民の皆さんにこんなことに理解をくださいという一つの運動にもなるのかなと思います

ので、もしそういうコーナーができましたら、そこで配布等をよろしく願います。

2番目の遊休農地と耕作放棄地、空き家の雑草について伺います。

時々、「あそこの畑の草」とか「車が行くのに大きな草が邪魔になっている」、泥棒草という、正式名称はちょっと忘れちゃいましたけれども、あれも大きくなると本当に車に傷をつけるぐらいなことになりますので、相談を受けることがあります。苦情や処理依頼は年間で何件ぐらいあるのでしょうか。

また、その内容、あるいはその問題を発生させてしまう人、あるいは苦情を役場のほうに言う人というのは、ある程度人が限られるのかどうか。そこをお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 農地等の管理に関する質問でございますが、農地の管理に関する苦情につきましては、昨年度、令和4年は16件、今年度、令和5年度は21件ございました。

また、問題とされた農地や通報をいただいた方についても、特に限定されるというわけではございません。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 分かりました。

苦情があった際の町の対応について伺います。

私を知り得る範囲では、役場のほうに連絡が行く、その後農業委員会の名前で当事者のほうに何らかの通知が行くんですかね。そうすると、土地所有者が自ら処理、あるいは土地所有者がシルバー人材センターに処理依頼すると聞いていますが、おおむねはこんな流れでよろしいのでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） おおむね議員さんおっしゃるとおりで間違いはないかなというふうには考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 土地所有者からシルバー人材センターに処理依頼があった場合、その費用はどのぐらいいただいているのでしょうか。今現在の群馬県の最低賃金は935円ということなのですが、当事者に請求するのは幾らぐらいの金額なのか。

また、第一報の苦情が入ってから処理が完了できるまで、平均で何日ぐらいかかっているかをお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 通報を受けますと、農業委員会事務局で現場の状況をまず確認をさせていただいて、所有者の調査後、除草についてお願いする旨の通知を送付するという流れでございますが、シルバー人材センターに委託した場合の除草費用につきましては、作業内容による時間当たりの単価、それから作業人数、また事務費等の合計で請求されるということ聞いております。

また、完了までの日数につきましては、現場の状況、天候等々によりまして大きく変動する場合もあるということで、一概に何日ということにはちょっとお答えできない状況にはなっております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 恐らく人材センターのほうでもなるべく早く処理はしてくれているのだと思いますが、中にはこの雑草問題をご近所トラブルという表現をする人も割かしますので、できるだけ今までと同様、速やかな対応をお願いしたいと思います。

次の問題です。

小学生通学路の外側線等の整備についてということで、お伺いします。

吉岡町全体に見えることなんですけれども、大通りから少し中に入ると、町全体で外側線、真っ白いレーンマークですね、これの薄さが気になります。その中にはもちろん通学路もあるわけですが、今後の整備予定などについてお伺いします。

もちろん予算があつての整備となるわけですが、ホワイトのライン、それとグリーンベルト、それぞれ100メートルでどのぐらいの費用がかかるものなんでしょうか。

また、新規にラインを引いた場合、その寿命はどのぐらいなのでしょう。

整備計画について、100メートル単価について、寿命について、お尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町道の外側線等につきましては、ご指摘のように町内各所で薄くなっているところがございます。現在のところ、道路パトロールや自治会等の要望、また、住民からの通報があつた箇所を中心にラインの補修を行っているところであります。

令和5年度では、通学路等の合同点検における外側線の整備が必要な箇所や、陣場自治会からの停止線等の補修の要望箇所について、ライン引きの工事を実施しております。

また、県道の外側線であれば、県渋川土木事務所に補修等を依頼しているところであります。

今後のライン補修や整備の予定につきましては、令和6年度の通学路等の合同点検や自治会等からの要望に基づき対応を検討する方針で考えております。

ライン整備の費用と耐用年数等につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 外側線等のライン整備の施工に当たりましては、現状の状況により、交通誘導員等に係る経費が必要になる場合もございますけれども、費用としては、施工延長の兼ね合いもあり、あくまで参考の金額となりますが、通常の道路区画線、ホワイトラインにつきましては100メートル当たり30万円ほど、グリーンベルトにつきましては100メートル当たり45万円ほどを目安としておるところでございます。

また、ラインの寿命でございますが、車両の通行量等によって差異がございますが、おおむね5年から10年をめどとしておるところです。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） やはり道路インフラというのは高いですね。もちろん短期間にできる事業だとは思っておりません。時間をかけながら結構ですので、通学路を優先しながら進捗を進めてください。

自治会からの要望事項のまとめなどに、時々「グリーンベルトを」という文字を見ます。そもそもグリーンベルトを引く・引かないの基準のようなものがあるのかをお尋ねします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） グリーンベルトにつきましては、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、ドライバーに通学路等であることを視覚的に認識していただき、車両速度の抑制とともに、通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としておるところです。

グリーンベルト設置に当たりましては、歩道が整備されていない通学路を優先しており、特に通学路等合同点検の結果に基づく必要箇所を第一に整備対象としておるところです。

また、自治会要望等でグリーンベルトの設置要望があった際にも、通学路となっていることを確認し、道路幅員や路面の状況等で設置の可否を判断しておる状況です。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） もちろん自治会とか保護者さんからは通学路であるからということを前提に要請あるいは要望されるんでしょうけれども、中には「何でここにグリーンベルトなん

だ」という場所もなくはないような気がします。私の家の近くにも、「何でここに引いてあるのかな」というものもあります。例えば小学校から半径100メートル以内とか、そういう基準を設けてもいいのかなという気がしますし、なおかつ合同点検でそういう条件をつけながら、あるいは交通量とかを見ながら条件をつけて、学校の近くを中心に、今まで同様、いろんな周りの状況を見ながら引いていただきたいなど。私もこの件が気になって、ちょっと小学校の周りを実際走ってみたんですけれども、もうちょっと引いてほしいかな、小学校の周りはこのふうに感じました。ただ、要望があったから遠くのほうを引くのは今後どうなのかなというふうな、先ほど金額も聞きまして、何となくそういうふうに感じましたので、お伝えしておきます。

駒寄小学校の東側の踏切をこの間渡りましたときに、踏切の北側にずっとグリーンベルトが引いてあるんですね。非常にそれが目立ちまして、道路とは違いますけれども、非常に当時これは画期的な判断だったなというふうに感じました。JRの踏切とは違いますけれども、大きな県道もあります。その県道の信号が通学路になっている箇所も数か所あります。そういう大きな県道の横断歩道にグリーンベルトを引くことは可能でしょうか。県との折衝も必要になってしまいますが、一般通行者に対して非常に効果がある注意喚起ができるというふうに考えております。ちょっとこの件についてご回答いただけますか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず、グリーンベルトの設置条件等について、一定の基準を設けたらということでご提言をいただいたところですが、現在につきましては明治小学校と駒寄小学校の通学路であることを基準に、道路幅員等を考慮した整備を行っておるところです。

それから、次の県道横断部へのグリーンベルトの設置の関係でございますが、場所や内容を確認し、これも通学路等の合同点検において、関係機関と連携しながら、グリーンベルトの設置を含めた対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 外の市町村に出かけたときに、県道の横断歩道にグリーンベルトが引いてあるという光景は私はまだ見たことがないような気がするんですよ。だから、もしこれが県との協議で可能になったりして、吉岡で一番最初にやったなんてなれば、またこれもいい話題になるといいですか、町の安全対策、しっかりしているなという評価にもなりますので、ぜひ聞いていただきたいなと思います。

また、同じく県道を横断する信号待ちで、全部の信号ではないんですけれども、それも毎日ではないし、ある一定の時間に限られた何日かになってしまうんですけれども、小学

生があふれるような状態になってしまう信号があります。これもガードレール設置とかになると大変な事業になってしまいますので、今その周辺に立っている1メートルぐらいのビニール製のポールですか、これの本数を増やして、なおかつ小学生の動線をつくれるような、もっと細かく立てるような対策ができないか、このことについて伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 県道交差点部のガードパイプ等の設置につきましては、令和5年度については、県道川土木事務所により吉岡バイパス沿いの交差点部、歩道だまりに車両の突っ込み防止対策の車止めのボラードを設置をしていただいております。こういったものにつきましては、今後も安全対策として検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 秋山議員。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） あのオレンジ色のポールは、県でやったものなんですね。僕ははっきり歩道のほうに入っているから町の対策かなと思っていました。もし県の対策であれば、またもうちょっと、先ほど私がお願いしたように本数を増やして、なおかつ小学生の動線を変えられないかみたいなお願いをしていただけるとありがたいです。

先ほども言いましたが、今の信号での小学生があふれるような話は、本当に毎回毎回ではないんですよ。あるとき突然見えてくるような、そういうタイミングでしか見えませんので、私も今後注意してそういう子たちを見守りたいというふうに思います。

まれに交通事故のニュースで、車が通学中の集団にとか、または信号待ちの集団になんて報じられることがありますけれども、未然防止の観点から、今後課題検討に配慮いただきたい旨を申し上げ、12分ほど早いですが、私の一般質問を終わります。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていましたが一般質問は全て終了しました。

明日は、通告のあった9人のうち、残り4人の通告者の一般質問を行います。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会とします。

午後4時18分散会

令和6年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和6年3月6日（水曜日）

議事日程 第4号

令和6年3月6日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.9）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 大橋美穂

開 議

午前9時30分開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、通告のあった9人のうち、残り4人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、一般質問を行います。

1番山崎守人議員を指名します。山崎議員。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1番（山崎守人君） 1番山崎です。

議長への通告に従い、一般質問をいたします。

昨年9月の定例会において質問しました防災関連について、答弁の進捗を確認したく改めて質問いたします。

質問に先立ち、能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

東日本大震災から間もなく13年がたとうとしています。元旦に能登半島地震が発生しました。連日、現地の痛ましい状況や目を覆いたくなるような凄惨な映像が流れてきて、本当に胸が苦しくなります。

折しも先週から、房総沖でスロースリップなる地震が多発しております。このスロースリップは東日本大震災の1か月半前頃にも確認されていたと、ある大学の准教授の研究で確認されているところです。つまり関東大震災クラス、または南海トラフ巨大地震クラスの地震が、起きてほしくはありませんが、近々発生するかもしれません。

先日ネット記事で、能登半島地震を受け、新年度予算案で防災対策を強化すると回答した自治体は、対象の47都道府県、20の政令市、県庁所在地の31市、計98自治体で6割に上がったとの記事を見ました。つまり防災の準備は待ったなしの状況と考えます。

6月の定例会で高田副町長が、「住民センター、集会所、公民館等が老朽化しており、指定避難所として適さない施設もある。住民センター、集会所、公民館等の整備について、活用できる補助金があるか調査・検討する」と答弁されています。

また、9月定例会で、指定避難所、指定緊急避難所の整備として、一時避難所整備緊急

促進事業の活用ができないかお伺いしましたが、「様々な補助要件もあるため、引き続き調査・研究を重ねていきたい」と町長から答弁されました。その後、それに代わるような避難所整備に活用できそうな補助金等を検討された経緯はありますかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災関連につきまして、山崎議員から質問をいただきました。

避難所整備に活用できそうな補助金については、内閣府や総務省、国土交通省等の補助金を検討してまいりましたが、現在の吉岡町の現状に照らし合わせると、補助要件に合致するものが現段階では見つかっていない状況であります。

その大きな要因としては、以前にも答弁させていただきましたが、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている多くの集会施設等が、自治会制度移行に伴い、自治会へ移管されており、町の所有でないため、町が主体となる耐震改修等の事業が困難であることが上げられます。

一方で、町では令和5年12月に、株式会社フレッセイ様と災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定書を締結いたしました。その中では、物資の提供のほか、店舗の駐車場及び店舗内の一部を一時的な避難場所として提供いただくことも可能としております。

今後は、引き続き、集会所等の耐震改修や新築の可能性を探りながら進めていきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 町長から、今、公民館ですとか住民センターが町のものではないため、町主体として整備するのは難しいという状況と、一般の民間の企業様との協定を結んでいただいてその店舗を一部使えるようにしていただいている、そういうような取組をしていただいているというような答弁もいただきましたが、町でも当然調べていただいているとは思いますが、地域の住民センターであったり、そういうところの整備ができるような調査・研究のほうを引き続き進めていただければと思います。

この能登半島地震の悲惨な状況を見て、町の皆さんも町の災害時の取組に興味を持った方だったり、疑問に感じている人というのが一定数いるのではないかと感じています。実際に私も行き慣れた住民センターや集会所が災害時に役に立つのかねなんていう言葉も伺いました。それらの声を真摯に受け止めていただき、必要な施策を早急に示してほしいと思っておりますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 先ほど町長からの答弁にありましたが、避難所の整備につきましては、町としても引き続き検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 次に、指定福祉避難所の整備の検討について伺います。能登半島地震でも福祉避難所になっているが、「自前の利用者さん、職員では外からの避難者を受け入れられない」や「できる限り受け入れたいが、職員も被災者であり、施設も損傷を負っている」のでこれ以上の受入れは難しい」など多くの困難な状況が見えています。

9月定例会では、指定福祉避難所について、①キャパの問題解消の方法、②利用可能な施設の把握、③福祉避難所の協定締結の3つを伺い、新たな指定福祉避難所の指定の検討、利用可能な施設の選定作業の着手はできていない、協定締結の予定はないが検討したいと答弁いただきました。その後、私が提起させていただきました3つの課題について、その後どう進めているのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 指定福祉避難所につきましては、多くの課題が解消していない状況となっております。

収容人数の問題に関しましても、現状において、新たな指定福祉避難所の指定等について発表できるような成果はなく、利用可能施設の選定においても、町内全体の対象施設の洗い出し等を行えておりません。

ただ、現在、新たな指定福祉避難所の指定に向けて、町内の民間福祉施設との間で具体的な検討・調整を開始する予定がありますので、まずはこのお話を実現させ、指定福祉避難所の充実を図っていただければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 前回の定例会でも提起させていただきましたが、指定福祉避難所になっている対象の方々を考えたときに、現在指定されているのが町のこちらの中心部に限られていると思います。その質問をさせていただいた際に、そういった方々に向けた個別避難計画が策定され、ケース・バイ・ケースの対応をされると答弁されていましたが、個別避難計画はどこまで進んでいますでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 指定福祉避難所への避難の対象者は、避難行動要支援者名簿の登録者を想定しております。また、指定福祉避難所の場所につきましては、町内にバランスよく配置されることが理想的ですが、避難施設的环境が整っていることが前提となります。この点に留意しながら、指定福祉避難所の充実を図っていきたいと考えております。また、個別避難計画の進捗状況についてですが、着手をしたものの、計画策定完了としては数件という状況となっております。

なお、町では社会福祉協議会とも連携し、先月2月18日に「住民支え合いマップづくり」を小倉自治会で行いました。これは、避難行動要支援者を中心とする見守りが必要な人に対し、通常時に見守る人や非常時に避難行動を支援する人等をあらかじめマップ上に落としておくもので、地域の結びつきの強化にもつながるものとなっております。この事業は、個別避難計画の策定にも直接つながる事業でありますので、今後小倉自治会以外の自治会でも順次進め、このマップ作りを通じて個別避難計画の作成を推進していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 個別避難計画のほうが数件で、そのベースになるようなマップ作りを開始していただいたということで、あと、そのマップ作りには家族の方であったり、ふだん接していただいている方が分かるような作りになっているということで、これからも順次、ほかの自治体のほうでもマップ作りの作成を早急に進めていただきたいと思います。あと、福祉避難所の民間法人様との協定締結も進めていただいているということですので、そちらも速やかに進めていただきたいと思います。

次に、業務継続計画（BCP）について伺います。同じく9月定例会で、「災害時受援計画が進んでいない。その理由として、業務継続計画（BCP）の見直しがまず必要ということが分かった」、そして「業務継続計画の見直しを来年度中に完了し、速やかに受援計画の策定の準備を開始したい」と答弁されております。来年度ということで残り1年となりましたが、完了を100%としたとき、現状どのぐらいの見直しが進んでいるのかお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） BCPの見直しの進捗状況についてでございますが、現在のところ着手できていない状況となっております。以前答弁させていただきましたとおり、来年度中の完了を想定しておりますので、新年度早々に着手し、併せて受援計画の策定準備にも取りかかっていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 現状着手ができておらず、新年度着手するご予定ということですが、BCPの見直しには各課、各局ごとの優先順位の見直し、検討、調整が必要とされていましたが、この作業を主導する課と担当部署はどちらになっていて、人員体制としてどのようになっているのかお伺いします。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） BCPの見直しは、防災担当課であります総務課協働安全室が主導して行うこととなります。人員体制につきましては、令和5年より防災の主担当の職員を1名配置しておりますので、この職員1名と協働安全室長の2名を中心にBCPの見直しに当たっていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 主導する部署が協働安全室で、体制が2名で行っているとのことですが、住民の命を守るための非常に重要な部門だと思っています。体制云々を申し上げるつもりはありませんが、心もとないという印象が拭い切れません。BCPがまだ着手できないということですので、ゼロ%ということになるかと思うんですが、進捗率、来年度中の完成とされておりますが、少しでも前倒しで完了できるよう体制強化を検討いただきたいと思うのですが、ご見解のほうはいかがでしょうか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） できるだけ速やかに進めていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 早急な着手をお願いいたします。

次に、災害時相互応援協定の検討の進捗について伺います。以前、「将来的には複数の自治体と災害時相互応援協定を結んでいきたい」と答弁されておりますが、その後、具体的な締結に向けた動きがあるのか、現在進行形で進んでいるのかお伺いいたします。

議 長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害時相互応援協定の締結の具体的な動きについてでございますが、現在のところ大きな進展はありません。

しかしながら、以前にも答弁させていただいた、福島県相馬市との交流は引き続き取り組んでおります。先月2月9日には、吉岡町自治会連合会の視察研修で自治会長さん8名と町職員2名が相馬市を訪問し、東日本大震災時の相馬市の災害対応等の講話をいただいたり、防災備蓄倉庫の見学をさせていただきました。参加された自治会長の皆様からは非常に有意義な研修ができたとの声もいただいております。今後もこういった交流を深めながら、災害協定の締結を目指していければと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1番（山崎守人君） 相馬市さんとの交流は出てくるとは思っていたんですが、それ以外の地域との協定というのは検討していないのかということと、あと前橋市とは協定を結んでいるというふうに伺っていますが、例えばなんですが、吉岡町が大きな災害に遭っているときに、前橋市もほぼ同じような状況かと思えます。とてもではないですけども応援していただけるような余力があるのかというのが、想像の域になるんですが、ちょっと難しいのではないのかなというふうに考えます。なので、近隣だけでなくもっと広い範囲での検討というのを進めていただきたいと思いますし、あとは相馬市さんですが、大樹町さんとのご縁で交流があるということは承知しているんですが、行政規模も違えば立地条件も違うと思いますので、吉岡町と状況が近いようなところと災害時応援協定を結ぶという必要があるのではないかなというふうに思っております。

次に、応援・受援体制の整備について伺います。自治体や災害ボランティアの応援・受援体制の整備は、BCPの見直しをした上で計画の策定の準備を開始したいとの答弁だったと思いますが、仮にBCPの見直しが完了したとして、計画策定完了の見込みを具体的にどれぐらいの期間を想定しているのかお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 受援計画の策定完了見込みにつきましては、令和6年度予算に受援計画策定業務委託料を計上させていただいておりますので、令和6年度内の策定完了を目指しているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1番（山崎守人君） 令和6年度中の完了を目指しているということで、こちらについても前倒しで完了できるように進めていただければと思います。

町としても、災害発生時に災害ボランティアや県や近隣の自治体、社会福祉協議会からの応援受入れを想定していて、窓口は町社協となってもらうように調整を開始したとの答

弁があったかと思いますが、そちらのボランティアの受入れについての町社協との調整の進捗はいかがでしょうか。現在の進捗をお伺いします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 町社会福祉協議会との調整でございますが、災害ボランティアセンターを設置、運営するに当たり、町社会福祉協議会との協定の締結を見据え、協定書の案などを作成し、現在、調整を進めているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 協定書を策定されているということですが、併せてちょっと伺いますが、災害ボランティアセンター運営ガイドラインは以前の答弁の中で持ち合わせていないとのことでしたが、こちらについては群馬県の社会福祉協議会が策定している一般的なガイドラインを参考にして運営しようとしているというようなお考えのままなのか、あるいは町独自のガイドライン策定に着手しようと検討しているのか、現状をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 災害ボランティアセンター運営ガイドラインにつきましては、現在のところ策定できておりませんが、今後、町社会福祉協議会と協議しながら、吉岡町の災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定したいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

1番（山崎守人君） 災害時、ボランティアの活用はとても大切な復興の力になります。能登半島地震でもボランティアの方が尽力されていますが、まだまだボランティアの入れない地域もあると見聞きします。吉岡町も被災したときに、外部の力を借りざるを得ない状況に町の受入れ準備が全然進んでいないというのはやはり問題があるかと思えます。また、非常時は、町の職員の皆さん、社協の皆さんにそれほど余力があるわけではないと思います。通常業務が多忙なのかもしれませんが、早急な整備を強く求めます。

最後の確認ですが、今まで伺ってきたことを円滑に進めるためにも、防災専門員の配置検討の進捗はいかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 防災専門員の配置についてですが、吉岡町では、令和2年度から令和4年度までの間、防災専門員を配置しておりました。

防災専門員の方には、町の地域防災計画やマニュアル策定等の際の助言、避難所開設訓練や吉岡町総合防災訓練の計画立案・実施等に協力していただきましたが、この数年間の取組における各種訓練等の実施を通じて、職員が貴重な経験を積むことができたと考えております。

今後は、常勤・非常勤にこだわらず、防災専門員的な立場から、気象台の職員や日本防災士会の群馬県支部の防災士、退職自衛官の方など、町がそのときそのときに支援・援助していただきたいそれぞれの分野の専門家の方の力をお借りし、それぞれの場面で指導・助言していただけるような方法を検討していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） いろいろな専門の方のお力をお借りする予定があるというようなことですが、今日いろいろ幾つかの項目について質問させていただきましたが、なかなか検討が進んでいないというのが現状なのかなと思います。こちらの検討が進まない理由として、財政の問題なのか、人的な問題なのか。新年度を迎える前にこちらの問題点を明らかにしてほしいと思いますし、町長の施政方針演説の中にも防災関係はいっぱい言われていることですし、令和3年に策定されております吉岡町地域防災計画の防災の基本理念としても、ハード対策・ソフト対策を検討する周到かつ十分な災害予防、人材・物資等、要配慮者対応を検討する迅速かつ円滑な災害応急対応、最後に3、適切かつ速やかな災害復旧・復興を明記しております。町の計画として明記している以上、計画とそごがないよう早急に整備を目指し、検討事項や滞っている業務が進むよう対策を講じてほしいと思いますが、町長の所感をお伺いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長（柴崎徳一郎君） ここ三、四年、コロナ、コロナでいろいろ多忙を極めておりました。そういった中で、コロナ禍の影響等による人員体制の制約が大きかったかなというふうに感じております。今後、機構改革等を通じて、防災に関して今後の町の防災体制の充実を図っていきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 山崎議員。

〔1番 山崎守人君発言〕

- 1 番（山崎守人君） 今までいろんな制限があったということはよく分かりましたので、これからは防災関連について速やかに進めていただければと思います。

これで、1番山崎の一般質問を終わりにします。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時20分とします。

午前 9時56分休憩

午前10時20分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 4番大井俊一議員を指名します。大井議員。

〔4番 大井俊一君登壇〕

4番（大井俊一君） 議長への通告により、一般質問を行います。

まず、北陸地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、私ちょっと花粉症がひどいものですから、お聞き苦しいところが多々あるかと思いますが、ご容赦ください。

さて、伊勢崎市で重大な咬傷事故が発生しましたが、その関係についてお聞きしたいと思えます。

2024年2月7日、伊勢崎市田中島町にある2か所の公園付近で、7歳から63歳の小学生9人を含む12人が1匹の四国犬に足などをかまれてけがをするという、信じがたい事件が発生しました。また、同じ犬に、飼い主と散歩中のトイプードルもかまれ、死亡しました。犬にはかわいそうでしたが、人間でなくて本当によかったと思っています。

飼い主は7頭の四国犬を飼育していましたが、市役所の登録は3頭だけで、狂犬病予防注射は10年前に実施した後は実施していませんでした。伊勢崎市は、被害児童の心のケアのために臨床心理士2名を派遣しました。

国内の状況を見ても、環境省によると、咬傷事故は2022年度に全国で4,923件発生し、うち3人が死亡し、他の動物32匹が死んでいます。この状況は、1980年代には、全国で年間1万件以上あった咬傷事故も徐々に減りましたが、2008年度以降は15年連続して4,000件台で推移をして、減少はしていません。一方、群馬県内では、直近5年間では57件から69件の間で咬傷事故の発生件数は推移をしています。命を落とした人や動物は群馬県内ではありませんでした。

ただ、このような状況は、気をつけなければいけないような状況になっていると言わざるを得ません。今回、群馬県内でこのような事故が起きたことと、並びに6月の定例会でも質問させていただきましたように、町内でも重大な事故が起きたりというようなことがありますので、こういったものが発生するということは、それが起きるべき原因が、そういう社会状況が地域にあるということでもありますので、注意を要するということだと思います。

ます。

今回の事故を起こした四国犬は危険で凶暴と言う人が多いのは、非常にこの四国犬というのは警戒心がほかの犬よりも異様に強いことが原因となっています。このような犬種には、子犬のときからのしつけとして犬の社会化トレーニングが必要となります。社会化トレーニングというのは、実際には犬と犬が散歩のとき、会ったときなどは、お互いに鼻で挨拶を犬同士ができるようなそういったこと、また郵便配達人やそういった方が訪問したときにも、誰に対しても親しい態度を取ってくれるような、そういうしつけですね。そういったことが必要だということです。

今回の事故の飼い主は必要なトレーニングをしていなかったことから、事故の発生要因となっていることが多くの証言からもうかがわれています。一つ上げるとすれば、通りでお互いに散歩をしていたときに、その飼い主はほかの人にけがをさせないようにというように、この四国犬を遠く離して抑えているということはしていましたけれども、犬や人に対して親しく対応できるように犬を小さいときはしつけたり、そういったことはしていなかったということです。咬傷事故を起こした犬のほとんどが飼い犬であり、このように適切なトレーニングがなされてなく、飼育施設に不備があるものがほとんどの場合です。

まず、1番目のご質問としましては、犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務であります。今回の飼い主は、10年にわたり未登録・未注射の状況であったことから、飼い主としての基本的な責任を果たすつもりがないことから、飼い主の留守の状況では、いつ事故が発生してもおかしくないという状況が継続していたこととなります。こういう飼い主を確認する手段として、未登録犬の把握が重要となります。吉岡町における犬の登録状況と未登録犬の把握が可能であるかお聞きをいたします。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町における犬の登録頭数は、令和4年度末時点で1,274頭となっております。

未登録犬の把握の可否については、現時点では把握は現実的に非常に難しいと考えております。実際の対応として、鳴き声等の苦情があった際の訪問による登録の指導等を行っているところであります。

なお、詳細につきましては、住民課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 未登録犬について、実際の対応としては、鳴き声等の苦情があった際、そ

のお宅における登録状況を確認の上、訪問し、登録状況と実情が合わない場合、登録の指導、また転入や譲受け等で登録地の変更がなされていない場合なども手続の指導を行っています。

県動物愛護センターにおいても、回収した犬が飼い主に返還される際、登録について確認し、未登録の場合は居住する市町村での手続を指導しており、その後もフォローアップの上、必要に応じて市町村と連携して取り組んでおります。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 過去の事例からの咬傷事故を起こしやすい犬種が決まっているため、登録犬の中でこのような犬の飼い主の把握は事故防止の観点から非常に重要です。また、このような犬種に関わる苦情の把握は、事故防止の観点で最重要事項となります。町における咬傷事故を起こしやすい犬種の把握と、町内の飼い主の苦情の状況はどのような状況かお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 一倉住民課長。

〔住民課長 一倉哲也君発言〕

住民課長（一倉哲也君） 町としては、咬傷事故を起こしやすい犬種の把握は行っておりません。また、群馬県としても把握していないとのことです。

犬の苦情の状況について、令和5年度については、犬の鳴き声、ふんについての苦情対応として4件対応しております。なお、その際、状況に応じて群馬県動物愛護センターと連携して取り組んでおります。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 重大な咬傷事故というようなものは、飼い主の飼い方、そういったものが大きな問題になる。また、そういったものを掘り起こして調査や、そういったものをするには大変お金がかかったりいたしますが、その反対に、いい飼い主の方に増えていただくような、そういったことによって根本的に改善がされていくと思います。

また、このような重大な事故等は、それが起きる社会的な問題になっているような事故については、やはりそれが起きるような地域にそういう状況をそのまま放置して、そして自治体等々が何も対策をしない場合に発生しやすくなっていく。何か小さなことでも順次対応しているところでは、そういう大きな事故というものにつながってこない場合がほとんどです。

話はちょっと変わりますが、町民グランドゴルフ大会においては元気賞というような賞を設けておまして、高齢者の方が参加してくださった場合にはみんなの前で表彰

するという、そういうことをしています。これは高齢者の方が楽しんで、私もあの年までずっとグランドゴルフを続けて表彰状をもらうんだということで、非常に前向きに日頃の生活も自分で正しながら生活していくというようなことで、今まで最高齢は97歳の方が参加して下さった例なんかもあります。

2022年には92歳の方が最高で、お二人参加してくださいました。そのうちのお一人は、私が小さい頃から大変親しく優しくしていただいた方で、その半年後ぐらいに急に元気なままぼっくり亡くなってしまったというような方がおります。私もそんなふうにはスポーツなりできるものをしてながら、人に迷惑をかけないでぼっくり逝きたいもんだというふうに思っています。このように目標になるような形のものをつくってあげると、こういった事故を起こすような犬の飼い主などもだんだん減ってくるようなことが可能だと私は考えております。

群馬県内の市町村においては、長寿犬の表彰をしているところがあります。長寿犬の表彰、広報などにも載ったりする。そういうことで犬も誰からも愛されるような飼い犬として飼っていくような形でしていただくようにしています。当然、長寿というものが確認できるように、登録と毎年の予防注射の記録をきちんと持っている方、また、住民課長から話があったような、そういう苦情などのなかった家、そういった飼い主と犬に年に1回表彰をしているという、そういう自治体も現にあります。そのようなことを通じて、非常に近隣の人たちからも愛されるような形で犬を飼ってくれる。そういう大事に飼っている人たちの目標にもなるようなそういうことをやっている自治体もありますので、そういったことについて吉岡町でも可能かどうか、町長にご見解をお聞きしたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、大井議員のほうからいろんな表彰等、ご提案をいただきました。担当のほうとまた検討させていただきたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 町長からご検討いただけるということで、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、障害者の自立支援に関することについてお聞きをしたいと思います。

障害者の方も、地域社会を形成する大切な仲間の一員です。最近では、障害者の障害とは、体の一部に不自由なところがあることを指すものではなく、社会が障害者を差別するために社会がつくり出している垣根であるとの見方をする人が多くなってきています。非常に頼もしいことです。障害者の社会進出が進み出していて、胸をなで下ろせるような状況に

なっておりまして。

人は、生まれ持った能力の違い、見た目の違い、性別の違い、好みの違い、食べ物の好き嫌いなどで、一人として同じ人はいません。作業が遅かったりすることがあっても、こつこつと作業を続ける姿には心を打つものがあります。個人の能力の違いはあっても、各自の生まれ持った能力の適性に合わせて自信を持って作業できるように、各自の適性を見極めていただけるようお願いしております。

障害者の自立支援に対する町の関与の現状についてお聞かせください。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） まず、この質問にお答えするには、我々が目指している共生社会の実現に触れなければなりません。共生社会とは、年代や性別、国籍等に関係なく、人々がお互いに尊重して支え合い、多様な価値観を認め合う全員参加型の社会のことをいいます。障害者の自立支援に関する町の姿勢として、まず注力すべきは障害者が活躍できる社会の実現であります。

ジャンルは異なりますが、全世界に向けて共生社会の実現をうたうパラリンピックでは、選手に合わせて協議のルールが変更されております。選手たちは、自らの障害の特性に合った道具を使ったり、練習方法を変えたりしております。選手たちが平等に競えるように、障害に応じて用具の改良なども認められているようです。このようにルールや用具を選手側に合わせることによって、誰でもスポーツに参加しやすくなったり、健常者と障害者が一緒にスポーツができるようになるのであります。

障害だからできないということではなく、人々や社会のルールが障害者一人一人に歩み寄る姿勢こそが、パラリンピックから学べる共生社会にとって必要な視点でございます。障害の有無にかかわらず、全ての人が助け合い、共に生きていき、人々から「障害者だから」という考え方をなくすことこそが、本来の意味の共生社会と言えるのではないかと考えます。

障害者の自立支援に係る町の関与の現状については、介護福祉課長に答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町では、障害者の自立に関して、大きく分けて3つの支援を行っております。

1つ目は、就労による自立の支援です。障害者就業・生活センターみずさわ、ハローワーク、相談支援事業所、こういったところと連携しまして、障害者の特性、また希望に沿った就業ができるような支援を行っております。

また、2つ目は、公的制度による経済的な支援です。障害の区分によって支給される障害年金、また必要な方には精神通院や更生医療など自立支援医療制度のご案内をしています。

そして、3つ目は、先ほど大井議員からもお話があった障害者の方に対する様々な差別、偏見、そういったものの障壁を取り除く社会的参加の支援です。吉岡町では毎年、障害者のつどい事業、またDET研修などを通じて、住民の方に心のバリアフリー、環境のバリアフリーに努めていきたいと思いますという啓発活動を行っております。

今後、こういった支援活動を通じて、吉岡町は障害者の方の自立を応援していきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 2つ目の薫英会のスタンプアートの作品には、毎回深く感銘を受けます。黙々と制作に当たる姿は、心温まり感動するものです。その作品は作為が感じられず、自由奔放な作品は見る人の心を明るくしてくれます。

全国では、絵画や造形などの芸術作品を、10年以上の歳月をかけ試行錯誤の上、作家として自立している人たちを送り出そうとしている団体もあります。一部には、それだけでは生活はできませんけれども、実際に作品を大勢の方、あるいは大きな企業のところでも活用してくださっているような、そういう作家も既に県外では生まれています。

群馬県内においても、高崎市にNPO法人工房あかねが「創造と可能性」を掲げ、「アートでともに生きる、ささえあい広がるプロジェクト」として、多くの作家を育てています。そのためには、サポートや指導をしてあげる資格者の存在が大きいのが現状の問題です。まだまだ資格者が少なく、資格者の養成をいかにしていくかが大きな問題です。

このような才能を持つ人たちが自立に向けて踏み出すために、町の関与に関してお聞きをいたします。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 薫英荘のスタンプアート、ご紹介していただきました。このスタンプアートは、40年以上前、薫英荘の初代施設長の方が障害者の様々な可能性を探りたいということで始めた芸術活動であるというふうに伺っております。

こちらのスタンプアートは、人々の善意によって集まった使用済みの切手を用いて創作活動を行っているものであります。作品は小さいものから大きいものまで多種多様あるんですが、大きいものと、模造紙に職員の方が下絵を描いて、そこに使用済み切手、これを障害者の方が一つ一つ丁寧に切り取って、それを色分けして、思い思いに貼り付けて

一つの作品を作っていくという、非常に根気の要る作業、こつこつと努力されているアート活動です。

今、私が胸につけているこちらのブローチなのですが、実はこれも薫英荘の方が作った作品です。これはバラをモチーフにしたもので、松ぼっくりでできているんですけども、すごくすばらしい作品だと思います。このように障害者の方が行う文化・芸術活動というのは、新たな価値を社会に見だし、また多様性を尊重し、他者との相互理解、これを深める大きな力となります。

それまで周囲が気づかなかった障害者の方の様々な能力、個性そういったものを光らせることだけでなく、自己肯定感の向上ですとか、コミュニケーション能力、また自己表現、そういったものを様々な分野に拡大していく、大きな成果をもたらすものではないかというふうに感じております。

町では現在のところ、先ほど私がちょっとご案内させてもらった障害者のつどい、この中で障害者の方の「みんなのアート展」というのをやっているんですが、今年も1月23日から2月4日にかけて文化センターの展示ギャラリーで開催しました。スタンプアートもその展示の中の作品の一つとして飾ってありましたので、ご覧になった方も多いかと思います。

今のところ町として芸術活動に関与しているというのはそれだけなんですけど、今年度、県では群馬県障害者芸術文化活動支援センターというのを開設しました。そのセンターの活動として、指導者の人材育成ですとか、県内各市町村での展示会を開催するなど、障害者の方が芸術文化活動に触れる機会を増やす、そういった活動を行っています。町でもそういった活動をぜひ有効に活用してもらいまして、障害者にとって多様な価値を有する創作活動の推進を図ってきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

- 4番（大井俊一君） みんなのアート展については私も見せていただきまして、本当に感銘を受けました。それから、今まで「明るい吉岡町」人権作文集を毎年見ていたんですけども、議員になっていろいろ勉強させていただいて、障害者のアート展も含めて見せていただきまして、それを見た上で思ったのは、教育委員会でこれは作成しているわけですけども、この中で障害者のこういう絵画のところとか、俳句だとかいろいろありますけれども、障害者の方も吉岡町の中で薫英荘をはじめいろいろ頑張っている人がたくさん、行ってみると一生懸命やっていますので、社協あるいは介護福祉課と一緒にあってそういった方の作品などもこういったものに、あと人権発表会、また教育委員会と人権教育推進協議会、そういったところが中心となってやっているところですけども、こういったところにもぜひ

ひ町内で一生懸命作品作りをやっていたりする方がいますので、こういったところを表彰対象などにもしていただけると、さらに障害者の方が励みに、これを目標にして1年また頑張ってみようというような、そういう心根を持ってもらえるかと思っております。そういったところもありますので、そういったことについて一言ご意見いただけますでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 障害者の方がいろいろな作品、芸術活動だけではないんですが、様々な事業活動に参加して、自分たちが作り上げたものを、創作したものを大勢の方に見ていただきたい、またいろんな方の感想を聞いてみたいというような声は私も常々聞いております。そういった方々の励みになるような表彰ですとか、活動的な発表の場もぜひ創出できるように、今後も検討を続けていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひ、教育委員会並びに関係するような協議会等々とも密にコンタクトを取っていただいて、そういったところを伸ばしていただけたら幸いだと思っています。

それから、先ほどもありましたけれども、紹介がありました群馬県障害者芸術文化活動支援センターの「こ・ふあん」だとか、その隣の工房あかね、こういったところへお伺いしてお話を聞かせてもらったり、実際に作品を作ってみたり、それから作品を作るのにやはり資格者がいるんですね。指導してくださる資格者がいて、まだまだ足りないけれどもというようなことで、そういった指導者がきちっとそろっているところでは、県外などでは、やはり相当額なお金で作品を買っていただけるぐらいなところになっているところがあります。あかねのほうで作品を作っているところを見せていただいた方などでは、やはり本当に真剣に作っていただいているのと、本当にそれを展示しながら販売する場所なども少しずつ考えてくださっていたりしますので、町でも薫英荘なり、そういったところなどで指導がきちっとできるような、そういった方の育成に町のほうからも少し力を貸してあげるようなことをしていただけると、さらに才能を伸ばして自立というようなことにもつながっていくかと思っておりますけれども、そういった点についてご意見をいただきたいんですが。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 薫英荘につきましては、現在スタンプアートを芸術活動としては主にやっているんですが、どういった方が指導者になっているかというのをちょっとお伺い

しましたら、やっぱり職員の方が自主的にいろいろ勉強をして、また利用者の方と話し合いながら、どういう作品を作っていけばいいか、また次はどういうところを直していったらいいかというのを、何か相談しながら楽しみながら作品を作っているという、すごくそういう携わり方もすばらしいなと思いましたので、もちろん専門的な知識を持つ指導者の方の養成も必要なことだと思うので、先ほどの県が立ち上げたセンターの協力なんかも得られれば、そういった事業にも町としてはちょっと目を向けていきたいなというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひそういう面も振り向いていただいて、生き生きと活躍できるようなそういう基盤づくりにぜひお力を貸していただけたらと思っています。

それと、1月23日に県の青少年会館で「GOOD JOBのつくり方」という、支援センターの「こ・ふぁん」が主催した形のものですけれども、聞かせていただいて、やはり仕事、またそういったものが地域の中でも、非常に作為のない伸び伸びした作品を作ってくださいですので、そういったものの販売だとか、そういったもの、この地域には恵の園なんかも昔からネクタイ等を含めてやっていたけれども、そういったところのようにできた作品の購入ができるような場を、文化センターでやったときなんかも少し販売などをね。私もショッピングバッグを買ってきましたけれども、そういう販売できるようなものを購入できるような場についても考慮して、だんだん考えていただけるとありがたいと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうかね。

議長（廣嶋 隆君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 障害者の方が制作した様々な製品、作品を販売する機会ということについては、現在、町ではふるさと祭りの中で社会福祉協議会と連携をしている様々なバザーを行っているんですけども、そういったところにお声がけをして販売をしたりはしています。もちろん町は関与していないんですが、例えば薫英荘ですとか、そういった施設側さんのほうでも様々なところに催物に出向いて行って、そこで作品を見ていただいて気に入った方に購入していただくような、そういった活動もされているという話も伺いましたので、できれば町としてもそういった機会を今後もうちょっと増やしていけるように、また団体、施設側のほうとも相談をしていければいいかなというふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番(大井俊一君) ぜひ、そういう機会を一つでも多く増やしていただいて、障害者の方でも光り輝くような、そういった場を増やしていただけると幸いです。

次に、本年2月12日に渋川市民会館(大ホール)におきまして、渋川ロータリークラブ主催の「子どもたちとつくる音楽会」が開催されました。主催が渋川ロータリークラブ、そして陸上自衛隊12音楽隊の協力によって開催されました。誇らしいのは、渋川・北群馬の中で吹奏楽を単独で演奏できたのは吉岡中学校吹奏楽部だけでした。他の中学校は、演奏する生徒が少なく単独で演奏することができませんでした。そのため、3市町村の中学生が陸上自衛隊12音楽隊と160人もの人数で合同演奏をいたしました。

吉岡中学校吹奏楽部の生徒にとっては、吹奏楽を通してこのような地域の社会人による指導と、広域の中学生の吹奏楽を志す仲間との合同演奏という経験をさせていただいたことはかけがえのないものであり、生徒各個人の将来への目標を鮮明にする機会となりました。これにより、生徒たちはさらなる向上心と音楽に対する愛情を深め、音楽家としての誇りを持って向上していくものと信じます。

このようなすばらしい文化活動を継続し、吉岡町の文化として長く継続していく方法は考えられないでしょうか。というのは、ロータリークラブのこういう事業は、一つの事業については1回こっきりなんですね。毎年全く別のことをやったりするので、ロータリークラブさんとのというような形ものは今後考えられないというのがあります。部活の地域移行と併せて、町長のお考えをお聞かせください。

議長(廣嶋 隆君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 大井議員がただいま紹介された「子どもたちとつくる音楽会」、私も招待いただき、演奏会を大いに楽しませていただきました。吉岡中をはじめとする渋川・北群馬地区の中学生が、ステージの上で楽しみながら自分なりの一生懸命の気持ちを込めて演奏する表情や姿に深い感銘を受け、町の文化活動として中学生や高校生を巻き込んだ音楽会が実現できればという思いを持ちました。

以下、部活動の地域移行との関連も含め、教育長に答弁をさせます。

議長(廣嶋 隆君) 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長(山口和良君) 私は、音楽をはじめとする町の文化・芸術活動をより活性化させたいという気持ちを以前から持っております。中学生を囲みながら、高校生、大学生、社会人、高齢の方、様々な多様な人が集まって音楽を楽しむ機会があれば、吉岡町が文化薫る豊かな町として一層輝けると考えています。吉岡中の部活動の休日の地域移行、これはそんなまちづくりの好機と捉えております。

吉岡中吹奏楽部や合唱部を中心にした文化活動を想定した場合、入学してから子供たちは3年生の9月頃まで2年半ほどの期間に、コンクールでの発表を大きな目標に計画的に練習を重ねている現状を踏まえる必要があります。また、中学生自身が対外的に発表できるほどの演奏を複数曲完成させるためには、そこまで長い練習期間が必要であることから、生徒をはじめ顧問の先生等、学校の意見を聞くことなしに演奏会実現の可能性を探るということは慎重であるべきと考えています。

ご指摘の吉岡町の部活動の地域移行の視点で捉えた場合、休日の部活動を地域移行することを考えている我が吉岡町では、文化活動関連の部活動のうち吹奏楽部が対象になります。合唱部は休日に部活動を行っておりませんので、吹奏楽部が対象になるわけです。この吹奏楽部を継続的に指導できる人材の発掘という点で、移行するためには今のところあと1年ほどかかるのかなというふうに想定しているところです。

その場合においても、吹奏楽部の活動内容や方法を考えると、非常に現実的になってしまいうんですけども、平日の放課後部活動と休日の部活動に参加する生徒は、原則、同じメンバーであると考えます。したがって、休日部活動の地域移行を進めるからといって、すぐに中学生の吹奏楽部を巻き込んだ演奏会を中心にした文化活動が行えるかという、そこはなかなか直結しないという悩みがございます。

この2年間ほど、3年生が引退した直後の10月、ふるさと祭りにおいて、1・2年生のみで数曲を町民の皆様には披露していただいております。たしか30分程度だと思います。生徒や顧問にとってこの機会がどのように捉えられているのか、練習の期間的に無理はないのかということも含めまして、これは一つの実績になりますので、この実績を基本にしてさらに発展が可能かどうか。そのほかに設定する場合は、今回の演奏会のように、吉中が直前に臨んだ、新人1・2年生のコンクールで演奏した曲を2曲、10分程度、これが当日披露されたんですけども、そういう日程の調整がつくのか。演奏会としてそれでは短過ぎるので、たった10分の演奏だけでは短いということで、その他の時間をどのような団体をお願いするのかなど、一つ一つ具体的な課題を整理した上で、実現に向けた可能性を探るところから検討する必要があると考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 文化のことにつきましては、早急に急いでもなかなか根づくというのは難しいことですので、一つ一つ機会を捉えて、一步一步前に進めていただけたら幸いです。

部活の地域移行の関係で、スポーツ関係のところの指導者が現在始まっているところにインタビューでちょっと行ってきたりしたことがありまして、ごく最近なんですけれども、

幾つかの地域移行の受皿、スポ少中心ですけれども、そういったところでスポ少の子供たちの選手のお兄ちゃんとかお姉ちゃんとか、そういった子が楽しみで一緒に出てきてくれているようなところも見受けられたりしました。

それから、一部のところについては、吉岡町というくくりだけでなく外から、バスケットなどでは指導者と中学生がセットで、三郷の女の子たちがセットで、男の子もいたのか、それがスポ少の指導者同士と一緒に練習させてくれないかというようなことで練習に来てというような、そういったことでスポ少同士の交流をしながら練習を一緒に。吉岡は結構みんなとも人数が多いのでね、スポ少、いろんな練習とかそういうのができるからいいんですけれども、ほかの地域では年だとかそういったことで非常にスポ少も人数が少なかったり、指導者は長年県内で交流をしながらやっていたりもしますので、そういったような関係なども、そういうような状況なども現実にありますので、うまく生かしていくような形ができれば。

スポ少ですから、出ろとかそういうのは一切なくて、自主的に自分が好きで楽しいから練習に来るんだという、お兄ちゃん、俺も一緒に行ってやるなんていうんでね、お姉ちゃんも一緒に行くからねというんでね。それで楽しくやって、けがとかそういったことについては、各スポ少ごとでスポ少に加入してもらったりとか、そういったところでその状況はそれぞれ違うようなんですけれども、そんな形で自主的に練習したいから行くんだということで、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんがほかの小さい子などにも声をかけてあげたりというようなことで、非常に人間性を育んでいくような、そういった場面も見られたりもします。

非常に温かみのある人間と人間の信頼感というような形で進んでいる場面も見られましたので、文化活動についてもそのような形で、一番はやっぱりいい指導者がいないとなかなか難しいとは思いますが、ぜひ教育長さん、先ほどお話しいただいたように、いい指導者を発掘していただいたり、ほかの地域でも指導者を含めて一緒に、場所は吉岡でというような形でやってもらえるようなことにつながっていけば、非常に吉岡の子供たちにとって幸福なことだと思いますので、それについて最後に一言いただけたらと思います。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 部活動の地域移行について、運動面、それから文化面で今、大井議員からご提案をいただきましたけれども、吉岡町の特色として、今、大井議員さんもおっしゃっていましたが、吉岡中は人数が結構大きいので、吉岡中だけでいろいろな部活動が調べられるという現実がございます。いわゆる吉岡町のその特性を生かしながら今、休日の部活動の地域移行をしているところです。日本全体を考えますと、おっしゃるとおり学

校の規模が小さくなって、一つの学校では野球だ、サッカーだ、団体チームのチームが組めないということで、地域移行しながらいろいろな中学校の生徒が集まって運動を楽しめるという環境づくりをしようということでの、そういう理念を持って部活動の地域移行が進んでいる現状もございます。吉岡町は吉岡町の特色を生かしながら今まで進めておりますので、今の考え方でいきたいと考えています。基本的には平日の部活動の組織を中心に、それを休日移行していくという考え方であります。

音楽に関係しましても、やはり1年から3年までそろそろ100人もの大編成が組める吉岡中吹奏楽部、もうこの迫力といったら物すごいものがございます。ですから、やはりその利点ですかね、そこは最大限に生かしていくことが基本になると思います。ほかの先輩であるとか、ほかの学校の生徒さんを入れてということももちろん理想ではありますけれども、なかなか音楽を一つつくり上げるというのは、やはりその辺の先ほど私がくどくどと細かいことを申し上げましたけれども、いろいろなことを考えなくてははいけませんので、簡単にいくかということなかなか難しい点もありますので、ただそういうよさをどこまで取り入れられるかということにつきましては、いつも考えながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大井議員。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） ぜひ一步一步前へ進めていただきたいと思います。ただやはり音楽もスポーツも、いい指導者がいるときでないとなかなか前へ進まない。吹奏楽については、県内で新人戦で1位になるというほどすばらしい指導者の方がいるとき、ぜひその期間でも、ずっといてもらうというわけにいかないでしょうから、先に進めていただければと思っております。

以上で大井の一般質問を終わりたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時13分休憩

午後 1時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、昨年12月定例会の回答等ということで出しておきました。私の無料化を求める質問に対して、「ほかとの比較的通学距離の長い児童生徒との平等性を保つ必要性がある。今後も実費負担は継続したい」と回答しております。

そして、教育長から、「これは非常に重たいものと捉えています。上野原地区のバス利用している児童よりも遠いところから通っているお子さんがいます。無料化を考える場合、そこまで一体と考え、全体の通学の在り方という大きな問題と関わってくると思っている。無料化を考える場合はここまでも考えねばならない」と発言をしております。その考え方に今でも変わりはありませんかということが、まず第1点目であります。

そしてまた、「駒寄小学校では、子供を安全に降ろせる場所を考えた場合、難しい」と発言をしておりますけれども、すぐ後ろに町民グラウンドがありますけれども、ここは乗降が難しいのですか。

それから、「子供たちの心情を考えると、今取っている方法は一番公平だと判断しています」と回答しておりますけれども、今現在もそのように考えておりますか。

それから、議会から直近でも8回スクールバスの無料化を要望しております。これらはどのように思いますか。議会が無理難題を言っていると捉えているのですか。皆さんが公平、公平と言ってしまえば、貧困問題、障害者差別、ヤングケアラー問題は解決をしないのではないのでしょうか。

補助制度とは、足りないところを公が補うというのが趣旨ではないのでしょうか。だから、それぞれの自治体でその地域に合った制度をつくり、ひとしく学べるよう環境の整備をしていると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから、スクールバスの無償化、その考えに今でも変わりはありませんかと質問をいただきました。上野原地区の通学バスの利用料の無償化につきましては、議会のほうから幾度となく要望をいただいております。昨年12月議会においても小池議員から質問をいただいたところがございます。その後、教育委員会から、通学バスの利用料について無償化の方向で協議を検討しているとの報告を受けております。それを受け、私からも今後、教育委員会ですっかり協議をするよう指示をしているところがございます。

なお、現状での協議内容等につきましては、教育長より答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 通学バスの利用料の無償化につきましては、教育委員会事務局でも、局長、

室長、担当室員、そして私も含め、現在協議、検討を行っております。まず、協議をする上で、近隣市町村の通学バスの状況などの聞き取り調査を実施しました。情報収集をした自治体全て通学バスは無料とのことでした。

また、通学バスの対象範囲は、通学の距離もさることながら、山間部など比較的通学が困難と思われる場所が多く、上野原地区を対象範囲としている吉岡町とも類似している状況でありました。12月議会におきまして小池議員もおっしゃっていましたが、山あいなど厳しい高低差がある地区からの通学に関しては当然配慮も必要であるとの考え、その意見の下、事務局でも現在、協議をしております。

通学バスの利用料の無償化につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、教育委員会でもしっかり協議をしていくよう指示を受けております。通学バスを利用する保護者の皆様の負担軽減を図るためにも、今後も引き続き丁寧に協議を進め、取り組んでまいります。

そのほかの質問についてもお答えさせていただきます。

まず、町民グラウンドが近くにありますが、ここは乗降が難しいのですかというご質問につきましては、ご指摘の12月議会での事務局長の発言でございますが、駒寄地区で通学バスを運行させるためには、大久保の前橋市に近い地区、また漆原の新田地区、そして駒寄小近くなど、想定される全ての場所において安全なバス停を確保するのは難しいという、そのような意図で発言させていただきましたが、その中で、議員おっしゃるとおり駒小付近につきましては、その際とっさに駒小からすぐ近いところの場所を思い浮かべ、町民グラウンドまで想定することができないままの発言でした。何とぞご理解いただきたいというふうに思います。

また、私の、子供たちの心情を考えると、今取っている方法が一番公平だと判断しているというふうに回答しているが、今でもそう思っているかということにつきましてお答えさせていただきます。12月の答弁において、私は、遠いところから通っているお子さんは、上野原だけでなくほかのところからも通っているのも、そういう地区のそれぞれの住民の方、また子供たちの心情を考えると、今取っている方法が一番公平だと私は判断をしておりますと述べました。

先ほども述べましたが、周辺の自治体の通学バスの対象範囲は、通学距離もさることながら、山間部など比較的通学が困難と思われる場所を考慮しているケースが多く、上野原地区を対象範囲としている吉岡町とも類似している状況でありました。また、先ほどもこれも申し上げましたが、小池議員の12月議会でのご発言、山あいなど厳しい高低差がある地区からの通学に関しては当然配慮も必要であるという考えにも触れさせていただきました。

これらのことから、学校から遠いところから歩いて通っている子供たち、またその保護者や地区の住民の方に対しては、距離だけでなく通学が大変な地区に対する町からの補助であることを、この無料化について理解していただけるのではないかとというふうに判断をさせていただいたところです。このような考えを基にして、通学バスの無償化に向けた協議を丁寧に進めて取り組んでまいります。

続きまして、公平、公平と言ってしまえば、貧困問題、障害者差別、ヤングケアラー問題は解決しないのではないのでしょうかということにつきましてですが、まず、議会からの多くの要望、これについてはしっかりと受け止めさせていただきます。また、要望の実現のためには、それによる町全体の様々な影響も考慮し、執行する側としてしっかりと説明責任を果たす必要があるというふうに考えております。

通学バスにつきましては、通学距離が同様な地区の皆さんへの上野原地区の無料化に理解を得られるような説明責任を果たし、納得を得ることが難しいという懸念があったわけですけれども、先ほど申し上げましたように山あいであり高低差が激しいという点から、ほかの地区の皆様へ質問等があった場合に説明して理解をしていただけるものと判断し、無償化に向けて検討に入ったわけです。

続きまして、補助制度とは足りないところを公が補うというのが趣旨ではないでしょうか。だから、それぞれの自治体でその地域に合った制度をつくり、ひとしく学べるよう環境の整備をしていると思いますが、いかがでしょうか。このことにつきまして答弁をさせていただきます。

足りないところを公が補う補助制度というものを否定するつもりは全くございません。小池議員おっしゃるように、それぞれの自治体でその地域に合った制度で補助していくことはもっともなことであります。私が公平という言葉を使った意図は、それぞれの立場の人がなるほど思ってくれる制度を整えるという意味です。誰もができるだけ不公平感を抱かない制度設計、できるだけ多くの人がそれならば納得できるという制度でありたいという願いから使わせていただきました。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 一步を踏み出して無料化のほうに検討しているということなんですけれども、今までも検討はするけれども、よく言われるんですが、前向きで検討しますと。検討はしたけれども、そこから一步が出ないというのが通例なんですよ。だから、もう4月になれば新入生も入ってくる。年度というものを考えたときに、いかがなんでしょうか。4月から実施をするという考えはございますか。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今、教育長が述べたように、実際に検討に入って、実際に動いております。ただ、実際使っていない子供たちもいるという中で、いろいろな状況を考えまして、できる限り早いうちに整備を進めて、条例改正等も必要になってきますので、そちらについても早急に準備をして、早いうちに無償化に向けて実現するように動いていければと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今までは、前向きにとか、なるべく早くと言うんですけども、ここで、新年度から実施したいという方向ですということなんですかということを確認しているんですけども、どうなんですか。来年の話なんですか。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 新年度当初という形ではないですけども、条例改正等をしつかりと協議を進めさせていただいて、早いうちに令和6年度の中で必ず無償化に向けて進んでいきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これまで教育長の回答でもあったんですけども、上野原地区のバスを利用している児童よりも遠いところから通っているお子さんがいますという回答があったんですけども、これはどこの地域を指すんですか。

議 長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 上野原地区も広い地区がございまして、その中で一番学校に近い地区、そこに住んでいるお子さんと、駒寄小のほうの地区でいいますと、先ほど申し上げた一番南の大久保の南のほう、また新田地区の一番北のほうのお子さんについて比べますと、距離を測ったところ、上野原の一番近いお子さんのほうが距離が近い。そのことがあって、今まで検討していながら、12月まで私が答弁した内容だったんですけども、やはり山あいと高低差、通学の困難さを考慮すると、距離だけでは、距離が遠いところもあるからといって無料化ということについては、やはり考えが変わったということでございます。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) 私は調べてみました。いわゆる駒寄小学校の総社駅に近いほうが一番遠いんですよ。ここが2. 2キロメートル、それで新田が駒寄から2. 4キロメートルです。それで、あそこは上野原南部というんですか、南部が4. 5キロメートルです。船尾造園があるところですね、あれが4. 5キロメートルで、上野原南ですか、あそこは4. 2キロメートルですね。それで、まいたけセンターのところでは3. 1キロメートルです。

この間答えたのは、まだ遠いというのは、皆さんね、恐らく何となく勘で答えているんですよ。事務局と一緒にちょっとその距離を測ってくれやと言ったら、上野原の一番遠いところというのはドッグランのところ。あそこまでも子供いるかと言ったら、あの辺もいましたよということで、あの辺で4. 9キロメートルなんですよ。そうすると、一番遠いようでも、話聞いていると私はこっちのほうが遠いと思ったんですよ、上野原のほうが。こっちのほうが近いと思ったんですよ。希望があればこちらもどうですかという話をしたので、そういうふうにと考えると、もう全然上り坂でもあるし、距離も倍ぐらいあるんですよ。でも、皆さんの言っていることを聞いていると、知らない人はなるほどそうかなと思ってしまうかもしれない。でも、そうではない。実は、漆原よりもずっと遠いんですよ、こっちのほうが。だから、そういう皆さん言っていた前提も崩れる。

でも、今回は山間地というものも考慮して、それで距離も、それ以上言うつもりはないけれども、そこも考慮して実施の方向だというふうに回答していますので、それ以上は言いませんけれども、議会で質問が出たときというのは、やっぱりちゃんと調査して、そのときの間に合わせの言葉で、バスの生徒の降ろす場所もないなんて、さっき急に言われたからそれを言ったというような話なんだけれども、そうではなくて、誰が見たってすぐ裏にグラウンドがあって降ろせる場所があるし、こちらの上野原のほうだって前橋伊香保線と三国線の合わさったところですよ。あの辺で子供を降ろしているわけでしょう。あそこで降ろしているんですよ。あそこで降ろしてそれで歩かせているわけですから、学校まで行っていませんよね。あそこで降ろしてますよね。今まではそうですから、そうなんですよ。

そういうふうに思えば、そのときのその場しのぎで何とかごまかそうというようなことというのは、今後はもう改めてほしい。ちゃんとしっかりと検討してほしいというふうに思いますよ。それ以上、やるということですから、でも、これからもまだ給食の問題とか様々な問題がたくさんありますけれども、そして私がさっき質問したところ、これだけにとどまらず、公平ということについても、教育長のほうからそれなりに前向きな回答がありましたので、これもいいとします。そして、議会から直近でも8回要望したというのは、これも事実であります。

そして、私はこの質問するに当たって、あまりいいかげんなことも言えないものですか

ら、いわゆる教育基本法も調べてきました。教育基本法というのは、教育長をやっているんですから、教育基本法は基本中の基本ですから、これは憲法に由来して教育基本法もできているし、これを受けて、吉岡町には教育委員会会議規則規定もあって、どういうふうにして協議していますかとこの前も私が質問して、通学バスの無料化と、教育委員会で協議しましたかと言ったら、協議した結果やらないことになったというような話で、本当に教育委員会で協議したんですかと聞いたら、いや、実はしていませんと、教育委員会では協議していませんと。後になって、していませんでした、先ほどの回答ではすみませんでしたと、こういうことでいいわけでしょう。でも、このことはやっぱり大事なことで、皆さんがそういう、何というんですかね、軽率な回答をするもんだから、私のほうだってまたこんなものを再度調べなければならないことになるんですよ。私たちが言っていることは間違っているのかなと思って。

その中では、これは文部科学省が出している教育基本法の中の3章の教育行政という中では、地方公共団体はその地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとあるんです。この地域に応じた施策と、これをするに当たってはどうかと云ったら、地方公共団体というのは、どうするかしないかというものを決めるときというのは、必ず議会の議決が必要です、施策を行うというときは。だから、議会の中で、こういうものも受けて議会では、学校の給食の無料化であったり、バスの通学費の無料化というものを、執行部の皆さんに教育基本法にのっとり、議会の果たすべき役割というのは、議員はここに14人の人がいますけれども、この人たちもやっぱり住民の代表ですから、住民の代表からこういうふうにしてくれというお願いがあったら、それはやっぱりもう少し真摯に聞いて、教育基本法の理念にのりつつもそうですよね。それはやっぱり素直に聞いて、真剣に対応するということが大事だと思うんですよ。

この部分というのは、さりとて前にも言いましたけれども、教育委員会そのものが予算を持っているわけではなくて、やっぱり予算編成権というのは町長の専権事項ですから、教育基本法の中でもやっぱり教育長の権限とまたトップ、町長の権限というものも規定をされております。ですから、私はこういうふうに言って、教育委員会がそのとおりですねと言っても、今度予算づけをするのは町長のほうですから、町長のほうが首を振れば駄目なんですけれども、一連の今私がいろんなことを言いましたけれども、そういうことから見ると、やっぱり行政のほうにあまり真摯な対応でなかった部分もあると思うんですよ。

今後において、先ほども言いましたけれども、議会でもう8回もこれについては要望を出しているということもあって、これから改善していくという方法もあるんですけれども、今後においては、教育基本法等を捉えたり、町長は町長の責務等あるでしょう。議会は議

会としても、この中でうたわれております地方公共団体という中での議会との意見もあって、そこをうまく調和しながら行政を進めていくのが町長の仕事だと思うんですよ。これらを今私が述べましたけれども、これらを受けて今後の町長の考え方について、腹積もりというんですかね、町長の見解をお聞きしたいと思うんですけれどもいかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから自分の考え方はということで質問をいただいたわけですが、議会からの要望等につきましては、それこそ真摯にしっかりとその要望に対する回答書という形で議長宛てに提出をさせていただいているという、そういう思いでございます。それによって、執行部としては、議会に対するしっかりした状況を説明させていただいたというふうに理解をさせていただいております。

また、今後のいろんな事業等につきましては、その中でもできること、できないこと、いろいろ検討しながら事業については進めていけたらと思っているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 教育長、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まず最初に、距離の話を、今小池議員がされたところについて、1点だけちょっと私の意図を追加させていただきたいんですけれども、上野原地区も3、何キロメートルのお子さんもいるし、もっと遠いお子さんもいます。一番近いところにお住まいのところ、駒寄の2地区よりも近いところがあるということの前提で話をさせていただきました。そこはちょっと私の表現が誤解を招くところもあったと思うんですけれども、確かに遠いところにお住まいの子がたくさんいるということもあったし、一番近場のところは駒寄よりもちょっと近いというお子さんがいるので、12月議会までの私の答弁がこのようなになったというところだけちょっと追加させていただきます。

議会との関係なんですけれども、教育基本法で、地方公共団体がその地域に応じて施策をしっかりと整える、それは教育委員会も含めた役割だということで、そこには議会も当然あるわけで、議員の皆さんの要望をしっかりと受け止めながら、そして教育委員会は教育委員会で議論をそれについてしっかりと、教育行政の方針を決めて、またそれを議会に説明責任を果たしていくと。この流れはやはりとても重要なことだというふうに思いますので、そこはしっかりとこれからも努めていきたいというふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、ほかにもありましたけれども、先ほど言いました教育行政については様々な問題がありまして、やっぱりスクールバスの無償化という中には、出しておきましたけれども貧困問題があるとか、障害者差別とか、ヤングケアラーというこういう問題もありますよね。これらについては、教育委員会として今も取り組んでいるでしょうけれども、これらについて解決していくということなんでしょうけれども、今年度皆さんがやっていこうと、取り組まなければならないという、何というんですかね、皆さんの腹積もりといたしますか、見えてこないですよ。だから、聞く場がないと皆さんも答えませんから、そういう部分について、ヤングケアラー問題というのは教育委員会だけの問題ではありませんけれども、これについては教育委員会も含めた行政としてはどのように考えていますか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員のほうからヤングケアラーの質問をいただきましたけれども、それも含めて町の行政的なものという解釈ができると思うんですけれども、今回の通告にありませんので、その点について議長にお願いしたいと思います。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私、議会から直近でも8回要望していますけれども、これらについてどのように考えていますかということで、公平と言ってしまうと、貧困問題だとか、障害者問題、ヤングケアラー問題は解決しないんじゃないでしょうか。うたっているんですよ。そういうふうに言われると、これからは全てをここのところにして書くんだよという話になってしまうんですよ。ここで引き合いに出してこれを言っているんですから、これについてはこう考えていると言えばそれだけで済むことでしょう。全く架空なもので、ないわけではなくて、これはちゃんと入っていますから、貧困問題とか、ヤングケアラー問題とか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いろいろな問題、それぞれあるかと思います。それぞれの問題につきましては、状況に応じて対応していきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 私は、スクールバスの無償化という中で、確かにスクールバスなんですけれども、こういうことがあると、これは無償化と、その場合にはここにあるように、12月の定例会の回答等という中で、その辺もみんな議論しているんですよ。それで調査しなければ答えられないというものであれば、それはそれとしておきますよ。でも、調査するとか、何とかしなければ答えられないという問題ではないと思うんですよ、この程度のことというのは。子育てをするなら吉岡町であるとか、町の総合計画の中にも入っているわけですから、だから、このようなものには今後、教育委員会とか町長部局ですけれども、どのように対応していくのかと。一々細かく出しておかなければ答えられないというんではなくて、例えばにして出していたにしても、答えられない問題ではないでしょう。社会問題ですから、できる範囲でいいですからお答えください。

議長（廣嶋 隆君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私は、学校教育を担う立場から、貧困問題と障害者差別、ヤングケアラーの問題について答えさせていただきます。

まず、貧困問題につきましては、困っている方にしっかりと手を差し伸べて、そういう制度を使って全ての子供たちが自立できる力をしっかり学校教育で担っていくというところに重点を置くことがとても大事なことではないかなというふうに思います。困っている家庭やお父さんが学校に通うのに困難が生じるということはあってはならないというふうに思っておりますので、そこがやっぱり原点かなというふうに思います。

また、障害者差別につきましては、これは差別は、いじめの問題もあったり、それぞれ障害といっても非常に広うございます。また、障害があるなしにかかわらず多様な子供たちが学校に通っておりますので、全ての子供たちが自分の力を発揮して学べる環境を学校はつくる必要がありますし、多様な子がいるということを前提にして学校教育は行っていないかなくてはならないだろうと思います。また、子供たちには、差別は絶対あってはならないという、直接的な差別をしてはいけないという指導もしていく必要があると思います。

ヤングケアラー問題につきましては、やっぱり学校の先生方はふだん子供たちの様子を見ています。また、1人1台端末を使って困っていることがあればいつでもそこで訴えることができる、また毎日の状況を先生が把握する、そういう体制を整えながら、学校現場では学校現場での様子を通じて、困っている子供たちにしっかり目を向けていくということもこれも原点に置きながら、学校教育を進めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

私は、先ほど公平、公平と言ってしまえば、貧困問題、障害者差別、ヤングケアラー問題は解決しないのではないのでしょうかという小池議員の質問に対しまして、直接そこに触

れなかった理由につきましては、やはり公平、公平と言ってしまっていた私について、どうしてそういう公平という言葉を用いてこの通学バスの無料化を言っているのかというところに一番の重きを置いて質問されているというふうに思いましたので、先ほどのような答弁をさせていただいたところですし、小池議員の質問の意図をそのように捉えさせていただきますところでもあります。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、学校給食の無料化についてお尋ねをいたします。

全県的に無料化が進んでいます。新年度から実施するとの報道が多く見かけられますが、調査していますか。していればその結果を、する予定のない市町村が分かればお示しをしていただきたい。隣の榛東村でも来年度、今年の4月から実施となる。早い対応が求められておりますけれども、いかがですか。

昨年12月の議会では、一定の負担を求めていきたいというのがこれまでの回答です。県内でただ一つ未実施になっても、その考えをしていくつもりでしょうか。これについての回答を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 県内市町村における学校給食費に関する動向は、日々新聞報道などの情報を注視しております。また、町の教育委員会でも、県教育委員会事務局からの資料提供などにより情報収集を行っております。

その群馬県が公表している資料によりますと、令和6年2月1日現在、給食費の全額助成を実施している自治体は21市町村です。うち2つの自治体は、国の臨時交付金を活用し、令和5年度限りとなっております。次に、吉岡町のように条件つきであったり、一部助成を実施している自治体は13市町村であります。そして、未実施の自治体が1団体となっております。また、昨年末から今年に入ってから新聞報道によりますと、沼田市と榛東村が令和6年度から給食費の無償化、全額助成を予定しているとのことでもあります。

これら県の教育委員会と事務局が公表している資料、そして新聞報道などの情報からですが、令和6年度当初から給食費の無償化、いわゆる全額補助を予定していない市町村は、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、富岡市、安中市、川場村、みなかみ町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、そして吉岡町の14市町村となります。

それと、次の2つ目の榛東村でも来年度から実施と、早い対応が求められるはずだという質問でございますが、吉岡町ではこれまでも増加する児童生徒の教育環境を整備するため様々な事業を実施しており、令和6年度当初予算においても、教育関連では吉岡中や駒

寄小の校庭拡張事業など多額の経費を計上させていただいております。

そのような中、令和6年度からは学校給食費の第3子以降分を無料化する制度の対象範囲を拡充することにより、さらなる多子世帯における保護者負担の軽減を図ってまいります。また、1人当たり年間1万450円の学校給食費の支援や、物価高騰に伴う食材費の一般財源での措置につきましては、引き続き実施してまいります。しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。給食費については、保護者負担の軽減についても考慮しつつ、今後も一定の負担を求めていきたいと考えております。

また、一つ残ってもという質問でございますけれども、現状においては、県内ただ一つ未実施になったからといって、給食費の無償化を実施するとかしないとかを言及することはできません。今後も第6次総合計画に沿った町政運営を推進しながら、財政状況などをよく勘案した中で対応していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、町の第6次総合計画の中でも、吉岡町が教育の充実と、そしてまた住みたくなるまちというようなことを掲げているんですけれども、圧倒的にもう給食費が無料化になるという中で、住みたくなる町には私はならないと思うんですよ。回答を聞いていると、みんなどこの市町村でもその自治体自治体によってそれぞれの課題を抱えていると思うんですよね。しかし、今の子育て支援という側面からして、学校給食の無償化をしていると思うんです。やっぱり優先順位が高いことだと思うんですよ。私は優先順位が本当に高いと思っているんですよ。町長は優先順位というのは、学校給食の無料化というのは町長の考えの中ではとても低いほうというふうに私たちは受け止めてよろしいんですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 以前からお答えさせていただいているように、吉岡町は今後も県内唯一の人口増加の町として、児童生徒の増加が見込まれる現状は変わりません。保護者負担の増加につながることをないよう保護者の負担軽減についても考慮しつつ、今後も一部の一定の負担を求めさせていただきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 何そんなにかたくなに拒むんだか、私はちょっと理解できないんですよ。国からの臨時調整交付金が来ても、これは玉村町でしたか、限定的にそれを使って無償化を進めたと。しかし、やっぱり保護者からの要望もあって、4月からまた完全実施に決め

たという報道がありました。前橋市のことを出しましたけれども、前橋市は前の山本市長も選挙に当たっては給食費の無料化を言っていました。そして、小川新市長も給食費の完全無償化、これを公約に掲げていました。これはもう近いうちに、山本さんではなくて市長が替わったことによって、6月までに一般会計予算の組替えを行うという中で恐らく実施されるということになると思います。見渡しますと、渋川市はもう十数年前からやっていますし、お隣の榛東村も無償化になる、前橋市も無償化になる。周りがみんなぐるっと無償化になって、それが吉岡だけにならないと。いろいろ考えると無償化にできないんだというんですけれども、町長、もうそろそろ踏み切る時期なんではないですかね。

ほかにもどこの市町村もそうですよ。でも、町長、漆原総社線だって本当に緊急性があるのかな、どうかなと。あそこの道路を開けて、聞いていれば信号もつけられるのか、つけられないのか分からないと。あんまり緊急性も感じられないところにお金を使えば、それは使うべきところにお金は回りませんよ。でも、みんなが喜ぶことをするということがやっぱり政治ではないですか。何を優先するか、何を後回しにするかと、それはやっぱり長の裁量ですよ。そして、議会でも、これは前から言っているんですけれども、直近で8回、給食費の無料化を求めているんですよ。議会が求めているんですよ。もう周りがこうなってきたんだから、もう町長、そろそろいいんじゃないですか、踏み切っても。いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会の求めに対しましては、先ほども申しあげましたように、議長宛てに回答を出させていただいているところでございます。また、漆原総社線につきましては、駒寄小学校周辺の子供の安全を最優先させていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

また、前橋市さん、また榛東さんが給食費の無償化に動き始めているという話は伺っております。それはいわゆるお二方は選挙公約としてそれを掲げて進めております。そういったことで、そういう中においても前橋市の新市長さんにつきましては、市長さんになってからまたやりたいが、財政的に見直しが必要だと述べて軽減負担にとどめたいという、そんな記事も新聞報道では出ております。そういった中で、町としても県内自治体の多くが無償化されている状況は自分も承知しているところでございます。先ほども申しあげましたように、吉岡町は状況が県内唯一の人口増加の町という、状況が違います。吉岡町の将来を考えていくときに、町の状況等を含め、やはり今ではないと自分は思っているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番(小池春雄君) 町長、言っていることにすごく矛盾があるんですけども、この間は高齢者の敬老祝金を長寿祝金に変えると言ったんですね。私はそのまま80歳、85歳の対象でいいのではないかと言ったら、いや、周りはもうみんな88歳からしていますよと。都合のいいときは周りがやっているからと言って、都合が悪くなると今度は周りのことは度外視してしまうんだよね。何かそれはちょっと変ではないですか。周りでやっているんだからそろそろうちもと。だって、長寿祝金がそうではないですか。周りがもうみんなこういうふうになっているから、うちも周りに合わせますよと。学校給食も周りがもうみんな始めたから、もうそろそろうちも無料でいいのではないかと。町長にとって都合のいいものと悪いもの、周りを参考にしたり周りをはじいたりしてしまうんですけども、その尺度というのはどこにあるんですか。何なんですか。これが全然分からないんですけども、その辺もちょっと説得力のある回答をしていただきたいんですけどもどうですか。

議長(廣嶋 隆君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町長(柴崎徳一郎君) いろんな事業をやっていく中に、周辺自治体の状況というのは当然参考にしていくかと思います。ただ、実施していく中においては、町で協議した中で進めている。長寿祝金につきましても、周りがやっているからそういうふうにしたというんではありません。町として、町の状況を考慮した中で、その事業費をほかに振り替えるものはないかとか、いろんな協議をした中で進めているところでございます。

議長(廣嶋 隆君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番(小池春雄君) でも、この間の私の回答にはそういうふうに言っていましたよ。職員が言った回答だって、それは町長が違うと言えばそれは違うんですけども、町長は職員が回答したことを黙っていれば、それは町長の考えということになるんですよ。先ほどから限られた予算と言うんですけども、確かに限られていますよ。しかし、その町のやっぱり特徴というんですかね。いろんな部分で町の総合計画の中でも、やっぱり住み続けたい町であるとか、充実した教育環境とか、いろいろ書いてありますよ。でも、どこからどう見てもやっぱり吉岡町が劣っている部分というのは今そこだけなんです。何とか通学バスのほうは改善しそうなので、あと給食費が改善されれば、本当に私が見ても、私たちがよその町村へ行っても胸を張れる町になるんですよ。今だとやっぱり胸を張れない。

議会って何しているんだよと、いや、やっている、町に要望しているんだけど全然ちっとも聞いてくれないんだと言うだけで、じゃあ、議会に力がないんだねという話なんです。そのときは、議会の意見というものを町長が聞き入れないんだよねという話なん

ですよ。もう8回出ているんですよ、直近だけで出ているんですよ。それもやはりかたくなに拒むというのが今の町長の姿勢なんですよ。いろんな理屈をつけて、理屈はつけようですよ。でも、やろうと思えばやれるんですよ。執行権者は町長、あなたなんですから、あなたがやると言えば、どうしても俺がやるんだと言えば、ほかのものを置いたってこれはできるんですよ。だから、私はなぜだか分からないんですよ。ほかのこともやらなくてはならないことがあると。でも、優先順位を考えたらこちらでしょうと。後からになったって、今学校へ行っている子供たちというのは、また保護者も子供が巣立ってしまった後というよりも、やっぱり今が大事なんですよ。今なんですよ。

そういうふうに考えたら、やっぱりできるときに早く手を打つというのが今あるべき政治の姿ではないですか。それとか、いろんな国からの地方創生、何というんですかね、交付金が来ますよね。取りあえず来たら、それを3月でも半年でも充ててみようということから始めた市町村ってあるわけではないですか。やったらどうですか。そのお金はほかのところに回さなかったからといったって、誰もこれを怒りはしないと思うんですよ。目に見えたものであればそこに使われたんだというのが分かりますけれども、そうではないと分からない、分かりにくい。次にそういうものが来たら、臨時会でも開いて、そこからでもスタートしようという考えはございませんか。

議 長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員が今でしょうという話ですけども、私は今ではないというふうに考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 何度言っても町長の考えは変わらないようですので、今ではないと、いつだか知らないですけどもね。恐らく町長の任期もあるでしょうから、町長の任期が終わって次の町長がなった頃の話になるんですかね。今のあなたには全く望めないというふうに私は思います。本当に私は思うんですよ、町長は何がしたくて町長になったのかなって。その程度のことができなければ、皆さんの要望が聞けないようだったら、町長、あなたが町長をやっている価値なんかどこにもないですよ。全くない。皆さんの要望に応えるというのがやっぱり、施策を打つというのがやっぱり町長の仕事ですよ。強く求めます。

それから、3点目ですけども、4点目も出したけれども、3点目だけでもう時間になってしまいそうなんですけれども、これも12月議会におきまして吉岡と榛東、時には渋川を含めることもありますけれども、同じ北群馬ということで吉岡、榛東、2つの町村があるわけですけども、それぞれ何か考えられないかということで出しておきました。前

回では、道の駅ではなくて農産物の直売所であるとか、いろいろなものを共同でできるものも考えればもっとももっとたくさんあって、ふるさと納税なんかにも活用できるのではないかというふうに言って、ぜひそれぞれの課で考えてくれと。また、次の議会に聞きますからというふうに出しておいたので、限られた時間でありませけれども、その中でこんなことだったら両町村で連携してできるというものがあったらお示ししていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、北群馬郡の一部として、榛東村とは様々な場面で協調を図りながら現在に至っております。吉岡町としては、この協調的な姿勢をこれからも維持し続けることが両町村にとって有益だと認識しております。

榛東村とは、以前から可能な限りの情報を共有し、様々な事業に取り組んでまいりました。実際、榛東村だけではなくて渋川市も含めて実施した事業も多数あり、近隣の市町村と連携することで、県に対しての規模のメリットを示し、事業はスムーズに進行した事例もあります。一つの町だけでは達成できないこと、また、影響力の強い事例も増えると予想されますので、引き続き榛東村との協力は重要な要素となります。町民にとって有益な分野でどのように協力すべきか、検討し続けていければと考えております。

なお、取組については、各課担当課長のほうから答弁をさせます。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 企画財政課部門ですが、ご指摘のとおりふるさと納税については、共通の地場産商品であれば可能というようなことが総務省のほうからも出ていますので、この辺については現状、制度上の確認を行っているということになります。それと、あともう一つ、公共交通の部分については、現状も渋川、榛東、吉岡で行っているところですが、地域コミュニティー的な移動等、そういったところでも協力ができるのではないかというようなことで、内部のほうで調整をしています。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 建設課では、既に取り組んでおります事業になりますけれども、榛東村とは主に行政会に設置をされた橋梁等の点検や維持補修等について相互協力をしているところでございます。具体的には上野田地内、滝沢橋や陣場地内、御所橋等の榛東村との行政会に架橋された橋梁に関する修繕や点検について、境界に架橋する橋梁に関する基本協定

等を締結しており、相互協力をしておる状況です。

また、渋川市とも既に渋川市及び吉岡町の地域連携に関する協定書を締結しており、現在、渋川市市道と小倉地内の町道庚申塚5号線の地域連携によります道路改良事業を進めておるところです。

今後につきましても、道路等インフラ整備で有益な相互協力が可能な事業がございましたら、積極的に検討してまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会では、令和3年度から今年度まで、渋川市、榛東村、吉岡町、3市町村合同で渋川工業高校と協力して、夏休みに小中学生向けのプログラミング講座を実施いたしました。令和6年度につきましても、現在のところ予定はございませんが、今後も3市町村が連携し、各種講座などを通じて子供たちの交流を深めていければと考えております。

また、こちらは今後の可能性といたしましては、吉岡町で来年度から不登校児童生徒の居場所として創設を予定しております不登校児童生徒教育支援センター「ひばりの家」につきましても、開設してからの様子にもよりませんが、榛東村等の児童生徒も受け入れることも視野に入れております。

議長（廣嶋 隆君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 産業観光の部門につきましては、今年度、榛東村との共同イベント、榛東村と吉岡町、また榛東村商工会、吉岡町商工会の後援をいただいて合同イベントのほうを開催させていただいております。初めてのイベントでして、やってみた中で課題等も見えてまいりましたが、来年度についても共同のイベントをまた実施したいということで協議をさせていただいているところでございます。

議長（廣嶋 隆君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 健康子育て課では、渋川市等と共同で赤ちゃんの駅お出かけマップやファミリーサポートセンターの運営をすることで、会員の確保、財政負担の軽減などを行っております。健康や子育て支援等を行う上で共同実施したほうがメリットが高いことが考えられる場合、事業によっては医師会等も含め連携協力していきたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 上下水道課では、災害時や水道施設の事故など、緊急時に水道水を確保するため、榛東村との水道管の相互連絡管設置に向けた意見交換及び協議を行っております。町では、渋川市と前橋市とは既に相互連絡管をつないでおり、協定も締結しております。いまだ水道管を連結していない榛東村との相互連絡管設置に向けて、具体的な接続箇所について検討、協議を行っております。内容としては、相互連絡管設置の可能性が高い箇所について、水道の配管図や住宅地図を用いて検討を行い、水圧や重機個数などの課題を整理しております。現在も榛東村との水道管の相互連絡管設置に向けた協議を継続しております。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、今後におきましても、いわゆる担当課というんですかね、相手もあることですが、そちらとも協議しながら進めるということも大事だと思いますので、榛東村との職員同士の協議の場というようなものをぜひとも設置していきたいということをお願いしまして、終わります。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

議長（廣嶋 隆君） 11番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔11番 坂田一広君登壇〕

11番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

町の今後の事業（インフラ、施設等）について伺います。

町の財政状況を踏まえた今後の事業展開（インフラ、施設等整備）についてを伺うものであります。まず、第1点目、これは前回の一般質問に引き続き、町の事業をどのように展開していくかというものを伺うつもりです。前回できなかった部分に加えまして、前回の答弁の中で若干気になった点を再度質問するものであります。

まず、水道事業についてであります。

水道事業につきましては、財政状況を見ますと、一般会計からの繰入れに依存している依存度が大変に低いというようなこと、また大規模な工事につきましても、今やっている上野原浄水場、そして近いうちにやるであろう小倉の第1浄水場、また長期的な視野とい

う部分では老朽管の布設替えということでありましたけれども、これにつきましても国庫補助を受けて先が見えたかなという気がいたします。

私が1期目のときは、この老朽管の布設替えというのは二十数キロメートル残っておりまして、毎年質問される議員さんがいたわけでありましてけれども、全然先が見えない、40年、50年たっても布設替えできないのではないかという状況でありましたけれども、ここ数年来、国庫補助を受けられまして、ようやく数年後には完成するかなと、布設替え完成かなということで、あまり問題はない、細かく見ていけばあるんですけども、大まかな問題については大体クリアできているかなという気がいたします。そんな中で、最近の問題について1点ばかり伺うものであります。

水道事業は、水道法第1条によると、水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行い、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富で低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としています。言い換えれば、安心・安全な水を廉価で安定的に供給し続けることが水道事業者としては第一に心がけるべきことであると考えられます。

しかしながら、このところ水源や水道水に有機フッ素化合物の総称であるPFAS、このPFASと呼ばれるものの代表的なものにPFOA、PFOSといったものがあるようであります。これが検出されるというニュースを耳にするわけであります。PFASの中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、そのような物質は撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されているところがあります。

PFOS、PFOAには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という特質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に多く残留しています。そして、仮に環境への排出が継続する場合には、分解が遅いため地球規模で環境中にさらに蓄積されていくわけであり、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されておるところでございます。

このPFASについては、2019年からは東京多摩地区の浄水場が相次いで稼働を停止する、愛知県豊山町では豊山配水場の地下水から国の基準値の3倍のPFASが検出され、2年前から配水が停止される。また、昨年11月23日付のネットニュースの記事でも、岡山県吉備中央町の浄水場からも高濃度のPFASが検出され、町が健康影響調査の説明会を開いたなどなど、PFASに関するニュースを耳にするところでもあります。

町の水道水の現状というのはどのようになっているか伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 坂田議員から、今後の町の事業（インフラ、施設等）について質問いただきました。

答弁の前に、お願いが坂田議員にございます。今回の質問書について、一昨日、月曜日の夕方、私の手元に届きました。毎回議員の皆さんからの質問には誠心誠意をもってお答えしたいと、管理職はじめ執行サイドでは、平常業務に組み入れながらも時間外、休日等多くの時間を費やし、資料点検や打合せ等、事前準備を整え、当日の議員方の一般質問に臨んでいる次第でございます。当然、議会が始まれば、終日本会議にも出席させていただいているところであります。

それが、議会が開会して4日目、本会議開催中に頂いた質問書では、質問要旨の内容確認、真意読み解き、そして資料等の点検確認の準備等、時間不足は否めません。本会議後の夜間に作業を集中することになります。多くの議員さん方は、職員への思いやりを持って開会前には用意していただいております。今後は、時代に即した職員らの働き方改革に深いご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

それではまず、水道事業においてですが、議員のご指摘のとおり、全国各地でPFAS（有機フッ素化合物）が地下水や河川などから検出され、飲み水に影響を及ぼす事例が報道されております。

町の水道水は、水道法で義務づけられている検査項目及び水質管理上必要と判断した項目について、毎月実施しております。この水質検査項目にPFASは含まれておりません。しかしながら、国・厚生労働省から昨年10月に「PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について」の通知を受け、町ではPFASの水質検査を昨年12月13日に実施したところであります。結果としては、PFASの数値は検出されず、異常はございませんでした。今後も、安全で良質な水を安定供給する取組をしていきたいと考えております。

議 長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） このPFASの問題につきましては、この問題が報道され始めたときは、東京多摩地区であるとか、こういったところというのは特定の施設が近くにある場合で、吉岡町は該当しないから特にこの問題を質問等で取り上げなくていいのかなというふうに思っておったわけでありまして。ところが、岡山県吉備中央町の場合は、例えば東京多摩地区であったり愛知県豊山町のように、そういった特定の施設がないにもかかわらず検出されてしまった。原因というのは、近くにあった資材置場に積まれていた資材に高濃度のPFASが残留していたというところであるようでありましてけれども、そうなってきますと、我が吉岡町でもこのような事態というのは起こり得るかなという気がいたします。

今回、そういった厚生労働省のほうの通知をもって調査し、P F A Sは検出されなかったというようなことでありますけれども、吉備中央町のような問題を考えますと、1回だけの検査でこの問題をクリアしたから吉岡町は大丈夫なんだというようなことはできないのかなという気がします。これについて定期的な検査のおつもりというのはあるのかどうか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 水質の基準の項目につきましては、現在厚生労働省のほうで協議をしております、水道水質基準に格上げされる可能性があるとの情報を得ております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 現在のは暫定的な基準値ということで、調査で特に問題ないというような発言であったと思います。これは例えばいつぐらいになるかというのは分かっているんですか。それとも、未定だけれども、近いうちになる可能性が高いというまだレベルなんでしょうか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 3月1日に水道技術講習会というのが県の主催で会議がございまして、その会議の中の一つとして、P F A Sの基準が今後項目として上がる可能性が高いという情報でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。下水道事業について伺うものであります。

下水道事業につきましても、財政状況を考えますと10年概成ということで、この前、2月の末に報告会の中でこの10年概成に伴う今後の事業ということで説明がありました。これを質問しようと思ったんですけれども、先にこの説明があったものでどうしようかと思っただけでありますけれども、下水道事業につきましては、水道事業と異なりまして、一般会計に対する依存度が極めて高い状態と。企業会計の経営状況から見たら極めて不健全な状態と言うことはできるんですが、ただ数年前まではこれが特別会計だったという経緯があって、国の方針によってこれを企業会計に変えなさいよと。まだ、それから数年しかたっていないと。これから十分いろんな面からの議論が必要かなという部分はあるかと思えます。

ただ、一般会計に対する依存度の高さというのは、吉岡町独自のというか、吉岡町だけ

の問題ではなくて、日本全国どこでも下水道関係につきましても、一般会計の依存度が高い状況で、とりわけ吉岡町が駄目なんだということにはならない。だけれども将来的にはこの部分を考えていかなければならないと、そういう問題意識でおります。そういった財政状況を踏まえながら、10年概成と今後の事業について伺うものであります。

平成26年1月30日付の国交省、農水省、環境省による通知「持続的な処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」によると、令和8年度までに汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、合併処理槽）の概成を目指した各種汚水処理施設の整備内容等を示すアクションプランを策定するものとしております。吉岡町においては、令和4年度末において汚水処理人口普及率が95.78%で、概成の段階であるとの説明がありました。

今後予定されている事業の大きなものとして、農業集落排水の公共下水への接続が上げられております。農業集落排水は国庫補助を受けた事業であり、目的外の利用をする場合には財産処分の手続きをし、減価償却の済んでいない部分については国庫に返納するか、または目的外であっても特定の用途であれば返納せずともよいということでありました。その例として、さきの2月末の説明では、防災用の備蓄倉庫などに転用したいというようなお話も少しありました。

そこで、まず国庫への返納を免れる転用例、この前は備蓄倉庫などを挙げられていたわけでありましてけれども、そのほかにもどのような転用例が国庫への返納というのをしなくてもよい転用方法なのか、その点を伺いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） ご質問の統合により廃止される農業集落排水施設の転用例としては、汚水処理関連施設として中継ポンプ施設、防災関連施設、そして農村公園管理資材置場、また、地域資源情報施設として文化財保存施設などがございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 私も、本当にもう8年くらい前ですかね、当時産業建設委員会というところに所属しておりましたところ、当時の上下水道課長から10年概成というお話が委員会でありまして、そういった事業の流れとして農業集落排水を順次、公共下水に接続するんだよなどというお話を伺いまして、委員会としても長野県のほうの先進的なというか、先に農業集落排水を公共下水に接続したような自治体を視察した記憶があります。その際に、転用の例として備蓄倉庫にそれぞれ処理施設については転用されているというのを実際に見てきました。また、あとはちょっとした地域の寄り合いの場としても使われているなん

ていうふうに説明を受けました。

そんな中で我が吉岡町におきましては、汚水処理施設プラスアルファ炭化処理施設があるわけですね。結局、造ったけれども本格稼働をせずに恐らくその役割を終えるであろうこの炭化処理施設というのは、相当床面積も広く、これをどのように転用していく方向なのか、その方向性について伺いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 公共下水道に接続後の上野田、北下南下、小倉の各施設及び炭化処理施設は、災害が発生した場合に備え、施設の有効利用を図るため、災害対策用備蓄倉庫兼避難スペースとして活用する計画です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 災害備蓄用倉庫として利用するという方向で、では炭化処理施設についても相当床面積あるけれども、あそこにいろいろな災害用のものを保存するような形で今のところはいくという考えでよろしいんですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 現段階では、備蓄倉庫兼避難スペースとして考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 前の議員さんの山崎議員でしたか、集会施設等がなかなか耐震が進まないというようなことで、それぞれ自治会持ちであるというようなことで、私も地元の集会施設に関しては木造モルタル造りでもう築50年ぐらいたって、そこに避難はできないなどというふうに思っております。そういったことで避難施設としても使うということで、近くに住んでいる者としてはちょっと安心ができるかと思えます。

この決定の仕方というか、地域の皆さんにはどのようにお知らせしていくんですかね。避難施設というか、決め方なんですけれども、特に地域の意向とか、例えば上野田や小倉、南下、それぞれ地域の人が接続してあそこの処理場というのは成り立っているわけですが、そういった方々に対するお話というのはないんですか。

議長（廣嶋 隆君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） ご指摘のとおり、農業集落排水事業につきましては、各地域で維持管理的な組合がございました。それは今現在はもう解散して、ございません。ご指摘の地元

への周知に関しましては、当時計画をしたときに地元との協議はしております。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。公園に係る施策について伺います。

町長の公園整備に係る基本的な見解についてということで、令和4年第2回の私の一般質問と重複するところでもありますけれども、町長の公園整備に関する基本的な見解について伺うものであります。繰り返しになりますけれども、本町には一般的な公園のほか、運動場、自然公園など特定の目的を持った公園があり、マスタープランが改定されたのが平成28年で、平成28年現在の状況でありますけれども、これはマスタープランの記載ですので平成28年の状況でありますけれども、（仮称）南下防災公園が整備中、八幡山公園が拡張整備中であると。都市公園等面積は全国で1人当たり約10.1平方メートル、群馬県では1人当たり13.4平方メートルであるのに対し、吉岡町は公園等の面積1人当たりは4.2平方メートルと少ない状況ですとマスタープランには記されております。改めて、町長の公園整備に係る基本的な見解を伺うものであります。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 1人当たりの公園面積につきましては、令和元年度に完成しております城山みはらし公園の整備もあり、現在の総合計画では1人当たり5.7平米となっておりますけれども、住民ニーズを反映した十分な公園整備と言えるものではございません。

町の公園整備の基本的な考え方としましては、第6次吉岡町総合計画及び都市計画マスタープランの基本方針に沿った、町民が求める利用しやすい公園づくりに向けて、整備・検討を進めてまいりたいと考えております。

現在は、城山みはらし公園が完成し、今後は基幹的な公園整備として、八幡山公園の拡張整備、午王頭川親水公園の整備・検討を進めていくこととなります。

また、住民ニーズの高い身近な公園につきましては、利用者や地域の特性を洗い出し、自治会などのご意見をいただきながら、整備効果の高い施設の適地と整備の検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、マスタープランにつきましては、進捗状況の点検も行っております。社会情勢の変化や地域の特性、住民ニーズの変化等を考慮しながら適宜見直しを図り、公園整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 今、答弁の中にあつた午王頭川親水公園の進捗状況について伺います。総合計画にもこれはのっておるわけでありませうけれども、どのようなスケジュールで行うのか伺います。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在の進捗状況でございますけれども、関係地権者様との調整が進んでおらず、事業につきましては中断をしている状況でございます。

第6次吉岡町総合計画・前期計画におきましては、住環境・公園等の維持・確保の取組目標として、（仮称）午王頭川親水公園の整備は継続して調査を進める事業と記載しております。実現に向けては、地元や地権者様のご理解、ご協力が不可欠となりますので、今後も連絡を絶やさず、継続して調査・調整を行う考えであります。

なお、本事業につきましては、一級河川午王頭川周辺の公園整備でございますので、河川管理者でございます県渋川土木事務所とは随時、現在の状況についても協議を図っておるところです。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 取りあえず、これはもう8年以上前にこの話が持ち上がって、今は中断中ということで理解しました。進む見込みもないですかね。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 先ほども申し上げたとおり地権者様との調整等がございますので、進捗状況によってとなります。

以上です。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） では、次、八幡山公園拡張計画について伺います。

まず、第1点目として、策定済みの計画等の概要についてということで、見直しというのが現町長から打ち出されて以来、基本構想等々、いろいろ予算が数百万円はかけられていると思いますけれども、議会は通っているだけけれども、議会は可決して決算書にも載ってきているわけなんですけれども、その概要というのは全く我々には知らされておられません。なので、この拡張計画の見直しについて、どうこう全く意見を持ってない段階なわけです。予算は執行済みなのにもかかわらず議会には説明がないと、この概要について説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、概要説明ができなかったことに関しましては、この場を借りておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

ご質問の昨年度の基本構想においては、八幡山グラウンドを含む周辺区域において、周辺町道、既存住宅、社会体育館及び吉岡中学校グラウンドに至る西部から北部ゾーンの未開発エリアまでを緑地運動公園整備が可能な区域として、施設利用計画を想定したものであります。概要的には、既設の運動場に主要施設の400メートルトラックを配置し、その中にサッカー場1面、また、隣接箇所には球技等が行えるサブグラウンドを配置した種目別運動施設の利用計画であります。

また、今年度に入って、補正予算で基本計画の策定支援業務という形で予算をいただいております。そちらにつきましては、まず町民からの要望が高い400メートルトラックとサッカー場の整備を優先し、周辺施設や隣接地を考慮した必要最小限の現状変更により、コスト面においても実現性を高めた基本計画策定に反映するための支援業務となります。

現在策定中の基本策定支援業務は、今年度末の工期となっておりますので、業務完成後早い時期に、概要等につきましては、議員の皆様丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。また、自治会やスポーツ協会の関係者の皆様にも概要について説明をさせていただき、今後基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 次の質問に移ります。野球場について伺います。

前町長の時代の複合型グラウンド、以下、前計画といいますけれども、において200メートルトラック、サッカー場、野球場があったわけでありまして。この複合型グラウンドの構成につきましても、学校関係者とスポーツ関係者等々を含めた40名ほどの協議の中で、最善とは言えないまでも次善ぐらいの形で、200メートルトラックとサッカー場と野球場は必要だろうという議論がなされてあの形になったわけでありまして。ところが、今この話を聞いておられますと、野球場がどこかへ行ってしまったと。八幡山グラウンドに関しましては、総合運動場施設という側面に加えて、中学校のサブグラウンド的な役割もあるわけでありまして。そういったことで、野球場が現計画から、見直し後の計画ですけれども、ここから外れた理由について説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今現在動いている計画でございますが、令和元年に出された請

願、こちらの請願がやはり吉岡中学校のPTA、駒小PTA、明小PTAの会長、それとあとスポーツ協会の会長、自治会連合会の会長から出された請願がございました。そちらは、議員もご存じのとおりこの場で採択をされたわけでございます。そんな中、町民からの要望も高い令和元年に採択された請願の内容を重視した400メートルトラックとサッカー場の整備を優先し、検討した結果、野球場を配置することは非常にスペース的に厳しいものとなっております。

また、先ほど説明させていただきましたけれども、昨年度の基本構想では、現状の八幡山グラウンドを含む周辺区域、こちらは町有地以外のエリアまで想定したとしても、400メートルトラックとサッカー場を配置した場合、エリア的な制限から、野球場ではなく球技等が行えるサブグラウンドを配置するものとなってしまいました。

今後、計画を進めていく中では、野球グラウンドにつきましては、既存の町民グラウンド及び河川敷の野球グラウンドにおいて、利用しやすいような施設のための整備も併せて考えていきたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そういたしますと、現在も八幡山グラウンドで野球大会等開かれていますと思うんですけども、新たに整備し直されると、もうあそこでは野球は取りあえずできなくなってしまうということよろしいんですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） やはり請願の内容を重視した形での計画を進めるという形になりますと、野球場のスペースは厳しいと認識しております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。八幡山グラウンド拡張関連の予算について伺うものであります。

これは前回の質問と重複するんですけども、ちょっと私の聞き方が悪かったせいもありまして、期待する答弁ではなかったわけなので、もう一度質問します。前町長の時代の前計画から現町長の見直しの方針に基づく現計画までにかかった費用はどれくらいか。基本設計・調査費等、用地取得・工事費等、前計画、現計画について比較するため、それぞれ分けて伺いたいと思っております。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 平成25年の用地調査業務、こちらからスタートしておりますから、令和5年度9月議会で予算計上し、現在策定しております八幡山グラウンド基本計画策定支援業務委託まで、およそ11年間の金額について、基本設計や調査費等に要した経費、そして用地取得や工事費等に要した経費に分けてそれぞれお答えいたします。まず、基本設計や調査費等に要した経費につきましては2,200万円です。次に、用地取得や工事、こちらに要した経費は約2億9,900万円となっており、そちらを足すと総額で3億2,100万円ほどとなっております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） だから、その調査費を前計画と現計画に分けてそれぞれ幾らかかったかと、用地買収費等で前計画と現計画をそれぞれ分けて答弁してほしいという趣旨でこの質問を書いたのですが。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 大変申し訳ございません。全体の金額を、基本設計・調査費と分けただけの今数字となっております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これを議事録に残したかったので、あえて前に資料を頂いているんですけども、お聞きしたんですけども、前計画、複合グラウンドのときの計画で調査費、また業務委託、設計業務等の委託でかかったお金が959万400円、令和元年度から新たな請願が出された後が2,066万8,750円ということで、まず前の計画でもう設計等々で959万円かかっていると。新たな拡張計画でもって2,066万円ほどかかっているということでありまして。要するに959万400円というお金は全く無駄になってしまったということですね。用地買収については、ほぼそこは見直しの計画に基づいても使えるということ、その部分は無駄ではないにしても、前の計画の策定等にかかったこの959万円というのは全く無駄になってしまったのかなという気はいたします。これは議事録に残したかったのであえて、資料はあったんですけどもお聞きしたんです。

では、続きまして、財源について伺うものであります。

前回の質問で述べたように、前計画に基づく基本設計において事業費が8億円かかることとされ、補助金等の財源を確保できず事業が進まなかったという経緯があります。このところの物価高騰に見れば、前計画を実施するにもこの金額では済まない、8億円では到底済まないということでありまして。というのは、先月末にあった漆原総社線について考えてみ

ますと、令和2年7月の漆原総社線に着手するよといったときに、そこで説明があったのは、第1工区でもって2億3,000万円とされた概算の工事費が、この前の2月末の説明においては、この事業費が4億8,800万円と倍以上になったわけであります。

このことを考えたら、複合グラウンドを造るのだってほぼそれくらい、16億円、17億円、18億円と、そういったお金がかかってくるのかなというふうに思います。そのことを考えたら、拡張計画の見直しをしたらもうちょっとお金がかかるのかなというふうにも思います。そういったことで、財源の確保というのは欠かせません。自主財源だけではやっていけないので、補助金等の確保がなければこの事業というのは、幾ら計画を立てたと、餅の絵を描いたと、でも食べられない餅であるということになってしまいます。前回、補助金等の見通しにつきまして伺いましたところ、その見込みがありそうなものということでt o t o助成金ということで挙げられておりました。このt o t o助成金の概要について説明をお願いします。

議 長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ご質問のスポーツ振興くじ助成金の概要についてご説明いたします。スポーツ振興くじ助成金には様々なメニューがあり、その中に地域スポーツ施設整備助成というメニューが該当し、サッカー場の芝生化事業、この事業は天然芝でも人工芝でも助成対象となるのですが、こちらの助成金の限度額が4,800万円ほどとなっております。

議 長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今4,800万円ということで、少なくとも16億円以上はかかりそうな事業に対して4,800万円の補助金ということは、ほとんど自主財源で賄うしかないというような状況、本当に起債するにしてもすぐに建てられるものなのかなと。前の複合グラウンドは959万円かかって計画が立てられて、補助金というのがなかなか見つからなくて実施に移れなかったという、そういう経緯があります。にもかかわらず、さらに見直しをして200メートルトラックが400メートルトラックになり、また芝張りのサッカー場ということで、よりよい施設があれば町民にとってはすごくいいことかもしれないけれども、できるものとできないものというのがありまして、この前の計画の九百何十万円を無駄にして、新たにまた計画策定等で2,000万円以上をかけていると。効率的な事業と言えるんでしょうかと。町長は、前回この町の財政状況についてどう思うかというようなことで、なかなかやらなければならない義務的経費というものが人口増も踏まえて多くなって、なかなか思うように事業展開できないと、そういうふうにおっしゃっていま

したよね、町長。まず、確認ですけれども。

議長（廣嶋 隆君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 述べておりました。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そのような中において、町長が再検討だと。これが町長就任後初の6月議会のときに町長の発言で出たお話であります。それから見直しにかかった費用が2,066万円、これについてもどうも今もらえそうな補助金というのは、事業費は恐らく16億円以上かかるであろう。にもかかわらず、4,800万円がもしかしたらもらえるかもしれないと、このような状況であります。果たしてこれできるんでしょうか。全く疑問を呈せざるを得ません。

次の質問に移ります。総合計画実施計画における八幡山グラウンドの整備計画見直しについてということで、先日2月の26日でしたか、吉岡町総合計画実施計画ということで企画財政のほうから説明ありました。この中で八幡山グラウンドの見直しについての項目を見ますと、それぞれ行革の一環として事業の妥当性、有効性、効率性、これを見ながら今後の事業展開を考えていくというのが今後の町の方針らしいですけれども、その中で八幡山グラウンドの拡張工事の見直しについての事業の妥当性についての判断なんですけれども、②において、厳しい財政状況の中、次年度以降実施する緊急性が認められないについて、いや、認められるんだとの判断がなされているわけでありまして。厳しい財政状況の中で、次年度以降これを実施する緊急性があると。これはどのような基準でこのような結論に至ったのか。本当はもうちょっと一つ一つの項目についてどのような判断材料でこのような判断をなされたのかお聞きしたいところでありまして、一番気になったこの緊急性について、なぜこのような判断に至ったのか伺いたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 八幡山グラウンド整備計画見直しにつきまして、ご質問の実施計画シート中の項目、事業の妥当性②につきましては、次年度以降も請願の内容を反映して、よりコスト面においても実現性を高める計画立案に向けて、継続的に取り組んでいきたい。そんな中で、このシートの内容がこういう緊急性が認められないという形の中で「ある」という形で記載をさせていただいております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 通常、緊急性という、これがなかったら町民がもういろいろ不便を来すとか、それがなかったなら大変にみんなが困ると、だからすぐやらなければいけないんだ、これが緊急性の判断だと思います。でも、今のあれだと、町内の各種団体の請願が上がってきたと、だからそれをなるべくかなえたいと。それはいいんですよ。それは本当に行政として多くの町民の願いをかなえたいと。その思いと、それが果たして緊急なのかそうでないかの判断というのは別問題だと思うんですけども、いかがですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 確かに請願の内容につきまして、実現に向けてということで、これは当然執行側としても実現に向けての努力は必ずしていかなければいけないと。そんな中でこのシートを今進めているわけですけども、今年度、先ほども説明さしあげたように、基本計画の策定支援業務委託をしております。そんな中でも来年度、これを皆さんに説明をしなければいけない、また町民の皆様にも説明しなくてはいけないという形での、これが継続的に取り組んでいくため、そこをシートの中での緊急性があるかないかと言われてしまうと、緊急性ではなくて、来年度はこうしたい、これについてしっかり説明をして、それに向けて基本計画の策定に向けて取り組んでいきたいという意味での緊急性ありシート、あくまでもこのシートの中での話でございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） ちょっと企画財政課長に聞きたいんですけども、この緊急性というのはどういうことを言っているんですか。一応実施計画の担当だと思うので、申し訳ないですけども、答弁をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） この設問に関しましては、各担当のほうで判断した緊急性ということで、緊急性についても、本当の緊急性と遠からず先の緊急性と、いろいろ考え方があってと思いますが、その中での担当の判断というふうに考えています。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔1 1 番 坂田一広君発言〕

1 1 番（坂田一広君） 担当が緊急であると判断すれば、それが行革なんだと。特に客観的な基準はないよと。もう担当の判断にこの辺は委ねているんだということで、一応理解しました。次の質問なんですけれども、このシートの八幡山グラウンドに関しての部分なんですけれども、この特記事項という、特に記載すべき事項ということで、この中に令和元年度

「吉岡町八幡山公園の整備拡張の再検討を求める請願」が提出されました。これに伴い、基本計画の見直しを認める中云々というふうを書いてあるわけであります。ただこの事業の発端というのは、町長が令和元年6月に初めて公式の席で少なくとも議事録に残る形で言い始めたのが発端であって、前の複合計画のときには町民等からの請願が採択されて、その後平成24年に採択されて、それで平成25年から実際に調査業務とか、土地の取得とかが始まったんだけど、今回の拡張計画の見直しというのは町長が先にあって、その後請願が出され、恐らく議会としても、町長ができる、やると言っているんだから、その部分で町民からもこういう声が上がっているしということでゴーサインが出たというふうに私は理解しておりますけれども。でも、それだって全会一致ではなくて3名ほど反対された議員、反対されたと敬語を使うと私も含めることになるからあれなんだけれども、でも議会の意思としては採択だよということであります。

そうすると、何かこの特記事項を見るといって、請願が出されて各種団体がそういう要望を出したから一生懸命やっているんだよというふうに思えるけれども、そもそも論として言い出しっぺは町長なわけであります。事の始めは、特記事項の記載というのはちょっとおかしいような気がするんですけども、説明を求めます。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会では、こちら先ほどの繰り返しになりますが、町民の要望が高く、令和元年に採択された請願の内容をまず重視した形で、現在400メートルトラックとサッカー場の整備を優先した計画で進んでおります。そして、これが第6次総合計画、2022年から2031年の総合計画という形の前期基本計画の実施計画という形で記載させておりますので、こちらの教育委員会で進めている内容といたしましては、こちらの採択の内容を重視した形で今計画を進めさせていただいているという形の記載となっております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） では、次の天神東公園について伺います。

この天神東公園というのは、昨年度の予算で関連する事項というのが記載されました。お話を聞きますと、対象面積が1.5ヘクタールあって、その中からゾーニングしていくというような作業を今年度やるというようなお話でありましたけれども、どうもその面積等々を見ていると、身近な公園というよりはもうちょっと大きな規模の公園になるのかなというような気がいたします。そういったことで総合計画には何かのっているんかいと前回質問したわけでありましてけれども、総合計画にはのっていないと。比較的規模の大きい

事業にもかかわらず、極めて唐突にこのお話が出てきたように感じます。緊急性があるというふうには感じません。投資をするのであれば、もうちょっと別なところにどンドンどン、投資するお金がなくて困っていると言っているんだから、町長は。この事業が始まった経緯というのはどういう経緯なんですか。説明をお願いします。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 天神東公園の整備につきましては、公園へのニーズが複雑化の傾向にある中におきまして、既存公園にはない新たな付加価値をつけた多機能的な公園が必要と考えたものでございます。そのためには、一定規模の広さが必要になる考えから、財政面や効率面を考慮し、既存の公園施設の充実化を図っていききたいという考え方からでもございます。

公園の様々な利用形態を考慮する中におきましては、天神東公園は、道の駅や温泉施設、また、サイクリングロードが近接することから、こうした施設を含めた利用の促進につながる相乗効果を期待しまして、天神東公園の施設整備計画基本構想の策定に着手をしたところでございます。

公園整備の必要性につきましては、道の駅よしおか温泉や周辺施設が吉岡町の東の玄関、町の観光シンボルとして、より魅力的な施設としてにぎわい創出が図られることを目的にしております。規模は違いますけれども、昨年オープンしました道の駅まえばしとは違った魅力を生み出すためにも、道の駅よしおか温泉周辺一帯で多機能かつ一定規模を有する付加価値をつけた公園整備が不可欠と判断し、構想に着手をしておるものでございます。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 前橋に新たな道の駅ができるというのはもう何年も何年も前から我々は知っておりましたし、そのことについて、あそこに道の駅ができてしまったら吉岡町の道の駅は経営が圧迫されるのではないかというような、危惧される質問をされる議員さんもかつていらっしゃったことは私も覚えています。そのことからしたら、令和4年に総合計画というものが策定されました。そのときに何で議論ができなかった。私は唐突だというふうに申し上げたのは、比較的規模の大きい事業であって、総合計画という町の基本的な計画を立て直す機会があったにもかかわらず、そこに一切何の記載もなく、ここに突然予算書に天神東公園関係の比較的規模の大きな事業がのっている。であるからこそ、今の質問を述べたんです。総合計画策定の際にこれをのせるという議論はなかったんですか。

議長（廣嶋 隆君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現行の総合計画の策定に当たってでございますけれども、このときの経緯につきましても、私は詳細については確認できないんですけれども、そのときに議論があったかないかというところにつきましても、この場での発言につきましても確認できませんので、控えさせていただきたいと思います。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） いずれにしても、比較的規模の大きい事業で議論をする時間的余裕もあつたにもかかわらず、そういった計画に少なくともものっていないわけですね。議論の有無は今課長の答弁のとおり答えられないと。当然で、そのとき別な課の課長でしたからね。それはいいんです。要するに、大きい規模で議論する余地があつたのにのせないで唐突にのせる、これ自体が唐突な行為であつて、計画的な行政というようなことで総合計画とかにものっておるわけでありまして。総合計画と予算書の結合というようなことはのっています。そういったことにもちょっと合致しないかなという気もいたしますし、大きい事業をやるんだつたら、もうちょっと予算書にこちょこちょと関連予算をのせて、今まで議会がそれを承認しているんだからやるぞと、そういうような言い方はやめていただきたい。どういうビジョンの下でここをやりたいのか、きちんと議会に説明してほしい。そういうことだけ述べておきます。

次、身近な公園についてをお聞きしようと思いましたが、ちょっと時間の都合がありますので、④の給食センター建て替え事業について伺うものであります。これは12月にもお聞きしたことでありますけれども、とにかく用地が買収できないことには次のステップに進めないと。用地交渉についてどれくらい進んだのか、それを伺います。

議長（廣嶋 隆君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 給食センター建て替えの候補地につきましては、道路アクセス、敷地面積、敷地の形状、3校への供給配送時間、周辺環境に及ぼす影響などを考慮いたしまして、令和4年度に開設した明治第2学童クラブの東側の土地を候補地として現在考えております。また、地権者の方にも事業に対してのご理解はいただいているところでございます。今後、用地取得に向けた土地の鑑定評価等を実施して、取得に向けた業務を進めていき、また、並行して基本計画の策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると、来年度中には用地買収が済んで、基本計画の策定業務委託が補正か何かに入るかなぐらいに思っていればよろしいということですか。

議長（廣嶋 隆君） 高橋事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現時点での予定となりますが、用地交渉、用地取得と並行して基本計画の策定業務について、またそれがプロポーザルをやるとかというところはあるんですけども、そちらについては令和6年度中に動き始めて、いつの補正予算等になるかについては、ちょっとここで言及はできないんですけども。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 自治会要望について伺います。毎年毎年、年何回か自治会要望一覧ということで、議員にもその自治会から上がってきた要望がどれくらいかなえられているかという進捗状況についてお知らせがあります。本年度からちょっと様式が変わって、過去3年分というようなことでありますけれども、ちょっとこの様式で要望がございまして、最初に受け付けた3年ごとに見直すというのはそれでいいんですけども、最初に受け付けた年ぐらいはこれに記載していただきたいと思うんですけども、その辺のお考えを伺ってよろしいですか。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） この自治会要望一覧を議員さんのほうに配付させていただいております。受付年月日というものが様式の中に入っていると思います。そちらのほうで判断ができるのかなというふうに考えております。以前の部分については、また1回チャラになりまして、必要であればまたそれが復活してくるという形で考えていただければと思います。

議長（廣嶋 隆君） 坂田議員。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 終わります。

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、11番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問が全て終了しました。

散 会

議長（廣嶋 隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後3時16分散会

令和6年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和6年3月18日（月曜日）

議事日程 第5号

令和6年3月18日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告) [第2～第32]
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第11 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第12 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第13 議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例

(討論・表決)

日程第14 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第15 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第16 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第17 議案第18号 町道路線の認定・廃止について

(討論・表決)

日程第18 議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第19 議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)

(討論・表決)

日程第20 議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第21 議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第22 議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第23 議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第24 議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第25 議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第26 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算

(討論・表決)

- 日程第27 議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第28 議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第29 議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第30 議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第31 議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算
(討論・表決)
- 日程第32 議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算
(討論・表決)
- 日程第33 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)〔第34〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第34 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願
(討論・表決)
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第36 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第38 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第39 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第40 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎守人君	2番	春山和久君
3番	藤多ゆかり君	4番	大井俊一君
5番	秋山光浩君	6番	宮内正晴君
7番	小林静弥君	8番	富岡栄一君
9番	飯塚憲治君	10番	富岡大志君
11番	坂田一広君	12番	飯島衛君
13番	小池春雄君	14番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	米沢弘幸君	住民課長	一倉哲也君
健康子育て課長	中島繁君	介護福祉課長	永井勇一郎君
産業観光課長	岸一憲君	建設課長	笹沢邦男君
税務会計課長	中澤礼子君	上下水道課長	大澤正弘君
教育委員会事務局長	高橋淳巳君		

事務局職員出席者

事務局長 福島良一 主任 大橋美穂

開 議

午前9時30分開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程の日程第1で、委員会に付託した請願の委員長報告を、日程第33で行いますので、各委員長におかれましては、よろしくをお願いします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員会に付託した議案について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会の各委員長から委員長報告を求めます。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日、本会議場にて議長より当委員会に付託されました議案について、3月14日木曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例については、消防団協力員が火災現場などに出動した場合に対し、出動報酬はないのかの質疑に対し、報酬はないとの回答があり、けがなどの補償については、保険を掛けている。

新聞報道にて活動がない団員に対しては、報酬は不支給とした市があるが、吉岡町の対応についての質疑に対し、数年間活動のない団員については、分団長、役場より退団していただくよう声がけをしている。

4分団では女性団員がいるとのこと、このことを広報などで知らせ女性団員や学生団員

などの消防団員を募集したらに対しての質疑に対し、広報していきながら増やしていければとの回答がありました。

また、今、社会問題になっている各団員に支払われている報酬を集め分団の活動費に使われているのではないか、チェック体制は取れているのかの質疑に対し、各分団に聞き取りをしたところ、コロナ禍もあり分団の活動自体が今はないし、強制的な集金もしていない。自分の意思で食事会参加のときには会費のみを集めているとのこと。今後も、分団長会議等で、任意であっても強制的な集金がないよう周知させていきたいとのことなどの質疑がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例については、委員以外の方の出席をした場合の守秘義務とあるが、委員以外とはどのような方を言うのかとの質疑に対し、例えば、特定空家として認定するときに、地元自治会長や建築関係で専門的な知識者などに参考意見をもらうための人たちを想定しているとのこと。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第18号 町道路線の認定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

以上報告します。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会小林静弥委員長、委員長報告をお願いいたします。小林委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小林静弥君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林静弥君） 令和6年3月18日、文教厚生常任委員会、議案審査報告を行います。

3月1日、本会議にて、議長より当委員会に付託されました議案について、3月15日金曜日午前9時30分から委員会室におきまして、委員全員、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、文教厚生委員会開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、第23条の施設等がホームページ等々を持っているということが前提なのかとの質疑に、町内の6園についてはインターネット等のホームページを開設しており、問題ないとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料の段階を変更することで、これは何%ぐらいの値上げになるのかとの質疑に、現在10段階から13段階に変更になった際には、全体で0.42%を見込んでいるとの答弁。低所得者は値下げをして収入が多いところには値上げをしたという、その分岐点分からないがとの質疑に、値下げについては第1段階から第3段階については、必ず値下げということになっている。中間所得の方に関しては、仮に同じ所得であればほとんど保険料に影響が出ないような設計にはなっており、第6段階、第7段階あたりから所得区分が変わってきているので、一概にどの方が値上げになるかが把握し切れていない。ただやはり、低所得者を安くする部分で所得の多い方に関してはどうしても値上げという制度設計になっているとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例については、令和6年度の80歳、85歳の対象人数や本条例の変遷の経緯や周辺自治体の状況などの質疑応答がありました。

また、敬老年金を長寿祝金と名前を替える、敬老をあえて外したという意味が理解できないがとの質疑に、高齢者を敬う気持ちはこれからも続けていき、いろいろな施策の中で高齢者に対する事業に展開していきたいとの答弁。この分の予算は、老人福祉、高齢者福祉に向けられないと、その説明の趣旨から外れるかと思うが、今後どのような形でこの部分を事業展開するのかとの質疑に、この予算を高齢者のためだけに全て使うということではなく、これから高齢者が吉岡町で長く暮らし続けられるための施策を実現していきたいと考えているとの答弁がありました。

質疑終了後、反対討論が1件あり、賛成討論はありませんでした。採決の結果、賛成多

数、原案適正と認め、可決いたしました。

議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、該当施設というのは何施設あるのか、そのウェブサイトはあるかとの質疑に、吉岡町地域包括支援センターが担当の事業所で、包括支援センターのホームページがあるとの答弁。担当課が異なると同じ意味でも文言が異なって分かりにくい。条例については、町長の下で一元管理できないかとの質疑に、全部を確認すると、非常に時間がかかることになるので、できる範囲で説明で述べていくということで今後とも考えているとの答弁。今回の改正で、新第4条第2項について事業所ごとに、1人以上の介護専門員を置かなければならないものとする義務づけがあるがとの質疑に、地域包括センターには、介護支援専門員の資格を持った職員がいるとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、身体的拘束はやむを得ないときと書いてあるが、今まで吉岡町に関係する行為としてこういう報告があったかとの質疑に、身体的拘束に関しては、本人の生命、身体に危険があるような場合に関してやむを得ず行うことがあるが、総数については、町のほうで取りまとめていない。虐待につながるような身体的拘束の報告は受けていないとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例については、事業者への理解とプライバシーの保護の兼ね合いは、それをどうするかは一番難しいと思うがどう考えているかとの質疑に、事業所への周知は、条例制定後、町の広報とかホームページ、また様々な広報媒体を使って周知をしていく。社会協議会の法人募集で町内の事業所をくまなく回る。そのときに、犯罪被害者支援条例、事業者の責務を啓発するチラシを配りたいと考えている。

それから、犯罪被害者がその事業所等で犯罪被害を理由にした、例えば差別とか、いろいろな誹謗中傷などを受けてしまう場合があった際には、当然、窓口として役場が相談に乗るが、個別に町のほうから犯罪被害者本人の同意なく事業者と何か話をしたりとか、相

談したりということには行わない。しかるべき犯罪被害を支援する団体、警察、法律家に相談をしながら解決に導いていくという形になるので、あくまでも事業者には、こういった条例ができて、犯罪被害者に対してこれ以上、被害が及ばないように配慮されるよう町が積極的にPRをしていくような役割を考えているとの答弁。

犯罪被害に遭った人たちの生活をフォローするということになれば、一時的なものではなく長く引き継ぐと思う。様々なケースがあろうが、どういうふうにケアをしていくのかとの質疑に、具体的な支援の内容については、条例の中にはっきり定義したものではないが、相談窓口の設置、犯罪被害者等の経済的な支援、見舞金等の支給、犯罪被害者の支援に関する事業の実施及び住民や事業者等への啓発活動ということになる。いずれにしても犯罪被害に不幸にも遭ってしまった犯罪被害者等に一番身近な支援機関となるべき吉岡町が、様々な支援活動を迅速にしていきたい、寄り添う姿勢を出したいと考えているとの答弁。

県内で既にこの条例が制定済みの自治体の数はこの質疑に、令和5年12月末時点で、県内35市町村中24市町村が策定しているとの答弁。

チラシを作って配るのが年末とのことだが、第6条の事業者の責務というものもあり、6年4月1日からの施行にはタイムラグがあり過ぎるような気がするが、どのような考えかとの質疑に、チラシで直接PRできる機会は12月と話したが、それ以外でもやはりなるべく多くの機会に啓発ができるように取り組んでいきたいと考えている。他の方法として商工会とか勤労協議会等に働きかけを行って事業の周知をしてもらおうよう考えている。他の方法についても検討したいとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小林委員長、自席にお戻りください。

続きまして、予算決算常任委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日及び4日に、本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、3月7日から12日の4日間にわたり午前9時30分より委員会室において、執行より町

長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員全員の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

なお、各議案につきましては、歳入歳出ともに、款、項、目の目ごとに審査いたしました。

議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）については、歳入では、地方交付税やふるさと納税などについて質疑がありました。

歳出では、一般管理費で自治会事務委託料について、社会教育総務費の業務委託料などについて質疑がありました。

本補正は計数整理が主な減額補正です。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、見込額の減額が主で、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算については、歳入では、町税でたばこ税の増額、入湯税などについて質疑がありました。

繰入金では、財政調整基金繰入金や湧水対策施設維持管理基金繰入金、教育文化振興基金繰入金などに多くの質疑がありました。

雑入では、資源ごみ売払い金や実習生受入費などに多くの質疑がありました。

歳出では、総務費の一般管理費で自治会事務委託料や自治会振興助成金などに多くの質疑がありました。

財産管理費では、公共施設樹木管理・除草等業務委託料や駐車場整備設計業務委託料などについて質疑があり、67台分のことでした。

企画費では、タクシー運賃等助成事業委託料、地域乗合バス負担金、移住支援金などについて多くの質疑がありました。

社会福祉総務費では、生活困窮世帯向けリモート型学習支援委託料や温泉施設使用料、社会福祉協議会補助金などについて質疑があり、資料の提出を求めました。

老人福祉費では、買物代行業務委託料、長寿祝金、地域活動支援センターなどについて質疑がありました。

塵芥処理費では、一般ごみ収集委託料の入札についてや資源ごみストックハウスなどについて質疑がありました。

湧水対策施設維持管理費では、小倉揚水機場揚水ポンプ用備品等について質疑がありました。

都市施設費では、漆原総社線用地買収費や補償費などについて、住宅管理費では、町営住宅管理委託業務や北下団地の解体工事について質疑がありました。

教育の事務局費では、吉岡町オープンドアサポート事業委託料や学校給食事業特別会計繰出金について質疑がありました。

保健体育総務費では、部活動地域移行に係る謝礼について、給食センター費では新しく造る給食センターについて質疑があり、令和10年6月までの完成を見込むとのことでした。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算については、歳入では、第3子以降、給食費無料化分繰入金について質疑があり、170人を見込むとのことでした。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算については、審査の結果、原案を適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算については、被保険者数などについて質疑がありました。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算については、漏水や水道料金の今後などについて質疑がありました。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では審査の過程で課題となった事案について、要望書を提出することと決定いたしました。

予算執行等に関する要望事項。1、ふるさと納税の強化充実を図られたい。2、予算書決算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。3、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。4、委託料や契約の適正化（随意契約も含む）を図られたい。5、SDGsの推進を図られたい。6、学童保育の入所条件の緩和を図られたい。7、給食費の無償化を図られたい。8、ごみの減量化への取組強化と資源化を図られたい。

以上、委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

日程第2 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを委員

長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） ただいま上程をされております吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例に、私は反対の立場で討論を行います。

この条例は、これまで長寿祝金として80歳、85歳、そして88歳、90歳等を対象としておりましたけれども、その中で80歳あるいは85歳になられる方を削除するものであります。この対象者が約300人です。これを廃止することによってどれだけの意義があるかと。やはりこのお金を人生の一つの区切りとして楽しみに待っている方もおられます。私は、こういう人たちに対する町の高齢者対策、こういう観点から見て高齢者が納得できるものではないと思います。やはり高齢者を敬うという町が精神がここから消えていくような気がします。

よって、私は本議案に反対をするものであります。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することにいたしました。

日程第9 議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町犯罪被害者等支援条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を委員長の報告

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第16、議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 町道路線の認定・廃止について

議長（廣嶋 隆君） 日程第17、議案第18号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第18、議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第19、議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第20、議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第21、議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第22、議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第23、議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第24、議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 令和5年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第25、議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 令和5年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第26、議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） 私は、議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

まず、1点目でありますけれども、漆原総社線が今回1億円の予算計上がされておりますけれども、これにつきましては都市計画道路の順位ですけれども、この都市計画道路の

順位はそれなりの優先順位がありますけれども、この優先順位の規定が全く無視をされているというふうに思っております。今、果たして漆原総社線が最優先課題であるかどうかと、まずその検討しなければならないと思っております。前橋伊香保線のほうが私は大事じゃないかと。そしてまた、産業道路の延伸も必要だというふうに考えております。

また、本予算では、給食費の無料化も入っておりません。そして、この給食費の無料化は、吉岡町近隣では全て無料化となっております。先ほど、委員長から報告ありましたけれども、それなりの数で今は給食の無料化をするというところが多数になっております。本当に無料化をしないという町村は少数になってまいりました。

また、今回の審査の中でも敬老祝金、先ほども言いましたけれども、この300万円というものが、なぜこれを廃止しなければならないかという理由も、私は正当性がないと思っております。

そしてまた、ストックハウス、自然技術という観点からストックハウスを造ってごみの分別収集も行うということなんですけれども、その額が僅か39万9,000円という僅かなものであります。

また、この予算については真剣にこのSDGsの観点から予算組みがなされているかというふうに思うと、やはり私はその観点から欠けているというふうに思います。

以上のことから、本予算について、反対をするものであります。

議長（廣嶋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 令和6年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第27、議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第28、議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第29、議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第30、議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第31、議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 令和6年度吉岡町水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（廣嶋 隆君） 日程第32、議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 令和6年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 日程第33、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会に付託した請願の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。総務産業常任委員会の請願の付託案件審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月1日、本会議において議長より当委員会に付託されました請願1件について、3月14日木曜日、委員会室において委員6名全員、議長出席の下、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願の採択について審査しました。

意見では、今、大企業では賃上げが進んでいますが、中小零細企業では価格転嫁などの問題もあり、一概に時給を上げて全国一律というのは大変な状況だと思う。やはりある程度、消費者の理解も得て、価格転嫁をすると、物価が上がってしまう可能性があり、まずは中小企業が元気になってからではないかと思えます。

また、企業では、東京都、群馬では賃金の格差があり、物価が違うことで同じ賃金を出すと、東京圏の人たちが全く同じレベルに合わせることで自分がおかしいと思われるとのこと。

また、意見では、趣旨採択との意見がありました。

審査の結果、全会一致で趣旨採択といたしました。

以上、報告いたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 何点かお尋ねしますけれども、この最低賃金では高いところでは、東京は1,113円で、安いところは893円と220円の差がございます。先ほど、ちょっと分からない議論があったように聞きましたけれども、今、賃金が高いので、いわゆる地方から東京へ集中をしているということなんですよ。今、国は盛んにこの町でも中央から、いわゆる群馬県にあれば、地方にあれば何百万円、百数十万円という補助金を出しますよと。だから、首都圏から地方に出てきてくれということで、これは国を挙げてやっているんですよ。でも、今、聞いていると、何か東京の賃金が高くて町の賃金が安くて、そうすると、国が言っていることと皆さんが審査した中で導き出した結論というのは、私はちょっと相入れないものがあるんじゃないかと思っているんですよ。

それと、群馬県に住んでいる私たちが、今、群馬県では最低賃金が935円です。それで東京では1,113円ですよ。この差を何とか縮めましょうというのが、これは国民全体の総意だと思うんです。この中にあります、いわゆる3番目のところに、政府は最低賃金の上げができ、経営が継続できるよう中小業者への支援策を抜本的に拡充強化して、そして、国民の命と暮らしを守りましょうと言っているんですよ。実際に今、この最低賃金の中で時給935円、これで生活が、要するに様々な形態がありますけれども、最低賃金の人がありますよね。こういう人たちが本当にこの賃金で生活ができるんだろうかということの議論というのはなされたのかどうなのか。やっぱり住民目線での賃上げ、今、生活ができないから賃上げをしましょうと言っているわけですよ。ですから、これは地方自治体も一緒になって国民の声もそうですよね。日本でも今、ほとんど出ています大企業の賃上げなんですけれども、そこでも多いところでは2万円、3万円という多額な賃上げが回答されているという例もありますね。そういうものに対して、私は逆行するような考えがあるんですよ。

そういう中で趣旨採択になった理由がいま一つ分からないんですけれども、それについては深い議論というのはあったんですか。何点か質問しましたけれども、それらの点についてまずお答えをいただければと思うんですけれども、いかがですか。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君発言〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 今の質問に対して、労働者に対しての賃金の東京都圏より金額

が少ないということには、審査にはありませんでした。

ただ、中小企業は力がないと。賃金を同一にすることによって地元、吉岡町にある中小企業が賃金の上昇することによって、企業が倒産してしまう。企業が倒産しますと、当然、雇用がなくなると。まずは、中小企業支援、中小企業が元気になってからの賃金値上げということです。以上です。

議長（廣嶋 隆君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この3番目に今、委員長が言われたことなんですけれども、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるよう中小業者に対して支援策を抜本的に拡充すると。だから、今言われた懸念があるから、そういう人たちに対して国が責任を持って支援してくださいねということを行っているんですよ。中小業者だけのおまえの力でやれというんじゃないなくて、そういう人たちに対しても、賃上げできない人たちに対しては国の制度として支援をしてくれというふうに言っているんですよ。だから、こう言っているわけですから、町の中小業者はできないと。だから、そういう分というのは国の施策として賃上げのための支援してくれということになれば、仮に200円上げましょうといたら200円の150円分というのは、それは国が補助してそれで賃上げをしてくれと言っているんですよ。

そうすると、先ほど言ったことはちょっと皆さんが懸念されていることとは違って、そこがこの中でこういう形でフォローしてくださいと言うのと、やっぱり生活者が生活者として生活できて、やっぱり一極集中を、今、どんどん集まっていますよね。東京首都圏は人口増えていますが周りの市町村は人口が減っていると。だから、それを賃金は、やっぱり皆、賃金が高いところに集まりますから、私たちが今まで今定例会でも審議した中でもそうじゃないですか。いろいろなものを国が支援するから150万円、200万円やるから我が町に来てくれと。そういうふうにしましょうと言っていることなんですけれども、ちょっと言っていることとやっていることが矛盾しちゃうような気がするんですけども、その辺についてのご審議はいかがでしたか。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君発言〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 今、趣旨採択と決定しました。趣旨は十分分かるけれども、今は値上げをする時期ではないと委員会では判断いたしました。以上です。

議長（廣嶋 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

日程第34 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の提出を求める請願

議長（廣嶋 隆君） 日程第34、請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定いたしました。

ここで休憩を取ります。再開を11時とします。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第36 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第37 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（廣嶋 隆君） 日程第35から第39までの各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出5件を分離して採決します。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第40 議会議員の派遣について

議長（廣嶋 隆君） 日程第40、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） これで、本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年第1回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年から上昇基調が続く日経平均株価は、今年2月に市場最高値を更新し、2024年春闘では、大手企業において満額回答が相次ぐなど、今年に入り経済的に明るい兆しが見える報道がされております。

しかしながら、昨今の物価高が続く中で、多くの方々の生活水準の向上は、まだ実感できる状況とはなっておらず、引き続き、国や県の動向を注視しつつ、町民の生活実態に目を向けた施策を展開していかなければならないと考えております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

年度末を迎え今年度の業務をしっかりと締めくくるとともに、新しい年度に向けた準備にも取り組んでいく所存です。それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見につきましては、今後の町政執行の中で留意してまいりたいと考えております。

大分春めいてまいりましたが、気候の変化が厳しい傾向は続いております。議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和6年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議員 坂 田 一 広

吉岡町議会議員 飯 島 衛